

目 次

第 1 号 9月8日（月曜日）

令和7年度下郷町議会 9月会議会議録（第1号）	1
議事日程第1号	2
開議	3
会議録署名議員の指名	3
会議日程の報告	3
諸般の報告	3
行政報告及び町長提案理由の説明	4
請願・陳情	8
散会	9

第 2 号 9月9日（火曜日）

令和7年度下郷町議会 9月会議会議録（第2号）	1 1
議事日程第2号	1 2
開議	1 3
一般質問	1 3
山名田久美子君	1 3
星 邦一君	1 9
星 和志君	2 8
休会の件	3 7
散会	3 7

第 3 号 9月12日（金曜日）

令和7年度下郷町議会 9月会議会議録（第3号）	3 9
議事日程第3号	4 0
開議	4 2
報告第 8号 令和6年度下郷町健全化判断比率等について	4 2
議案第 9号 令和6年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	4 5
議案第10号 令和6年度下郷町簡易水道事業会計決算の認定について	4 5
議案第11号 令和6年度下郷町農業集落排水事業会計決算の認定について	4 5
議案第12号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定について	8 0
議案第14号 新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税等の減免の特例に関する条例を廃止する条例の設定について	8 1
議案第15号 平成15年度の冷害による被災者に対する町民税の減免に関する条例を廃止する条例の設定について	8 2

議案第 16 号 個人の町民税に係る町税条例の臨時特例に関する条例を廃止する 条例の設定について.....	8 2
議案第 17 号 令和 7 年度下郷町一般会計補正予算（第 2 号）.....	8 4
議案第 18 号 令和 7 年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）.....	8 4
議案第 19 号 令和 7 年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）.....	8 4
議案第 20 号 令和 7 年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）.....	8 4
日程の追加.....	9 9
請願・陳情.....	9 9
日程の追加.....	1 0 0
議員提出議案第 2 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出について.....	1 0 1
町長提案理由の説明.....	1 0 1
報告第 9 号 専決処分の報告について..... （専決第 2 号 損害賠償の額の決定及び和解について）	1 0 2
議案第 21 号 下郷町（芦の原）簡易給水施設の指定管理者の指定について.....	1 0 4
散会.....	1 0 6

令和7年度下郷町議会9月会議会議録第1号

招集年月日	令和7年9月8日			
本会議の日程	令和7年9月8日から9月12日までの5日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和7年9月8日 午前10時00分	議長	湯田 健二
	散会	令和7年9月8日 午前10時30分	議長	湯田 健二
応 招 議 員	1番 渡 部 哲	2番 星 昌 彦		
	3番 佐 藤 勤	4番 湯 田 純 朗		
	5番 猪 股 謙 喜	6番 小 玉 智 和		
	7番 大 竹 浩 治	8番 星 和 志		
	9番 星 邦 一	10番 山名田 久美子		
	11番 星 能 哲	12番 湯 田 健 二		
不応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	1番 渡 部 哲	2番 星 昌 彦		
	3番 佐 藤 勤	5番 猪 股 謙 喜		
	6番 小 玉 智 和	7番 大 竹 浩 治		
	8番 星 和 志	9番 星 邦 一		
	10番 山名田 久美子	11番 星 能 哲		
欠 席 議 員	4番 湯 田 純 朗			
会議録署名議員	10番 山名田 久美子	11番 星 能 哲		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	町 長 星 學	副 町 長 室 井 哲		
	参事兼総務課長 湯 田 英 幸	総合政策課長 佐 藤 英 勝		
	税 务 課 長 大 竹 浩 二	町 民 課 長 星 敦 史		
	健康福祉課長 玉 川 清 美	農林課長兼任 農業委員会事務局長 猪 股 朋 弘		
	参事兼建設課長 玉 川 武 之	会計管理者 室 井 俊 之		
	教 育 長 湯 田 嘉 朗	教 育 次 長 只 浦 孝 行		
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	事 務 局 長 荒 井 康 貴	書 記 室 井 徳 人		
	書 記 玉 川 和 哉			
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和 7 年度下郷町議会 9 月会議議事日程 (第 1 号)

期日：令和 7 年 9 月 8 日 (月) 午前 10 時開議

開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

10 番 山名田 久美子

11 番 星 能 哲

日程第 2 会議日程の報告

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告及び町長提案理由の説明

日程第 5 請願・陳情

委員会付託

(総務文教常任委員会)

陳情第 2 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情

散 会

(会議の経過)

○議長（湯田健二君） おはようございます。

始まる前に、議会事務局長より発言を求められておりますので、これを許可します。

議会事務局長、荒井康貴君。

○議会事務局長（荒井康貴君） おはようございます。

令和6年度下郷町歳入歳出決算審査意見書に一部誤りがありましたので、本日開会前に訂正させていただきました。今後このようなことがないよう対応してまいりますので、この場をお借りしておわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（湯田健二君） 開会に先立ちましてご連絡申し上げます。

本日の会議散会後、議会全員協議会を開かせていただきます。案件につきましては、お手元に配付されておりますので、よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員は11名であります。4番、湯田純朗君から欠席する旨の届出がありました。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年度下郷町議会9月会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程はあらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（湯田健二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において10番、山名田久美子君及び11番、星能哲君を指名いたします。なお、両君には今会議の会議録についてのご署名をお願いいたします。

日程第2 会議日程の報告

○議長（湯田健二君） 日程第2、会議日程の報告を行います。

今会議の日程は、さきの議会運営委員会において、お手元に配付しております会議日程表のとおり、本日から9月12日までの5日間にすることで決定されたことを報告いたします。

日程第3 諸般の報告

○議長（湯田健二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会事務局長、荒井康貴君。

○議会事務局長（荒井康貴君） 諸般の報告をいたします。

皆さんのお手元に本年6月会議から今9月会議までの間の議員の皆さんの活動状況を記載して配付してございます。

また、議員の派遣内容を記載し、お手元に配付してございます。

さらに、今会議に説明員として出席されます執行機関の職氏名一覧表につきましてもお手元に配付してございます。

以上、配布をもちまして諸般の報告といたします。

日程第4 行政報告及び町長提案理由の説明

○議長（湯田健二君） 日程第4、行政報告及び町長提案理由の説明を行います。

町長から行政報告及び提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提案に係る議案を一括上程いたします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和7年度下郷町議会9月会議の開催に当たり、議員各位におかれましては大変お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本会議におきましては、報告1件、議案12件をご提案申し上げますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願ひを申し上げます。

さて、この夏は昨年に引き続き全国的に高温となり、気象庁が異常気象と言うほど記録的な猛暑が続いております。9月も厳しい残暑が予想され、暑さの出口が見えない状況となっております。皆様におかれましては、体調管理など十分ご自愛をいただきたいと思っております。

このような中、県内の農業分野でも最も権威のある福島県農業賞の受賞者に音金地区の星由夫、カツ子夫妻が選ばれました。星夫妻は、水稻、ソバのほかにリンゴなどの果樹栽培を地域の気候条件に合わせ、創意工夫を凝らしながら行うとともに、夫由夫氏につきましては町鳥獣被害対策実施隊の活動に加入し、農作物の被害防止に寄与し、地域の貢献度も高いことから、今回の受賞となりました。心よりお祝いを申し上げますとともに、今後ますますご活躍をお祈り申し上げます。

さらに、県内の有料道路愛護団体に贈られます道路愛護会長表彰を張平地区自治会が受賞されました。この表彰は、多年にわたり道路の美化、清掃、沿線緑化に努め、その功績が特に顕著な団体に贈られるものです。張平地区自治会は、組織設立時から国道289号線の清掃、植樹作業など景観の維持に努め、地域全体に貢献してきた実績が認められたものでございます。今までの取組に敬意を表するとともに、今後も引き続きほかの組織の模範となり、地域文化活動に取り組んでいただければと思っております。

続きまして、行政報告でございますが、国重要伝統的建造物群保存地区大内宿の夏の風物詩、半夏まつりが7月2日、古式ゆかしく開催されました。平日にもかかわらず、歴史のある行列を一目見ようと多くの観光客やカメラマンでにぎわいました。

次に、7月25日から3日間、豊洲市場及びイトーヨーカ堂大森店において、会津17市町村トップセールスが開催されました。この事業は、JA会津よつばと会津地方17市町村が連携し、会津青果物等の消費拡大に向け、会津の食材を紹介するとともに、会津地方の農業活性化のため、会津の魅力を都市圏に発信し、会津地域の交流人口の拡大、風評被害の払拭を目的に開催されました。販売促進会では、ヨーグルトやえごまドレッシング、じゅうねん味噌などを販売し、大変好評を得たと伺っております。

8月11日には、下郷町制施行70周年を記念した講演会が下郷ふれあいセンターで開か

れました。町及び町教育委員会の主催により町内外から約60名が来場し、世界各地の紛争地を取材する戦場カメラマンの渡部陽一氏が講師となり、平和と命の大切さをテーマに、戦争の物すごさや現地で出会った人々の姿を自身の写真とともに、渡部さんは戦後80年という節目にも触れ、過去に思いをはせながら、これからの中の平和につながっていくと静かに語りかけました。平和の尊さと命の重みを胸に刻む、心に残る講演となりました。

8月13日には、議員各位のご出席をいただき、二十歳のつどいが執り行われ、今年度20歳を迎える対象者40名のうち33名が参加し、晴れの日を祝福しました。式には中学時代の恩師なども出席し、級友との思い出話に花が咲き、喜びの声で会場が包まれていました。

今月に入り、昨日は6年ぶりに町防災訓練が行われました。前日まで連日雨が降り続いている状況下で、午前7時55分、本町において強い直下型地震が発生し、役場庁舎の震度計で震度6強を記録したことを想定し、実施されました。近年は、気象や雨の降り方の変化に伴い、各地で豪雨災害が発生し、また少子高齢化など社会環境の変化も生じてきています。このような状況を踏まえ、この訓練を通して、町民の皆様の防災意識の高揚に努めるとともに、今後とも安全、安心な地域づくりを推進してまいります。

それでは、本会議にご提案いたします報告1件、議案12件についてご説明を申し上げます。報告第8号 令和6年度下郷町健全化判断比率等についてでございますが、本報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、一般会計等の普通会計に係る健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率について、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものであります。

議案第9号 令和6年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第10号 令和6年度下郷町簡易水道事業会計決算の認定について及び議案第11号 令和6年度下郷町農業集落排水事業会計決算の認定についてでございますが、本案につきましては地方自治法第233条第3項の規定及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、令和6年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算、令和6年度下郷町簡易水道事業会計決算及び令和6年度下郷町農業集落排水事業会計決算について、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものであります。五十嵐代表監査委員、猪股謙喜監査委員におかれましては、去る7月16日から決算及び健全化判断比率等に係る審査を実施され、8月29日付で意見書の提出をいただいております。この内容につきましては、後日、代表監査委員からご報告されることとなっておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。また、8月7日には、代表監査委員、猪股監査委員から審査結果について講評をいただき、その中でご指摘を賜りました事項につきましては、その要因を十分精査し、改善すべき事項につきましては速やかに改善を図ってまいりたいと考えております。今後も町民の皆様の福祉の増進を図ることを基本に、最少の経費で最大の効果を上げるという意識の下、効率的、効果的な事務事業の推進を徹底し、健全財政を堅持してまいる所存でありますので、ご理解を賜りますようお願ひを申し上げます。

議案第12号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、経済産業省より地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針等が告示され、その適用期間が延長されたことに伴い、福島県税特別措置条例が改正されたことから、町も同様に課税免除の適用期限を延長するため、所要の改正を行うものであります。

議案第13号 下郷町特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、東日本大震災復興特別区域法に係る総務省令において、課税免除または不均一課税に伴う措置の適用期限が令和8年3月31日までに延長されましたことに伴い、福島県特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例が改正されたことから、町も同様に適用期限を延長するため、所要の改正を行うものであります。

議案第14号 新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税等の減免の特例に関する条例の一部を廃止する条例の設定についてでございますが、新型コロナウイルス感染症及び蔓延防止の措置の影響により、収入の減少などの要因から国民健康保険税、介護保険料の納付が困難な者に対する減免措置を定めた条例でございますが、その適用期間が終了していることから、本条例を廃止するため、ご提案申し上げるものでございます。

議案第15号 平成15年度の冷害による被災者に対する町民税の減免に関する条例を廃止する条例の設定についてでございますが、平成15年度の冷害により農作物など特に甚だしい被害を受け、担税力を著しく喪失したと認められる者の納付すべき平成15年度の町民税を減免するため、措置を定めた条例でございましたが、その適用期限が終了していることから、本条例を廃止するため、ご提案を申し上げるものでございます。

議案第16号 個人の町民税に係る町税条例の臨時特例に関する条例を廃止する条例の設定についてでございますが、昭和58年度の所得税に係る臨時特別措置に対応して、昭和58年度分の個人町民税に係る負担軽減を図るための措置に相応する措置として、昭和59年度分の個人町民税について特別減税を行った条例がございましたが、その適用期限が終了していることから、本条例を廃止するため、ご提案を申し上げるものでございます。

議案第17号 令和7年度下郷町一般会計補正予算（第2号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ6,628万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億6,823万5,000円とするものであります。補正の概要でございますが、本補正につきましては、歳入におきましては、地方交付税等の交付決定及び前年度決算に伴う繰越金の確定による増額等を計上し、歳出におきましては、公用車カーナビ等に係るNHK受信料の増額、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した小中学生応援事業、その他各事業費の精査による増額など、所要の補正を行うものでございます。

それでは、主な補正について、歳出予算から款を追ってご説明を申し上げます。総務費でございますが、合計で4,772万円を増額するものであります。一般管理費では、公用車カーナビ等のテレビ受信契約に係るNHK受信料を143万円計上しております。当該受信料につきましては、令和6年度3月の予算特別委員会においてご質問をいただいたと

ところでございますが、その後、内部調査及びＮＨＫの確認により未契約となっておりました公用車カーナビ11台及び携帯電話4台分の受信料を計上させていただいたところでございます。企画費では、歳入のふるさと応援寄附金見込額400万円の増額に伴い、その返礼品に係る報償費、役務費及び委託料の合計で201万2,000円を計上し、寄附金から返礼品に係る経費を差し引いたふるさと応援基金積立金198万8,000円を計上しております。諸費では、民生費、衛生費に係る国庫支出金等精算に伴う返還金及び町税還付金の合計で3,306万6,000円を計上しております。賦課徴収費では、自治体情報のシステム標準化、共通化に伴う固定資産税情報の修正等に係る役務費及び委託料の合計で586万1,000円を増額計上しております。戸籍住民基本台帳費では、戸籍の振り仮名記載に係るシステム改修委託料を336万3,000円計上し、全額国庫補助となることから、歳入において社会保障・税番号制度システム整備費補助金を同額計上しております。

民生費でございますが、障害者福祉費におけるシステム改修委託料など合計で56万8,000円を増額するものであります。

衛生費でございますが、母子衛生費において、妊婦健診費時交通費支援事業補助金など合計で194万9,000円を増額するものであります。

農林水産業費でございますが、合計で62万6,000円を減額するものであります。国土調査費においては、今後見込額を精査し、現地案内謝礼金を57万4,000円増額計上しております。

商工費でございますが、小規模店舗等持続化支援事業費補助金及び物価高騰対応重点支援プレミアム商品券事業補助金の合計で700万円を計上するものであります。

土木費でございますが、合計で199万8,000円を増額するものであります。道路維持費において、除雪車両の点検整備等に係る公用車修繕料を699万4,000円計上しております。道路新設改良費では、国庫補助金の内示減により測量設計委託料3,000万円を減額し、姫川新規路線整備に係る工事請負費を2,500万円増額計上しております。

教育費でございますが、合計で716万4,000円を増額するものであります。学校管理費において、職員用のコンピューターOA室のサポート終了に伴うリース料を小中学校費との合計で152万6,000円を計上しております。教育振興費では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、義務教育課程の小中学生を支援するため、児童生徒1人当たり2万円の商品券を支給する小中学生応援事業に要する経費を小中学校費の合計で525万円を計上しております。

なお、本補正に伴い、収支の均衡を図るため、予備費を増額し、調整をしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、歳入予算の主なものについてご説明を申し上げます。地方交付税でございますが、本算定により普通交付税261万1,000円を増額計上するものであります。

国庫支出金でございますが、土木費国庫補助金において、歳出でご説明申し上げました道路新設改良費における測量設計委託料の減額に伴い、社会資本整備総合交付金事業国庫補助金を1,620万円減額しております。総務費国庫補助金におきまして、同じく歳出でご説明を申し上げました小中学生応援事業に係る財源といたしまして、物価高騰対応

重点支援地方創生臨時交付金488万9,000円を計上しております。

寄附金でございますが、7月11日に安張、大竹健二郎様から10万円の寄附をいただいたことから9万9,000円を計上するものであります。

繰入金でございますが、本会計の収支の状況を踏まえ、財政調整基金繰入金1億5,200万円を減額するものであります。

繰越金でございますが、令和6年度の決算に伴う前年度繰越金の確定により2億1,893万円を増額するものであります。

議案第18号 令和7年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ3,976万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億1,559万3,000円とするものであります。補正の概要でございますが、今補正につきましては、令和6年度の決算に伴う前年度繰越金の確定及び子ども・子育て支援金制度対応に係るシステム改修費の計上など、所要の補正を行うものであります。

議案第19号 令和7年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ309万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億691万4,000円とするものであります。補正の概要でございますが、今補正につきましては、令和6年度の決算に伴う前年度繰越金の確定及び子ども・子育て支援金制度対応に係るシステム改修費の計上など、所要の補正を行うものであります。

議案第20号 令和7年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ4,919万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億635万2,000円とするものであります。補正の概要でございますが、今補正につきましては、令和6年度決算に伴う前年度繰越金の確定、審査件数の確定による介護認定審査会共同設置負担金の増額及び前年度国庫支出金等の額の確定に伴う過年度収入及び返還金の計上など、所要の補正を行うものであります。

以上、本会議にご提案いたしました議案等についてご説明を申し上げました。詳細につきましては、後ほど所管課長等から説明させますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

最後に、さきの下郷町議会8月第1回会議でご報告申し上げました令和4年10月からの下郷町職員互助会会計の私的流用につきまして、調査が終了したことから、先日9月3日に第2回目の下郷町職員互助会理事会及び評議員会を開催し、互助会としての判断をお願いしたところでございます。私的流用の内容につきましては、カードの支払いが滞り、総額332万1,731円を私的流用したものであります。今後、互助会としての最終的な判断を受け、町としての最終的な対応が決定次第、議員の皆様に再度ご報告を申し上げますので、ご理解をお願いいたします。

日程第5 請願・陳情

○議長（湯田健二君） 日程第5、請願・陳情を議題とします。

この際、陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情の件を議題とします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情の件を総務文教常任委員会に会議規則第91条及び第94条の規定に基づき付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

再開本会議は9月9日であります。

議事日程を配ります。

(資料配付)

○議長（湯田健二君） 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（湯田健二君） 配付漏れなしと認めます。

本日は、これにて散会します。（午前10時30分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年9月8日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和7年度下郷町議会9月会議会議録第2号

招集年月日	令和7年9月8日				
本会議の日程	令和7年9月8日から9月12日までの5日間				
招集の場所	下郷町役場議場				
本日の会議	開議	令和7年9月9日 午前10時00分			議長 湯田健二
	散会	令和7年9月9日 午後 0時11分			議長 湯田健二
応 招 議 員	1番 渡 部 哲	2番 星 昌 彦			
	3番 佐 藤 勤	4番 湯 田 純 朗			
	5番 猪 股 謙 喜	6番 小 玉 智 和			
	7番 大 竹 浩 治	8番 星 和 志			
	9番 星 邦 一	10番 山名田 久美子			
	11番 星 能 哲	12番 湯 田 健 二			
不応 招 議 員	なし				
出 席 議 員	1番 渡 部 哲	2番 星 昌 彦			
	3番 佐 藤 勤	4番 湯 田 純 朗			
	5番 猪 股 謙 喜	6番 小 玉 智 和			
	7番 大 竹 浩 治	8番 星 和 志			
	9番 星 邦 一	10番 山名田 久美子			
	11番 星 能 哲	12番 湯 田 健 二			
欠 席 議 員	なし				
会議録署名議員	10番 山名田 久美子	11番 星 能 哲			
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	町 長 星 學	副 町 長 室 井 哲			
	参事兼総務課長 湯 田 英 幸	総合政策課長 佐 藤 英 勝			
	税 务 課 長 大 竹 浩 二	町 民 課 長 星 敦 史			
	健康福祉課長 玉 川 清 美	農林課長兼任 農業委員会事務局長 猪 股 朋 弘			
	参事兼建設課長 玉 川 武 之	会計管理者 室 井 俊 之			
	教 育 長 湯 田 嘉 朗	教 育 次 長 只 浦 孝 行			
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	事 務 局 長 荒 井 康 貴	書 記 室 井 徳 人			
	書 記 玉 川 和 哉				
議 事 日 程	別紙のとおり				
会議に付した事件名	別紙のとおり				
会議の経過	別紙のとおり				

令和 7 年度下郷町議会 9 月会議議事日程（第 2 号）

期日：令和 7 年 9 月 9 日（火）午前 10 時開議

開 議

日程第 1 一般質問

日程第 2 休会の件

散 会

(会議の経過)

○議長（湯田健二君） おはようございます。

開会に先立ち、ご連絡申し上げます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時0分）

日程第1 一般質問

○議長（湯田健二君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 議席番号10番、山名田久美子、通告書に基づき質問いたします。

今回は1点、観光関係団体の統合についてを質問いたします。令和3年6月定例会議において、一般質問で今後の下郷町観光事業をより発展させていくため、観光協会、観光公社、地域振興株式会社の統合を図り、窓口の一元化と経営の効率化を提案しましたところ、町長は観光事業の窓口一本化は重要であるため、見直しを検討していくこと、3者との協議をするテーブルにのせて検討していくと答弁されました。また、同年の12月定例会議で検討状況についての進捗状況を質問したところ、近隣市町村の組織状況について調査を行っており、その調査内容を踏まえて関係機関と協議、検討していくと答弁されています。そして、令和5年3月の定例会で再度内容と結果をお聞きしたところ、組織統合と合理化だけが目的ではない。3者それぞれの特色や役割を生かし、機能的に運営できるのであればよい部分もあり、一元化は時期尚早と急にトーンダウンされました。そこで、これまでの一般質問の結果を整理し、次の質問をいたします。

1、近隣市町村の組織状況等の調査結果を後で結構ですので、お示しいただくことは可能でしょうか。時間の制限がありますので、内容については答弁は結構です。

2、その結果を3者のテーブルにのせたのかお伺いいたします。

3、3者のテーブルにのせて行われた協議の結果はどうだったのか。

4、町観光協会事務局である商工観光係が調整役となって、様々な場面で意見を伺っていくとの答弁がなされておりますが、3者からはどのような意見が出されたのか。

5点目、町長3期目の任期満了まであと僅かですが、3期12年の総括として、観光関係団体との統合についてはどのようにお考えなのか、お聞かせください。

以上です。答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、議席番号10番、山名田久美子議員の質問の観光関係団体の統合についてお答えします。

観光関係団体の統合についてでございますが、まず1点目の近隣市町村の組織状況等

でございますが、4町村の組織状況をお示しすると、西郷村の観光協会、任意団体でございますが、平成21年に西郷村役場に設置したようです。代表者は、会長は商工会長、以前は村長であったと。資格はないようでございます。職員数は4名、事務局長は西郷村役場から出向しているそうです。事業内容としては、観光PR、観光案内イベント実施等、イベントの中には体験型イベント等がございます。事業費について、予算額総額は2,000万円程度、資金は町補助金95%、残りは会費と。その他として、会員が約90名。それから、まるごと西郷館については指定管理で、農業公社で運営しているそうです。次、檜枝岐村の檜枝岐温泉観光協会、任意団体でございますが、設立は不明なようでございます。代表者、会長は民間の人です。要するに資格等はないようです。職員数4人、事務局長は檜枝岐村の職員が専従しているそうです。事業としましては、観光のPR、観光案内、それから事業費としては村の補助金と会費だそうです。一般社団法人会津美里町観光協会、設立についてはもともとは任意団体の観光協会の事務を振興公社が受託し、令和3年に一般財団法人となって振興公社から離れていると。代表者である会長は民間の人、資格等はなし。職員数は常時6名、季節雇用が3名。事業としては、イベント運営と観光PR。向羽黒山城イベントと国事業で山城サミットを実施していると。協会業務としてインフォメーションセンターの指定管理、委託業務、要するに公衆トイレ等の管理をしているそうでございます。それから、イベント等の準備をしているそうでございます。事業費、町の補助金と会費。その他として、振興公社とは別組織、せせらぎ公園の管理指定とスクールバス事業等を実施している。以前は、温泉施設の指定管理で、今は民間がしているそうです。それから、南会津町の観光物産協会。任意団体。設立は、田島町観光協会時代は田島町役場事務局、町村合併で統合後、支部制になり、田島地区事務局が振興公社、そのほかの地区は商工会など、その後、南山観光が事務局をやっているそうです。現在は、任意団体である観光協会から事務局業務を南会津町の振興公社が受託している。代表者の会長は民間であります。資格等はなしでございます。職員数、本部事務局6名、支部で11名。事業としては、イベント事業、観光PR事業、基本的には非営利事業のみであります。事業費は、町からの事業補助金、運営補助、会費だそうでございます。これが近隣町村の組織状況でありますが、その後何か調査があれば説明をしていきたいと思いますが、今現在のところはこのような状況であります。

次に、2点目の下郷町観光協会、一般財団法人下郷町観光公社、下郷町地域振興株式会社の話合いについてでございますが、こちらにつきましては私が地域振興株式会社の代表、それから観光公社の理事長であることから、話合いはしております。このことから、3点目の話合いの結果及び4点目の3者からの意見につきましては、振興株式会社では専従弁護士からの指導を受けて、タスクフォース等の設置をしたらどうかと、会社運営をスムーズにすることの指導、助言をいただいているところでございます。また、人事交流、あるいは観光公社及び振興株式会社の人事交流ができれば、非常に組織の充実になるのではないかというようなことも伺っております。

次に、5点目の観光関係団体の統合に関する考え方でございますが、観光業務窓口の一元化は今後さらなる観光振興にとって、推進にとって重要な手法の一つであります。ご

承知のとおり、団体、個人を合わせ約130人の組織が加入している下郷町観光協会は、事務局は町商工観光係が担っており、町の観光情報発信などを積極的に行いながら、町の観光事業の中核を担っております。また、一般財団法人下郷町観光公社は、養鱒センターでのマスなどの養魚販売、要するに養殖販売やレジャー施設の運営、下郷町物産館、大内宿町並み展示館、会津下郷駅の運営を行ってまいりました。さらには、着地型観光事業を立ち上げて、旅行業、レンタル業、観光ガイド事業、体験事業、ウォーキングイベントやサイクリングイベントを実施するなど、事業の幅を広げてまいりました。下郷町地域振興株式会社については、ご存じのとおり道の駅しもごうを管理運営するため、下郷町、下郷町商工課、会津よつば農業協同組合、会津乗合自動車株式会社、株式会社東邦銀行が出資し、設立をいたしました。道の駅しもごうは、町内の主要観光地の中でも大内宿に次ぐ入り込み客数となっており、観光情報の発信、地域特産品の販売及びPR、道路利用者の食事や休息場所の提供など、重要な役割を担う施設となっております。これらを統合することにより、類似する業務を一元化し、業務の効率化を図り、情報共有や事業連携がスムーズになることも考えられますが、他自治体の状況を見てみると、組織を統合している自治体もあれば、逆に組織を分離し、働きやすくする自治体もあるようございます。実際に置かれている現状や組織の成り立ちなどにより様々であります。下郷町においても、観光PRのように町全体を考え、公平に実施する業務と利益を重視した業務、さらには着地型観光のように地域の交流人口を増やすことを目的とした業務がございます。これら全てを1つの組織で実施することによる弊害もあるのではないかと思っておりますが、現状といたしましては、下郷町観光協会、一般財団法人下郷町観光公社、下郷町地域振興株式会社がそれぞれ特色や役割を生かし、事業運営を実施していくという方法も町の観光推進による影響を与えるものではないかと考えております。もちろん一元化していくことも全く検討しないということでもなく、今後の情勢などを見極めながら、町の観光事業が適切かつ効率的に実施できるよう対応してまいりたいと考えているところでございます。よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） では、再質問していきます。

近隣市町村の組織状況、詳しくご説明いただきありがとうございます。この結果を踏まえて3者との協議をするためにテーブルにのせて検討していくというのが、今町長が理事長であり、いろいろご説明ありましたけれども、やはりそれだけではなく、職員の考え方というのは聞いていないのかどうかです。やはり町当局だけで検討、実施したのみで、それを実行していないということは、職員の声というものはどこまでお聞きになつてているのか、まずお伺いいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 地域振興株式会社、通称道の駅、それから町の観光公社、施設がいっぱいあるので、そうしたところの代表者及び社員に聞いておきました。それは、私直接ではなくて、振興公社であれば道の駅の駅長、あるいは副理事長、公社であれば、そういう

う人と話し合って、まず道の駅は、社員というか、臨時職を含めて、パートも含めて12名いるのです。ただし、当初は6名ぐらいの正社員がおりましたけれども、現在は1名なのです。日給月給制でやっていただきて、年齢もやはりかなり、高齢者ということではないけれども、70歳近い社員がおります。そうした中で、聞いていただきたいのは、やはり統合する場合は賃金の格差をなくすためにどのようにすればいいかということを私は、それは直接話さないで、今後どうしたらいいですかと、この会社についての社員として採用したいと思うけれども、どうしたらいいですかということを直に私ではなくて駅長に聞いてもらった結果、何人に聞いたか分かりませんよ、その結果について。聞いた結果、年齢も年齢だし、このままでよろしいですということの返事が返ってきたようです。それは、駅長から私に報告をしていただきました。私は、公社と株式会社との給与の均衡を図らなければいけないと思っています。人事交流だけでは果たして、人事交流はいいかも分からないうですが、それが非常になかなか町の財政を考えると厳しい。要するに指定管理料が多くなるから。結局は、売上げは大体平均して、コロナ時代だとか震災後だとか、あるいは開所当時とかと比べるとかなり売上げが減ってきておりますので、それをどのように回復していくかというのがこれから課題でございますが、まず振興株式会社についてはそういう意見がありました。それから、公社については、人事交流をやることはいいのです。それが一番プラスになると思いますということですが、例えばですよ。公社の人が例えば振興株式会社行ったとすると、公社の職員と振興株式さんの職員の差があるのです、かなり。そうすると、そこでやっぱり同じくしなければならないなということにもなるし、株式会社の人が振興公社に来た場合に、やっぱり公社並みの給与体系にしなくてはならないという、そういう交流人事はいいのですけれども、それはちょっと私は考えていいないと、今後の町の財政を考えた場合は、早急にやるべきことではないなって。ただし、将来にわたってはタスクフォースで、顧問弁護士から指導も受けているし、しっかりと事業を展開して、それからでも遅くはないのではないかという指導も受けていますので、それはご理解いただければと思います。いずれにしても職員の考え方はそのようでございますので、ただ私が代表、それから理事長、そしてそこから道の駅の駅長、それから副理事長に聞いたわけですから、直接の話は私は聞いていませんけれども、やり方としてはそういう話を通して聞いている段階でございますが、これからもそうした一元化についてはやっぱり検討すべき課題ではあるうと思います。ただ、一挙にはできないと、こう思っております。

以上です。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 今現在だけを見るのではなくて、この先10年後、20年後を見越して先進的に取り組んでいくことというのがやっぱり観光の町としての生き残っていく手段ではないかと私は考えます。最初に令和3年6月に質問したということは、我々というか、あの頃はまだ町のガイド協会というものがございまして、その組織に対して予算があるから研修に行ってこいと、これ町のほうから言わされたのです。何で観光協会とかでないのかなというのが、あの頃はちょっと疑問を持ちながら行って、そこで行った

のが長野県の飯山市、いいやま観光局というところを見学に行ったわけです。それをきちんとこういう形で資料提出、報告しているのです。残念ながら町長はそれ読んでいらっしゃらなかったのです、当時。見ましたかということ質問したら、いや、見ていなかったということでそのときは質問をして、翌12月かな、また再度質問しまして、町長が見ましたと、読みましたということで話をずっとしていったわけなのです。やはりそれがそれぞれの立場で、全部が観光ではないかもしれませんけれども、やっている中で、統合できるのではないかということで提案したわけなのです。そのときに、私も今年で10年目になりますが、観光に関するもう七、八回質問しているのです。そういう中で、やっぱり一般質問というのは私たち議員にとって一番大事な質問なのです、この場所というのは。町に提案できる唯一の場所なのです、個人で。それをもう何回も何回も、私も間を抜いてやらなかつたこともありますけれども、やっぱりずっとやっていくことで一つ一つ解決していくのかなと思っています。こういう一般質問は、私の意見だけではなくて、町民の声もあるのです。それを代弁してここで一般質問をしているわけです。それで、これ何年だったか私ちょっと覚えていなかつたのですが、2011年に震災があって、その時点では観光に関する着地型ツーリズムの組織を商工会に置きました。そこでずっと何人かの職員と、例えば今公社で残っている100万年ウォークとか、そういうものをいろいろつくり上げてやってきたのです。これをやはりあのときに、私も一般質問で言ったのが、着地型を観光協会とか公社とか、そういうところに移行して観光というものをやっていけないのかというのを一般質問したのです。そのときに、いろいろ紆余曲折ありながらも、やはり今観光公社のほうに着地型として残ったわけです。そこでいろんなことをやっているということがありまして、私はこの一般質問で提案していく、すごくそれが大事だなと思ったのはこの件なのです。やはり今町長もおしゃいました、一遍にはできない、それはもう誰でも承知していることだと思うのです。ただ、やはり私たちが一つ一つ質問をしていくことで、町に提案できる、こういう大事な一般質問の場を私はこの10年で学んできました。一遍に言って一遍に解決するものではないですけれども、やはり一つ一つ解決してきたということがこの一般質問の大変なところなのかなというふうに考えているのです。そうすると、こういう一般質問における答弁の重みというのは、町長、どのようにお考えなのか、その点お聞かせください。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 山名田久美子議員の質問に対してのお答えをしますけれども、大変いい質問だと思います。飯山市の関係、ガイド協会の関係、それから着地型の関係、それを移行した公社、一つ一つ質問していただいて、実施できるところを実施してやってまいりました。このことは間違いないと。ガイド協会も設立して、私の夢であったガイド協会が設立したと。ただし、ガイド協会のときは商工会と別個の、公社でやる前の話ですと、ガイドをしてくれるのだから、助成金を出せという言葉遣いをして私に要望書を出してきました。これは、観光振興をするために我々は協力しますから、何とかお願ひできませんかという言葉ならば、俺はその場所で、ああ、やるよと。私は、もともとガ

イド協会というか、ガイドの組織をつくらないと駄目だと常々思っていた一人ですから、その言葉で私はがっくりした。やっぱりボランティアでやるのだから、ひとつ何とか我々が助けてあげなければという考え方の下の文章だったら、俺はそこでオーケーしたはずだ。だから、一旦そこでちょっと中だるみした。しかし、着地型を商工会でやって、商工会としてはもう既に職員としての扱いもできないし、これを町でどのようにしてください、どのようにしていただけるかという相談を受けまして、だから私は引き受けましょうと。公社として、公社職員として着地型をやるということで、コロナ禍の2年、3年、4年、これ観光振興室も全然、本当にやって会議もできない、ペーパーで決裁を得るくらいの時代だった。だから、着地型が公社に来て、そのときに要するに観光振興のために私は6,200万円臨時交付金を出したのです。山名田議員も来たでしょう。8番議員も来たでしょう。やりますよと、私は。だから、3年のとき3,500万円、4年のときは2,700万円出しているはずですよ。そのために、湯野上、あるいは大内の人たちが、通常の入り込み数になっているはずです。数字を見ると分かることです。それだけ私は観光に熱を入れて、ほかの産業が聞いたら怒られますよ、本当に。町の観光振興は、やっぱりそのくらい考えてやらないと発展しません。ですから、公社に移行して着地型で、かなり湯野上温泉に泊まっていたり、ウォークやったり、サイクリングのウォークやったり、一つ一つそれは成果を上げていますから、やっぱりこれも3つの組織を一遍にすることも1つはあるかもしれません。しかし、町の財政的なことを考えれば、それはいま少し待っていただく。要するに弁護士の指導のとおりタスクフォースをちゃんとやって、経営をしっかりとしなさいと。経営をしてから十分に利益を得たならば、それで統合する。統合というか、合併することもいいのではないか、もう少し様子を見たらどうですかというご助言をいただいております。私の考えもそのとおりだと思っていたのです、そのときは。そういうことを指導いただいたので、今後もそうしたことを観光充実のために私はしっかりとやっていきたいと思いますが、この着地型についても山名田議員はしっかりと分かっているわけです、商工会の関係で役員になられていますから。それが観光公社に来て成果が上がっていることは間違いないです。こういうことを皆さんに、町民に知っていただければと、こう思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 確かに本当に震災後、あるいはコロナ、いろいろあって、観光、本当に停滞した時期が続いたわけです。そんな中で、私もずっと関わってきてているから、大体の状況は分かることですけれども、やはり商工会でやっていた時代から公社に移って、公社の中でいろいろやっているというのも全部知っているので、移ったことでよかつた部分というのはすごくあるかと思っています。商工会は商工会の、観光だけではなく、工業もあれば、商業もあればという中で、やはり震災だったからあの当時は商工会がもう買って出てくれて観光のことをやってくれたわけなのです。ただ、それを甘えてばかりはいられないということもあって、商工会も何とかできないかということで町のほう

に提案したわけです。こういう細かいことは確かに、分からることは課長に聞けって前言われたことがあるのです。だから、細かいことは確かに課長に聞いて、あれこれ、あれこれ考えることできるのですが、こういう提案をして、決裁、実行してくださるのは町長の一言です。町長の一声があつて実現するということがやっぱり一番なわけです。だから、我々はこうやって一般質問をして、町長にいろいろと言っているわけです。提案しているわけなのです。だから、今後も、毎回毎回は難しいと思いますので、できないかもしれませんけれども、やはり一つ一つ、365歩のマーチではないですけれども、3歩進んで2歩下がる、でも1歩は進んでいるのです。だから、そういう形の関係を我々は築いていって、これからも一般質問は続けてやらせていただきたいなと思います。そのときに、私たちが期待するような答弁を、期待しますので、職員の方もそうですし、一丸となって我々は進めていかなくてはいけないのは、もういがみ合うではないです。やっぱり一緒にやっていこうということを提案しているわけですから、それに対する答弁というのをきちんと出していただければなというふうに思っていますので、これからも一般質問は続けて何回でもやっていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 確かにありがたい質問ですが、私の希望するところの230万人の交流人口、関係人口を考えながら今まで観光振興を図ってきたことは、私もずっと前から、12年前からそのことを言ってきた。ただし、震災以降は厳しかったです。それから、コロナ禍も厳しかった。そういう状況の中で、コロナ前に戻ってきたということは非常にうれしいのですが、230万ということで100万人増やさなければならぬことなのです。これは、やっぱり道路網の整備、あるいは地場産品の磨き上げ、これが課題なのです。ですから、100万人増えるということは今100万人来ていただいている以上に所得が上がるのです、これが。ですから、これを目指して議員の皆様と議論して、観光の町と言われるようにしていきたい、それが私の考え方でございます。

以上です。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） ありがとうございます。やはりそういった一緒にやっていくということが一番大事なことであつて、それぞれの考えを、違うところは違う、でも一緒にやっていけるところはやっていけるという形のものをつくっていきたいと思いますので、やはり今後とも一般質問はいっぱいさせていただきます。よろしくお願ひいたします。答弁結構です。

○議長（湯田健二君） よろしいですか。答弁漏れはございませんか。

○10番（山名田久美子君） はい。

○議長（湯田健二君） これで10番、山名田久美子君の一般質問を終わります。

次に、9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 議席番号9番、通告により一般質問をいたします。

被災農家への支援について。近年、全国各地で線状降水帯の発生が相次ぎ、ゲリラ豪雨によっての土砂災害や河川の氾濫、道路などの陥没、さらには農作物の被害が多発しております。当町におきましても、今年7月21日に加藤谷川沿川区域でゲリラ豪雨とひょうが長時間にわたり降り、農作物に大きな被害を及ぼしました。ゲリラ豪雨やひょうは、その当日ではなく、その後も発生し、特に落合地区においては、果樹、リンドウ、畑作物は壊滅状態になりました。被害を受けて、後日、町長室を訪問し、被害状況を報告するとともに、救済措置のお願いに伺いました。その際、町長はひょうが降ったことや農作物に大きな被害を受けたことを把握されていなかったことに大きな驚きを感じました。町民が避難しなければならないような天災があった場合、当然ながら人命第一、そして道路などのライフラインを優先した状況把握とその対応になるため、トップである町長への報告、そして細やかな指示などは行われていると思いますが、今回のように避難とまではいかずとも、集中豪雨やひょうなどによって農作物に大きな被害を及ぼすなどの事態が発生した場合の町の体制はどのようにになっているのかお尋ねします。答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、被災農家への支援についてということが質問要旨でしたけれども、災害の体制はどのようにになっているかというようなことの質問であります、それを含めながら答弁をさせていただきます。

まず、国では災害対策基本法、これは昭和36年に法律第223号で決まっております。制定されております。第23条に基づき下郷町に災害対策本部を設置することになっている。それは、例えば平成23年の新潟・福島豪雨、あるいは平成27年の関東・東北豪雨、令和元年の東日本台風19号というような大きな災害のときには、各自治体で法律に基づき設置をしていると私は思っています。只見町なんかはそうです。要するに新潟・福島豪雨のときは災害対策本部、もちろん県も本部を組んでいるはずですが、こうしたときでも下郷町は、対策本部を設置しなくとも、被害はそうはなかったのです。そんなことで、幸いにしてそうなのですけれども、町の体制は本部長を町長、副本部長が副町長と教育長、あとは各課において、農政班なら農政班、農林課長が当たる。そして、その第一報は口頭ないしペーパーということになっていますので、そうした基本法に基づく町の災害対策本部を設置する方法で進めていくことが被害があった場合の体制づくりです。これは、町の災害対策本部ということで決まっておりますので、詳しくはそういうところで説明をさせていただきますが、とにかく私は、手帳持ってきてているのですが、21日の災害については次の日まで分からなかった、それが。21日の日は、私は下郷町歩いていましたから、朝8時頃から、雨が降りそうだなと思ってうちに帰ってきたら、落合地区のほうが物すごい雨量ということでしたので、次の日午前中、雑誌の取材があったのですけれども、早めに、刈林の国道121号線からガードの右側の山が崩れたということで現地に行っていました。ですから、現地に行っていたのが9時30分から10時30分の間だったと思いますが、そのときの農林課の体制は現地調査に入っていたということだと思います

ます。ですから、連絡をするについては、やはり電話なりなんなりでその次の日もできるはずだった。いろいろ若い職員が日直をやっていたので、そういうところの点は、これは議員がおただしのとおりのことだと思いますけれども、やっぱりそういうことは常々課長会議等で注意はしているのです。しかし、やはり基本法というものをまだ理解していないという解釈をするほかないと思っています。口頭、文書、文書はいろいろな、ちょっとしたメモでも文書です。正式に被害届を出して文書にするかということの違いもありますけれども、まずは口頭で連絡をくれるということが一番の対策本部の通報の仕方です。そんなことですので、ご理解いただければと思います。

要するに被災農家への支援について申し上げますと、7月21日、祝日でございましたが、午後3時30分頃、落合地区で降ひょうがあった旨役場日直室に一報があり、その後、連絡を受けた農林課職員が2名体制で落合地区、十文字地区、鶴ヶ池地区、音金地区、檜原地区、桃曾根地区への現地確認を行っております。現地確認の結果、落合地区を中心として果樹、野菜及び花卉などの農作物に損傷が見受けられましたが、当日は祝日であったことや現地確認が夕方であったこともあります。翌日に改めて調査を行い、被害状況をまとめた上で、私へ報告するとともに、速報値として南会津農林事務所へ報告しております。その後、7月31日には南会津農林事務所及び県庁果樹担当者とともに、被害額、被害面積などの正確な状況を把握するため、再度落合地区の調査を実施し、トウモロコシ28万円、リンドウ255万2,000円分、ブドウ926万6,000円、リンゴ101万6,000円で、合計1,311万4,000円の被害が確認されております。なお、この調査は農作物等の被害調査基準に基づいて被害額等を算出していますので、作付面積が少ないそのほかの農作物については、被害額が算出されないという結果になっております。被害が発生した際は、被害状況の把握に努めるとともに、速やかに私へ報告するようにしておりますが、改めてさきの課長会議において、災害などの緊急事態が発生した場合には、報告書作成の前に必ず口頭で私に一報を入れるよう指導したところでございます。ご理解のほどお願い申し上げます。

なお、今回の降ひょう被害により落合地区の農作物に被害が発生したことについては、町も深刻に受け止め、被災農家への町独自の支援策についても、過去の事例や他自治体の事業を参考に、被害を受けた販売農家への年度内の補助や今後の収入保険加入促進等に向けた支援策等について、現在検討しているところでございますので、ご理解のほどお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） まず、現地調査について、農林課職員の方々には速やかに対応していただき、本当にありがとうございました。ただ、被害規模が、金額、これは多分販売目的、個人で消費するものは含まれていないということで、これは販売するものの金額が今の町長さんの言う金額だと思うのです。そうすると、これというのは青色申告ですと収入保険というのが入るのですが、白だと収入保険って入れないので。そうすると、今この被害遭った方々の中には青色でない方が、本当に多く被害に遭われたのです。で

すから、今町長が言った町独自の支援、これは本当に農家にとってはありがたいことでありますので、ぜひとも町長にはその支援策というのは、年内でもいいですから、被災のあった農家の方には支援いただければなと思いますので、ぜひとも、本当に農家は諦めるしかないのかなと、そして泣くしかないのかなと思っていましたので、ただいまの町長のお言葉、これを被災農家の方々にも伝えたいなと思いますので、ぜひともよろしくお願いします。ただ、金額はまだ分からぬでどうから、下郷町の農家というのは大半が少数多品目系ということなのです。最近の気候ですと、やはり町内全域に被災をもたらすのではなくて、一部の地域に被災をもたらすケースが今多くなっているのです。そのために、国や県の支援対象にならないパターンが数多くあると思うのです。今言ったように、町長が言ったように下郷町の農業を守っていくという観点からも、やはりぜひとも独自の支援策を確立してほしいと再度お願いいたします。町長、どうでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 全くそのとおりでございまして、私は公共災害、林道災害、農地災害だと、災害査定を受けて、しっかり事業費を決めて、災害該当してもらうようにやっているのです。ただし、農業の生産物は多少ひょうが降ったり、風が吹いて倒れたり、被害が出たってなかなか該当するというものないのです。これは残念に思っている。公共事業だから災害該当してやるよといって、農業だからやらないという手はないのだ。私は農林課長にそう言っている。被害届を出したら5,000万円以上でないと駄目だと言っている。そんなこと駄目だべと。4,000万円、3,000万円、2,000万円、1,000万円でもやるような支援体制をこれからつくっていかなければ、全然支援になりませんよと言うのだ、5,000万円以上でないと。そんな県の考えでやっていたのでは、農家の人のことを考えれば、それはまずいということで、4,000万円のときどうするか、3,000万円のときどうする、そして1,000万円のときどうするかということを再生協議会の役員で話しなさいと、そしてその役員会でこれならいいでしようという数字になればそれは支援して、年度内でも補正を取って、再生協議会に一旦その助成金を入れて、そして再生協議会の決裁を得ればそれで支給していくと。ただし、金額については今の合計で1,300万円という数字なのだけれども、それは個人個人でどうするのかということもありますので、その辺は役員会の皆様が決めていただければ私はそのようにしたいと思っています。ただ、そういうことをまずやっていく再生協議会の中の趣旨、設立した趣旨の中に、言葉を入れて、ちゃんと入れて、そういう災害のときにはこういうふうにしますよと。機械の利子補給ばかりではなくて、あるいは茅葺きを切ったときの補助金でもなくして、やっぱり本来は農業の生産者のためにやっていくのが再生協議会ですから、そこをしっかりと私は取り組んでいきたいと、こう思っています。

以上です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 先ほど10番議員の一般質問で観光事業への熱い思いを語られました。今回も熱い気持ちで、農業のほうも、伝わりましたので、それを農家の皆さんにも伝え

たいと。町長、本当に熱い気持ちでやってくださいよ、本当に。よろしくお願ひします。

それで、1つ、最初の答弁で改めて課長会議において町長に口頭で一報を入れるよう指導したとありますが、こんな小さな町の組織の中でそのようなことは当たり前だなと私は思ってはいたのです。そのようなことができていなかつた。7日日曜日に防災訓練があつて、地震や火災などを想定した町の体制がしっかりとされていることは分かりましたが、こういった天災あった場合、やはりそういった場合も、農業災害があった場合も体制はしっかりとしていただくようにお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） しっかりとそのように指導してまいりたいと思います。職員によっては、ちゅうちょする人もいるだろうし、やっぱりそこは町の職員として果たすべきことは果たしていただきたいと私は常々思っていますので、後から町長に課長会議でちゃんと報告しないと駄目だろうなんて言われないような職員体制をつくっていきたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） ありがとうございます。

それでは、2番目の一般質問をいたします。土地改良事業の推進について。下郷町は、農業と観光、これは当町に新たな産業が生まれない限りは、これをテーマとして生き残るべく手段を考えいかなければならぬものであります。観光については、コロナ禍での大打撃はあったものの、国のインバウンド策によってようやく元に戻りつつあるようです。しかし、もう一つの農業は衰退の一方をたどっております。この理由は、農業者の高齢化と担い手不足であることは誰でも知るところであります。がしかし、当町は農業の土台となる農地機能の低さにあることが大きな要因の一つです。当町の農地の区画は、昭和40年から50年代に行われた区画整理によって整備された農地がほとんどであり、他市町村の農地に比べ小さな区画であり、これによる効率の悪さが担い手を確保できない要因だと思います。国営パイロット事業で行われた落合地区も、昭和後期や平成初期当時は他町村に自慢できるほどの大きさでしたが、この30年、40年の間で他市町村では1町歩から2町歩区画での土地改良事業が進み、既に落合地区も大規模区画とは言えない状況となっております。特に水路については、どの地区も生活用水と兼ねておりますので、その重要性は大きいものと思いますが、まずは原点に立ち、農地そのものの整備をしていく、土地改良事業を行うという姿勢が大事かと考えます。土地改良事業は、地域住民の意思という町長の考えは分からぬこともありませんが、この地域住民の意思や考えを支える立場の町土地改良区が昨年解散しており、解散後、今後の土地改良区の役割は町が担うと説明がなされておりました。そのようなことからも、将来的な町の費用負担を減らしていくため、町内各地の農地における土地改良事業を町主導により計画、実施していくことが必要と思われますが、町長の考えを伺います。よろしくお願ひします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、土地改良事業の推進についてお答えをしたいと思います。

議員おただしのとおり、本町の農地については中山間地域に位置することからも、小さな区域が多くあり、耕作に必要とする効率の悪さも要因の一つであると認識をしております。そのため、第7次総合計画の取組の方向性として、農家負担のない農地中間管理事業による農地整備事業の推進を総合的に進めていくこととしております。そこで、議員おただしの土地改良事業の推進ですが、本事業は土地改良法に基づいて行われる農業生産の基盤整備と農業構造の改善を目的としており、目的達成の原理原則として、事業の実施により恩恵を受ける農業者、いわゆる利益農家の申請と同意に基づき実施され、町や県などの様々なサポートにより進めていくものであります。また、土地改良事業の実施に当たっては、大区画化による水利条件の変更や将来的な事業の費用対効果の予測などの要因がある中で、現在国が推奨しております農地中間管理機構関連農地整備事業につきましては、これまで各地区で開催しております農政座談会の中で説明させていただいておりますが、本事業につきましては従来の土地改良事業とは異なり、受益者負担は発生しませんが、事業施行区域の全てが農地中間管理権を有することや、農地中間管理権の設定期間が15年以上であることなど、複数の条件があります。さらに、整備対象区域には未相続地を含むことができないという条件や、農繁期における水量の確保も重要な要件となっております。これらのことから、地域住民の役割は大変大きいものであります。地域の合意形成、協力が必要不可欠であります。今後とも町としては、県の協力の下、地域住民と一体となり、土地改良事業の導入を検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

なお、落合地区、杉ノ沢地区において、国のパイロット事業の394.3ヘクタールの中で、あのときに田んぼをブドウ畑にしたというのが40ヘクタールです。そういう経過も踏まえて、今その改バの事業が、それなりの成果は上がったと思う。それは、何といっても第1幹線道路といって落合から十文字に抜ける道路ができたことなのだ。それから、沢田から鶴ヶ池にできた2号幹線、3号幹線は杉ノ沢から十文字、これができたことによって、いろいろな観光資源だとか農産物の生産だとか、これはもう我々あの3本の道路を造れといつても造れないですよ、今、50年たっても60年たっても。あれがあったからできて、今そして次々と農地がソバ畑になったり、そうしてやってきて、今その結果としてちょっと農地面積が、耕作者が減ってしまいましたけれども、あの事業があつて初めてそういうハード的な事業ができたということは、これは間違いないと思うし、引き続き、今度の米の価格だって、聞くところによるとかなり、60キロが以前の四、五千円上がっているというような情報も入っていますから、私も農家の人たちと話すとこの政策が、政策というか、20年前にあつたならば農家をやる人が非常に多くなったのではないかというような人もおりました。しかし、それは残念ながらそういうことにはならなくて、米価が下がりつ放しでどうしようもないということでしたが、今回の個人個人に通知が入っている分についてはかなりの金額になっているということを私はお聞きしました。ですから、ぜひそうした土地改良事業を進めて、そしてやっていくことも一つの

これから農業政策の一貫であると、こう私は思っていますから、協力していただいて、そういう事業を進めていっていただければと、こう思っております。町はそれなりの支援をしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 先日、朝のテレビで小泉大臣もやっぱり言っていました。これからは大区画化、そして集約、集積と、労働力を軽減するといったことで、やはり国のはうも今本当に大区画化を目指しておる。ただ、今の説明で農政座談会で説明しているとのことでしたが、農政座談会というのは毎年2月から3月にかけて各地区に出向いてやっておるのですが、私も農政座談会参加しております。ただ、その農政座談会においてはほとんどが水田営農計画書、ここに係ることがほとんど、メインで、土地改良に関してはほぼ説明がされていないと思いました。ただ、説明があったとしても、本当にさわり程度で、まともな説明はされておりませんが、町長の今ほどの答弁のとおり説明されないと認識でしょうか。お伺いします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 私は、座談会というか、推進している地区に1回行って、そしてぜひみんなしてやっていきましょうということは、参加させていただいてお願ひしたことは1回ある。ただ、座談会まで、行政区、あるいは単位、単位の座談会までは参加していませんので、その中身は分かりません。しかし、時間も限られていることだと思います。営農指導、もちろんそうですけれども、やっぱり土地改良区の推進についても、それはちゃんと手を擧げるような方法をやっぱり取っていくべきだらうと私は考えておりますので、私は座談会に参加していませんので、その結果については詳しくは分かりませんので、やはり座談会があるとすれば土地改良の推進についてもしっかりと説明して、国の方針に基づいてやっていくことが町の農業の振興につながると、こう思っていますので、ご理解をいただければと思います。よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 土地改良区に関しては、昨年度解散した際に、解散後は土地改良区の役割を町が担うという説明がありました。土地改良区のはうも、役割というのはやはり町が担う、これは当然だと私思います。それで、先ほどの町長の答弁でもありました、県の協力の下で地区住民と一体となり、土地改良事業の導入を検討していくということですが、検討だけではなくて、やはり実行に導くというのを、座談会でもいいし、また新たな懇談会でもいいし、地区懇談会でもいいですから、その辺でこちらのはうからアピールをして、今やれば負担はないのだよというような形で進めていくべきだと思いますが、町長、どうでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁。

町長、星學君。

○町長（星學君） 私、県に文句言うわけではないのだけれども、県の指導というのは、予算をつけるという想定の下で話しする場合と、予算が全然真っ白だよという話し方と、いろいろあるのです。これは文句ではないのだけれども、国もそうだ。国だって、5か年計画のうちこの部分、この部分という予算付けをしていくて、それが費用対効果になる。県も同じなのです。要するに次の年、次の年って、どのように農政の予算をつけていくかと。この計画、5年スパンか10年スパンでやっているはず。ですから、そこに当てはめていただくような方法を取るのが地方自治体の長なのです。だから、そういうところが希望として地区としてあるとすれば、それは行って、どうしても承認しようと、認定してもらえ、これを言わなければ駄目なのです。ところが、それが座談会であやふやなことを説明しているとそこまでたどり着かない。私は、県に行って、そういう話をして、ぜひお願いしますということになれば、それは行って、出向いてやってきますよ。ですから、そういうことで、やはり1回希望を持ってやるという地区、これからやろうとする地区においては、しっかりと町としてサポートしていく、そういう考え方でやっていかないと、農業の生産の所得は全国民の人たちの所得につながっていくのですよ。これがなければ、だって日本は米を食うのだから、日本人は。それ以外も食べるけれども、農業の振興がなくては日本が成り立たない、こう俺は思っている。ですから、県の会長職としても私は人口減少と農業振興が一番大切だということを、以前もだけれども、これは震災の関係で言っていましたけれども、それをやっぱり今後も訴えていきたい、こう思っております。ご理解ください。しっかりとやっていきます。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 今町長が答弁されました。これから区画整理をやる地区があるということで、ちょっと今大松川のほうでやっているのですが、今区画整理をしようとしている大松川地区の人から相談があったのです。令和6年度までは毎月会議を開いて、やはり地区住民も一生懸命になって、あのメイン通り、289のメイン通り、これを区画整理をするのだということで地区住民みんなで盛り上がってやっていたところですが、今年度に入って会議がぴたつとなり、久々に会議が行われたかと思うと、6月ですか、今年行う予定であった国への申請、これを見送ったという一方的なものが入りました。私は、その会議があつてから1週間ぐらいかな、話を聞いて町長室に行って事実を知らせたのですが、町長も大変驚いたことを覚えています。やはり土地改良事業が始まれば町も相当の負担をしていかなければならぬと思いますが、国への申請を見送るといった重要な案件をやはり担当者レベルで勝手に決めていいのかなというのがちょっとおかしいなと思ったのですが、町長、どうでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 申請を見送ったということについては、県の指導の下だと私は思うのです。それは、県が予算付けしなければならない。だって、倉檜地区のあれはもう起債を起こして、ちゃんと町がお金を借りて事業を推進しているのです。ですから、ちゃんとそこを粘り強く県と折衝しなければ駄目なのだ。ただし、県も、だから先のスパン、1

年、1年のスパンで、このときにやろうとするときにはそれやれるのだけれども、これが予算付けしていないと思い切った話もできないということが現実でないかと私は思っているのですが、たまたまそこに職員が参加して、その申請の内容を考えてつくったとすれば、それは大変な農業の衰退につながる。今後そういうことの起きない、もう6月にあったことを、申請しなかったことを今申請するといつても、それは国は、県は受け付けませんよ、条件があるわけだから。だから、来年度の目標に向かってそれを進めていくということを地区の人たちに理解していただきたい。俺も1回地区の人との説明行ったら、あの盛り上がりはすごかったです。いや、こんなに集まって話合いする。俺はこれ何とかしなければならないと思ってきたのだけれども、それ以降一つも進んでいないという現実を、地区の人から話を聞くと残念でならない。言葉だとか数字だとかの言葉をいじって、それを駄目ですよという、そういう言葉を利用しては駄目なのだ。やっぱり推進していくのだという言葉を使って、諦めるかどうかなのだ。その言葉遣いで一つ変わってくるのです、意気込みが。ですから、そういうことを熱意に変えて、それで県のほうで、国のほうで受け付けないというのなら、それはそれでいいのだ。しようがないのだ、それは。だから、その言葉を変えてまで、県の指導によって変えてまで駄目なのだ。俺はそう思う。そういうことを聞いたのだ。言葉だけで取りやめますなんて、そんなことは絶対許さないということを、担当者に言ったのだが、課長に言ったのだから分からぬけれども、ちょっと忘れましたけれども、課長でしょう。その言葉で、取り替えて、こういうふうにして取り下げますなんていうことでは、これは農業が進んでいかない、振興していかない。やっぱりそれ以上に言葉づけをして、計画を考えていることを述べて、それでつきませんでしたというのならば、それは諦めもつく。しかし、それを直してまで、引き下がるなんていうことは絶対許さない、これは。俺はそう思います。これからは、俺が先頭になってやっていきます。俺、区長様とこの前電話でしゃべった。区長さんもお怒りだった。区長さんは、会議のときには言わないけれども、私には言うのです。やっぱり驚いたと。熱意がないと。だから、みんな怒っているって。いや、そのとおりだと思います。だから、言葉、文章を、進めないような言葉を使っては駄目なのだ。進めていきますよ、それで国のほうで何とかしてもらえませんかというのは、我々の執行者の意見ですよ。それでも駄目だというのだとすれば諦めるほかないけれども、やっぱりこれやっていくのだと、地域の人たちの熱意がこうあるのだということを伝えなければ駄目だ。ですから、そういうことを伝えていきたいと、こう考えております。

以上です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 今の町長の答弁でありましたが、地区住民と一体となってということで、ありがたいお言葉だと思います。ただ、町長が言った倉檜地区のあの頃というのは土地改良区があった。今は、土地改良区はなくて、やっぱり町がこれに代わって地区住民に寄り添って取り組むということで、本当に大松川に関しては絶対に事業の成功、これはすべきだと私は思います。大松川については、町がもっと地区に寄り添う、そして

必ず次年度は申請できる、これは期待しておりますので、今後とも地区住民に寄り添つてということでお願いいたします。

これで一般質問終わります。

○議長（湯田健二君） 答弁漏れはございませんか。

○9番（星邦一君） はい。

○議長（湯田健二君） これで9番、星邦一君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩します。（午前11時15分）

○議長（湯田健二君） 再開いたします。（午前11時25分）

お知らせします。議場内、気温が上昇してきましたので、脱衣を許可します。

次に、8番、星和志君。

○8番（星和志君） 議席番号8番、星和志、一般質問を行います。

若年層の維持と生産性向上に向けて。下郷町は、20から39歳の若年女性人口が30年間で50%減少という、いわゆる消滅可能性都市の指標に照らし合わせると、本町においても若年女性の流出や出生数の減少が深刻化し、将来にわたる次世代の担い手不足、ひいてはコミュニティ機能の維持が困難になる可能性が指摘されます。そして、人口の維持と次世代を育む環境整備について、下郷町における20歳から39歳までの若年女性人口、そしてそれを含む生産年齢人口の現状をどのように認識されており、この層のさらなる減少が今後町の経済活動の停滞、納税人口の減少、持続可能性そのものを脅かすという危機感をお持ちでしょうか。この喫緊の課題に対し、若年女性や生産年齢層が町外に出ることなく、また町外から移住し、定着できる魅力ある環境を整備するため、町長の今までの取り組まれた実績とその評価、P D C Aサイクルを踏まえ、現在の若年女性、生産人口の割合から、今後どのような具体的な施策を、いつまでに、どのような目標を持って実施していくかなければならないとお考えでしょうか。特に安定した雇用の創出、多様な働き方の支援、子育て、教育環境の充実といった仕事と生活の両面から、生産人口を維持させるための町長のビジョンをお聞かせください。

以上です。答弁よろしくお願いします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 8番、星和志議員の質問にお答えしたいと思います。

若年層の維持と生産性向上に向けて。今、町は極めて極めて厳しい状況であり、将来予測を直視しながら、これから約5年間が正念場だと私は考え、その上で答弁させていただきます。若年層の維持と生産性向上に向けてございますが、まず議員おただしの指標につきましては、令和6年4月に民間有識者でつくる人口戦略会議が全国の市区町村のうち4割に当たる744の自治体が消滅する可能性があるとの報告書を発表いたしました。これは、子供を産む中心世代である20歳から39歳の女性の人口が2050年に半減し、人口減少に歯止めがかからないと分析したものでございます。議員おただしのとおり、下郷町における20歳から39歳の女性人口は令和6年度末で224人と、約10年前の平成27年

度と比較しますと179人減少しており、出生数も平成27年度の28人に対して、令和6年度は8人と非常に厳しい状況にあります。一方、高齢化率は9月1日現在で49.07%と、町内人口の約半数は65歳以上の高齢者という現状にあり、少子高齢化の進行に伴い、消費活動の減退や労働人口の減少、コミュニティ機能の低下など、既に様々な分野に影響が出始めていることは十分認識しております。私は、この報告書以前より、少子高齢化により人口減少が進む本町において、子育て支援策、または定住策については町の最重要課題として認識し、下郷町総合計画でも主要施策と位置づけ、きめ細やかな各種の施策に取り組んでおります。具体的な子育て支援策としては、令和5年度より従来の子宝祝金を拡充して、第1子が10万円、第2子が20万円、第3子以降に各30万円を支給しております。また、平成30年度から小中学校の学校給食費を全額補助しているほか、小中学校の入学時には、入学者1人につき3万円を入学祝金として支給しております。保育所関係につきましては、令和元年10月から開始された国の幼児教育無償化に伴い、町では対象年齢を拡大し、2歳児から5歳児までの保育料を無償化しております。さらに、令和3年度からは結婚新生活支援事業を開始し、新婚夫婦の経済的な負担軽減を図っており、令和4年度からは結婚祝金の支給も開始したところであります。また、そのほかにも、生活しやすい定住環境の整備といたしましては、高齢者のタクシー助成事業や除雪支援事業、商工会のポイントカード事業、起業支援事業、農業担い手への支援事業、そして各種道路網の整備促進など、様々な事業を実施しております。これらの主要な町の施策は、当然のことながら町民の方々が今後も下郷町に住み続けたいと思っていただけるよう実施しているものであり、重要な定住対策であると考えております。また、一方では、町民の方々が住み続けたいと思える町であれば、自ら本町へ移住したいと考える方が増える可能性もあり、移住対策につながるものであると考えております。さらに、移住に特化した事業として、空き家バンク事業や下郷町移住支援金制度、また町外から転入する方へ、新築住宅または町空き家バンク登録の中古住宅を取得し、下郷町に定住しようとする場合の費用の一部を助成する下郷町住宅取得支援事業などを実施しており、人口減少の中、積極的に本町への移住者を受け入れる環境整備を進めているところであります。東京圏や地理的条件に優れた地域と比較しますと、子育て、定住という意味では不利な条件もございますが、しかし地域とつながりを持った安心できる子育て環境という面では、我が町ならではの強みもあると考えております。私といたしましては、現在進めております第7次総合計画、魅力あふれる未来へつなぐ下郷を町の将来像として、5つの基本目標、そして各種施策に取り組むことが議員おただしの生産年齢人口の維持につながるものと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 分かればいいのですけれども、20代から30代の若年女性の30年間の減少率、分かればいいのですが、教えていただきたいです。

そして、答弁内であった生産人口の維持においては、高齢者タクシーや除雪支援事業は、こちらは結びつかないのではないでしょうか。

そして、生産年齢となる方々が商工会ポイントカードと全国的に使える電子マネー、どちらが使い勝手がいいか、それはどうお考えでしょうか。商工会ポイントカードは、町内経済の内需を高めるためには有効でしょうが、生産年齢の方々は町内での買物だけではなく、学校や保育所で準備するよう言われると、そのほとんどは町外での買物やECサイトでの買物になります。若い世代が下郷町に残る、または下郷に移住するといった方々が増えていかないと人口維持の達成は不可能と考えますので、高齢者へのばらまきより、生産年齢であり、納税者の方々に手厚い施策を考えたほうがいろいろと費用対効果も高くなっていくと思われますが、どうお考えでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 総合政策課長から。

○議長（湯田健二君） 総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君） ただいま星和志議員からご質問のございました20代、30代の女性の減少率につきましては、大変申し訳ございません。数字のほう準備してございませんでしたので、申し訳ございません。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 減少率、20歳から39歳の人口減少率については、今調べるそうですから、後からお答え申し上げたいと思いますけれども、まず高齢者に向けてのことや商工会の振興対策、そういうものが果たして生産年齢の方々に効果があるのかと、町外で買物してしまう、そういうことにはならないのかと、効果があまりないのではないかということの再質問ということだと思いますけれども、私は町の振興を考える場合は、第1次産業だとか第3次産業、第2次、要するに今管内、下郷町ですけれども、一番所得というか、総生産というのかな、仕事をしているものは工業なのです。商工の中の工業の部分なのです。それが1番。それから次が我々月給をもらっている人。そういう状況を考えると、生産年齢者を残すためにはやっぱりそこに注入しないと駄目なのです。ただし、福祉事業は別です。福祉だってやらないでは、雪降ったとき除雪しませんといったらどうしますか。生活できないです、若い人も高齢者も。だから、それは町の政策として当然なのだ。だから、そのことと今議員がおただしの若年層の維持ということでは、やっぱりそれは考え直してもらわないと、いや、それやってはいけない、福祉の部分はやつても効果が上がらないなんていったら、これはどの町でもやっているわけで、それは不利益があります、それ以外の部分。だから、この町に残る、あるいは戻る、そして選ぶというような町にやっぱり日々挑戦していくかなければならないと私は思っています。町の子供たちは町が好きです。こうした純粋な思いを持ち続けることがやっぱり生産人口というのかな、若年層の維持につながっていくと私は考えておりますが、しかしこれまで国がやってきた地方創生10年間の成果というのは、人口減少問題への対処は開始したけれども、実行していないのですよ、なかなか。それは、当然人口対策事業のために交付金をやりますよって言ったらば、喜んで私も受け取って、やりたいと思うのですが、これがやっぱり人口減少を受け止めた上での対応不足、これは強く言う言葉、対応不足

ですよ、国の。やっぱり地域としてのデスクワーク、ステークホルダーをやる、これがやっぱり地域として頑張っていく一つの課題策。やっぱり地域と一緒にやっていくのだというホルダーの取組が不足しているために、現実には一極集中になってしまったということですので、これを見直さない限りはやっぱり人口減少に歯止めがかからない。これどこの町村でも言っているのです。926町村のうちで増えている町村は幾らもないはずですから、やっぱり大いにこれは国と地方自治体が話をして、地方臨時交付金でも出してもらうという方法をしないと、これは止まらないですよ、これは。幾ら一町村で議論しても、やっぱり国の上振れ、税金を流すことですよ。私はそう思っていますので、ぜひ協力していただいて、要望書の中にはそういうものも書き込んで、今度は町の議会と町で要望していくことを国会議員の先生にお願いしたいと思うのです。道路ももちろんそうです、道路も。しかし、そこが今人口減少の、やっぱり予算なのです、予算。予算が地方に入ってこない限りは、いろいろなことで使えないのです。コロナのときも臨時交付金ということで、コロナを止めたでしょう、何とか。今ちょっとコロナがはやっているようなこともお聞きしますが、それは臨時交付金なのです。それは予備費で出したり、税金が上振れしたものから出したりしていたのだ。だから、今最高に上振れしているのです。国債発行したって、そのお金が全部上振れの業者に行ってしまっている、これが現在の地域経済の、そして人口減少の理由なのです。ですから、そこを何とかこじ開けて、地方の自治体で頑張らないと人口減少に歯止めがかからないと私は思っております。ぜひ協力していただくようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（湯田健二君） 総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君） 先ほどの星和志議員からの20代から30代の女性の減少率はというふうなご質問でございましたが、申し訳ございません。手持ちの資料で代替になるかちょっとあれなのですが、先ほど町長からの答弁の中で平成27年と令和6年の比較のお話ございましたが、私の手持ちのほうの資料で申し訳ございません。平成22年、2010年になりますが、20代から39歳の女性人口が482人、人口比で7.28%です。続いて、5年刻みに申し上げます。次が2015年、平成27年になりますが、403人、人口比で6.62%。令和2年、2020年になりますが、307人、人口比5.71%。令和6年、直近の数字になりますが、224人、人口比4.73%というふうな数字になっております。手持ちの資料で一番古い2010年の482人と直近の令和6年の数字224人を比較しますと46.47%というふうな数字となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） この15年で46.47%の減少、そして多分30年間になると50%を超えてしまうということなのですよね、多分。やはりすごいスピードで女性と子供が減っているというのは、やっぱり町の雰囲気としても女性と子供を見ると希望や光に見えるので、こちらの対策、維持は最優先にいかなければいけないことだと思いました。

そして、町長が国の対策不足とおっしゃられたのですが、町の対策不足もかなりあるのではないかと。企画さえしっかりすれば、計画していけば国は出してくれるのではな

いのでしょうか。そして、その施策が、職員であれば若い20代、30代の職員の意見を積極的に取り入れたり、SNSなどを利用して町民の目安箱をつくって意見を募っていかないと、現在慣例である、管理職の人たちの年齢を考えると、時代に合った生きた施策が出てこないと思うのですが、町長、どうお考えでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 細かいというか、それは課長から答弁をさせていただきますが、私は、国の政策が悪い、あるいはいいということは、やはり地方にお金が、予算が回ってこないということなのです。それは、面積で何ぼ、人口で何ぼだ、田んぼが何ぼある、山林が何ぼあるで決められるのだから、これは回ってこないのですよ、何ぼ言葉で言おうと。これは、やっぱり見直すべきなのだ。地方交付税の見直し、これは要望していかなければならないのです。やっぱり道路予算もそのとおりなのです。昔は補助金でやっていたのが今は交付金でやっている。だから進まない、道路改良。そういうこと。ですから、町の対策は対策として、7次総合計画、今まで6次までやってきた中での対策は、これは間違いなかったと思う、それは。それでやってきたことが結果として若い人が残っていかないということになってきた。しかし、それは、農業にも商工業にも言えるのです。やっぱり担い手がいなければ、観光業にも言える。担い手以外がいなければ、若い人が残らないのだ。そして、経済が活性化するための予算措置をしないと、そこに所得が生まれないので。ですから、そこを地方交付税で補ってくださいというのが俺の理論。そうしないとあらゆる産業に予算が行かないのです。だから、国はいっぱい金があるのだから、それをちゃんと地方に回してやることが一番。町の対策としては、ステークホルダーという地域の人たちで話し合って、若い人ばかりではなくて地域の人と話し合って、そういう問題の解決策を取り組んでいくということがこれから時代に与えられたものであると。ですから、参加型というかな、協議して、やっぱり偏らない所得の方法を取っていかないと、工業の部分だけざっと生産量が上がってしまっては、その部分だけの予算しか来なくなるわけだから、農業も商業もということでやっていくことが、タクシーであったり、ポイントカードであったりということの効果が出てくると思う。ただし、今商工業の小売業者にはもう非常に厳しいです。だから、数が減ってきてしまう。そして、商工会の事務局も減らされてしまうという状況の中で、これを維持していくためには、やっぱり最後の手段としてポイントカード制度を導入したのです。これは、商工会の役員の人が最後の手段だということで要請してきたので、それをやっているわけですが、これが他町村から見ると、よくやっているなと褒めていただくこともありますし、いやあ、町長、自慢ばかりしているなということ言われるけれども、自慢ではないのだと。地方は、商工業、小売業が少なくなつて商工会が潰れるのだと。潰れることになつたら、そこの商工会に勤める人がいなくなつてしまう。もう減らされる、減らされる。事務局長はカットしますよ、指導員もカットしますよといったら、全く商の部分の小売業なんかなくなつてしましますよ。だから、銀行だって縮小する。そういう経済の回り方では、全く地方をばかにしているようなことなのです。やっぱりそこを何とか

消滅しない、町の将来につながる消滅しない町として頑張っていく以外にはこれはないのです。それには、国、県の指導を仰ぎながらしっかりとやっていくことが町に課せられた問題であると、こう思っています。いろいろ町の対策不足ではないかと言われても、それは仕方がないこと。しかし、事実はやってきた。他町村から比べて、それはやってきたことは私は自慢してもいいと思う。ただし、昔はやっぱり親は、女性だったらうちに残して、そして手習いをさせてお嫁さんに出すという、そういう風習、風俗であり、風習的なもの、親心。今は、高度経済成長とともに、もうどんどん行って働くと、ここで農業しているよりは全然行って働くというのが戦後経済成長を支えた人なのだ。ところが、それが逆行になっているのだ、今。やっぱり農業を主体として地元に残っていたらしくということをあらゆる面で指導していかないと駄目だ。地域の理解、要するに若者が残る、戻る、選ぶという、そういう町となるように挑戦していかなければ、政策が悪い、国のことば批判しても、駄目だって言われても、それは仕方がない。しかし、ここを消滅しない町にするためにはどのようにするかということは、やっぱり地域の人たちとステークホルダー的なものを、話し合いをして、どのようにしていったらいいかと、その結果を国のほう、県のほうに要望していくということが今与えられた時間内でやっていくということだと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 若手職員の意見の採用とか、そちらのほうの答弁お願いします。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 今の8番、和志議員の若手職員の関係でお話しますけれども、答弁というか、今非常に、年齢構成からいって、役場職員の場合はちょうど50歳代の人が多い。それも女性の方が多いということなのです。50歳から60歳の間、女性も多いのだけれども、管理職になる人がそういない。苦労している。若手職員は、やっぱり3年から10年の行政の経験を積まないと、なかなかそのように育っていかないのが現実だと私は考えている。昔私も言われた、10年たたないと駄目だ、一丁前にならないぞと。10年でちゃんとしっかりと基礎知識を覚えて取り組んでいくと。だから、若い人の考えも、非常にいい考えを持っているので、そこをやっぱり出していただくような方法を取っていきたいと、こう思っております。若い人も遠慮がちなのだ。そういうことではやっぱり町は振興していかない。若い人の意見をどんどん出していく。ですから、アンケートや何かについてもそれ出してくれないかということもやった結果もございますが、これからも引き続きそういうものに取り組んでいきたいと、こう考えております。

以上です。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） ぜひお願いします。

そして、答弁の中にあった積極的に本町へ移住したいと考える方が増える移住対策になるとありました。とてもいい制度があるにもかかわらず、PR不足という点も大きいと思います。せっかくの制度も、実績ゼロという制度もありました。実績ゼロにもか

かわらず改善やPRも行わずに、質問にもありましたP D C Aサイクルなど、町長と職員の意思疎通なども行われていないように思われました。そして、今年6月には地域おこし協力隊の方が卒業されて、現在の協力隊はゼロであります。そして、この制度によって町外の方が本町で2名起業をしていただけたというすばらしい実績があります。下郷町は魅力ある町だと思いますが、町長は環境や制度を生かし切れているとお考えでしょうか。

○議長（湯田健二君）　間もなく正午となりますが、このまま会議を続行したいと思います。
答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君）　要するに町のPR不足であるだろうということと、いろいろな魅力があるのだけれども、環境もいいところにあるのだけれども、そういうものが続いているかないということは実感しているのです。私も東京へ行って、町村会へ行って、大内宿へ来た人いますかと聞いたことがある。1つずつのフロアに五、六十人いるから、150人ぐらいいる。そしたら、3人ぐらいしかいなかつた。これは、PR不足だなと思っているし、協力隊も引き続きつながってこないのだ。これは、私は本当に議員が言うとおり、やっぱり人は足で稼がないと駄目なのだ。言葉上言つたって駄目なのだ。ここにいて言ったって駄目だ。要は俺は職員にはこう言っている。もう動けと、旅費足りなかつたら私の旅費使っていいぞと、今まで言っているのです、私。やっぱり動いて初めて、東京事務所行ったり、こちらに進出する企業へ行ったりして、職員が自ら行ってやらないと、話をしていくないと見つからないのです。だから、山村振興連盟にもそういうことを頼んでおいたので、何かいい方法ないかと、ソフト事業でも何でもいいから。そうすることで、旅費でも何でも使っていい、計画していいから、どんどん、どんどん行って、そういう事業に取り組んでいただくということが私の狙いなのだ。何も町にいてやれとは言っていない。そういうことをやることが町のPRにつながると。100回行っても空振りのときもあると思うのです、それは。しかし、動かない限りは駄目です。私は、これからそのように指導をしていくし、どんどん積極的にやっていただくと、若い人、そういうことを願っているのです。私からも言っているのだけれども、なかなか自由にできない時間もあるだろうし、そういうことで進んでいかないかもしれません、PR不足だとは認識しているし、P D C Aサイクルみたいにそういう活動をして、最終的にそういうものを成功させていくということは、やっぱり一人一人の行動です。この行動をしていただくように私も職員と話合いをしていきたい、こう思っています。ご理解ください。

○議長（湯田健二君）　8番、星和志君。

○8番（星和志君）　もちろん足で稼ぐというのはすごく大事、出向いたりするのはすごく大事でしょうが、今みんなスマホを見ているので、ティックトックやインスタグラムで行政としてのPRも有効かと思われます。ぜひお考えください。

そして、答弁内で最後の生産年齢人口の維持につながるということですが、スピード感を持って評価、改善をしていかなければ、現在の人口、年齢構成、位置的要因を考慮すると、地域経済循環が不能となり、近隣市町村への移住に大幅に流れていってしまう

おそれがあると考えています。そして、この施策で生産年齢人口を維持するという強い思いを町長にも、そして職員にも持ってもらう必要があると考えますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 生産年齢というか、若い人に残っていただくと、それはスピード感を持って取り組むということは当然です。それから、近隣町村に流れてしまうと、それも実際起こっていることなのです。だから、そういうことにならないようにするためにはどうのようにするのかということを、庁舎内、あるいは地域内、先ほども言ったようにステークホルダー的な地域の人たちで考えてやっていくということがやっぱり歯止めがかかるのではないかと。しかし、これは制限できません。ここに買物に行っては駄目だなんてことも言えないし、あっちに住んでは駄目だなんてこと言われないのだ、それは。そんなことしたら私アウトになってしまいます。ですから、そういう考えを持つようにしむけなければならぬと、若い人たち、ということなのです。町の振興、あるいは若い人を残すためにはどのようにするのかということをやっぱりしっかりと議論する場所がないと、和志議員と議論してもなかなかそこが進まないところなのだ。私も苦労しているところなのです、そこは。ですから、若い同士、職員同士、汗をかいてやるということが一番です。そして、町の人口対策につながっていくということだと思いますから、ひとつよろしくご理解いただいて、しっかりと対策を講じながら、スピード感を持って、やっぱり地域に残って生活して、あらゆる所得につなげていくということだと思っておりますので、よろしくご理解をいただいて、私もしっかりと取り組んでまいりたいと、こう思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） ぜひスピード感を持って、よろしくお願ひいたします。

そして、やはり地域内で経済が循環できれば、それは理想だと思います。なので、年齢に関係なく、若年層から高齢者まで起業できるような町づくり、生産人口の維持ができるような経済をつくっていかなければと思います。そして、若年層ですと、町長、リーフの森とか、イベントに参加されたことありますか。そこでは、町内外のものづくりの人とか飲食とかが出店されていて、それが起業の小さなきっかけになると参加してみて感じました。そして、高齢者でいえば郷土料理などの発信とか商品化がいいと思うのですが、これ何で思ったかというと、母親がいろんなものを作っていて、大量に作っていたので、商品化できたらまたこれも起業につながるのではないかと感じたので、こういった小さな力を起業などをして大きな力に、小さな力のままでもいいですけれども、納税されるような会社になれるよう促進などをしていただければと考えますが、町長はどう思いますか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 地域の商業関係の振興、小さな起業も地域循環の経済をするためにはそういうものも大切ではないかというご質問ですが、そのとおりだと思っています。ですから、これ福島県の産業活性化企業立地促進補助金的なものを町バージョンでつくって、金額はどうなるか分からないです。そういうものをつくって、やっぱり小さな起業でもやっていくというところを支援するということも必要かなと。和志議員の質問にお答えするのにはそうしたことに取り組んでいくと、それもスピード感を持ってと。ただし、等価固定資産、要するにどのくらいを見ればいいのか。1万円でもできるものもあるのだ。きんつばなんてそうだよな。きんつばでも鉄板が一番苦慮するかな、自動車で運ぶのに。それ10万円だとか20万円とかあるので、そうしたところにどのような、推進補助金というかな、立地補助金と言わないで、そういうものをつくっていくことによってそうした商品化ができる可能性はあると、こう思っていますから、ぜひそうした取組も考えていいきたいと思います。これは、なかなか難しいと思います。やっぱり計画書を作ってくださいなんて職員が言ったら、なかなかできないです、現実的に、そんなの。だから、そこをどのようにするかということだと思います。何でもいいから出せなんて言って、くれるわけにもいかない。ただし、5年ぐらい先の見通しも含めて、これは県のほうも企業の立地補助金を出しているわけだから、やっぱりそこをしっかりと計画していただいて、やっていくということになれば、それは町としての単独の企業の、立地ではなくて推進という言葉ですかね、をやっていくことも必要ではないかと思うし、現実的に小売業でそういうものやるということはできるのです、商工会に入っているから。入っていればいろいろな金融からの補助は出るのです。ですから、それも含めて、やるということになれば上乗せの助成をするということもできるので、商工会が持続していくためにはそこをしっかりとやらないと駄目。だから、企業のための产品補助ですよといつても、それが人件費に使われては困るのだ、俺は。だから、それをちゃんと使っていただくように、それで経済を回していくようにしないと、やっぱりそれが人件費に使われておしまいでは困るので、ちゃんとそこは言っておきますから、ひとつよろしく頑張ってやっていただくようにお願いします。

○議長（湯田健二君） 残り3分切りました。質問者、答弁者ともに簡潔にまとめるよう努めてください。

8番、星和志君。

○8番（星和志君） ぜひぜひお願いします。

そして、先ほど9番議員の質問で思ったのが果樹災害、ああいったものもピンチをチャンスにつなげて、災害が起こったならばそれを、搾汁機とか買って投資、お金の投資ではなく、そういうものに投資すれば、先を考えての投資をすれば今後もいろんな生産ができる、起業もできるのではないかと思いました。先ほどで起業ができるという……と思っただけです。すみません。

以上です。

○議長（湯田健二君） 要望ですか。

○8番（星和志君） はい。

○議長（湯田健二君） 答弁は。
○8番（星和志君） いえ、大丈夫です。

○議長（湯田健二君） 答弁はいいですか。答弁漏れはございませんか。8番、答弁漏れはございませんか。

○8番（星和志君） はい。
以上です。

○議長（湯田健二君） これで8番、星和志君の一般質問を終わります。
これで一般質問を終わります。

日程第2 休会の件

○議長（湯田健二君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日9月10日は議案思考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。
したがって、明日9月10日は休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議は9月12日であります。

議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（湯田健二君） 配付漏れはありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 配付漏れなしと認めます。
本日はこれにて散会いたします。
本日はご苦労さまでした。（午後 0時11分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年9月9日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和7年度下郷町議会9月会議会議録第3号

招集年月日	令和7年9月8日				
本会議の日程	令和7年9月8日から9月12日までの5日間				
招集の場所	下郷町役場議場				
本日の会議	開議	令和7年9月12日 午前10時00分			議長 湯田健二
	散会	令和7年9月12日 午後 5時27分			議長 湯田健二
応 招 議 員	1番 渡 部 哲	2番 星 昌 彦	3番 佐 藤 勤	4番 湯 田 純 朗	5番 猪 股 謙 喜
	6番 小 玉 智 和	7番 大 竹 浩 治	8番 星 和 志	9番 星 邦 一	10番 山名田 久美子
	11番 星 能 哲	12番 湯 田 健 二			
不応 招 議 員	なし				
出 席 議 員	1番 渡 部 哲	2番 星 昌 彦	3番 佐 藤 勤	4番 湯 田 純 朗	5番 猪 股 謙 喜
	6番 小 玉 智 和	7番 大 竹 浩 治	8番 星 和 志	9番 星 邦 一	10番 山名田 久美子
	11番 星 能 哲	12番 湯 田 健 二			
欠 席 議 員	なし				
会議録署名議員	10番 山名田 久美子	11番 星 能 哲			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副 町 長 室 井 哲	参事兼総務課長 湯 田 英 幸	総合政策課長 佐 藤 英 勝	税 务 課 長 大 竹 浩 二
	町 民 課 長 星 敦 史	農 林 課 長 併 任 猪 股 朋 弘	健康福祉課長 玉 川 清 美	農 業 委 員 会 事 務 局 長	参 事 兼 建 設 課 長 玉 川 武 之
	会 計 管 理 者 室 井 俊 之	教 育 次 長 只 浦 孝 行	教 育 長 湯 田 嘉 朗	代 表 監 査 委 員 五 十 巖 浩	教 育 長 湯 田 嘉 朗
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長 荒 井 康 貴	書 記 室 井 徳 人	書 記 玉 川 和 哉		
議 事 日 程	別紙のとおり				
会議に付した事件名	別紙のとおり				
会議の経過	別紙のとおり				

令和7年度下郷町議会9月会議議事日程（第3号）

期日：令和7年9月12日（金）午前10時開議

開 議

- 日程第 1 報告第 8号 令和6年度下郷町健全化判断比率等について
日程第 2 議案第 9号 令和6年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 議案第10号 令和6年度下郷町簡易水道事業会計決算の認定について
日程第 4 議案第11号 令和6年度下郷町農業集落排水事業会計決算の認定について
日程第 5 議案第12号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定について
日程第 7 議案第14号 新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税等の減免の特例に関する条例を廃止する条例の設定について
日程第 8 議案第15号 平成15年度の冷害による被災者に対する町民税の減免に関する条例を廃止する条例の設定について
日程第 9 議案第16号 個人の町民税に係る町税条例の臨時特例に関する条例を廃止する条例の設定について
日程第10 議案第17号 令和7年度下郷町一般会計補正予算（第2号）
日程第11 議案第18号 令和7年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第12 議案第19号 令和7年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第13 議案第20号 令和7年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）
追加日程第 1 請願・陳情

委員会報告

（総務文教常任委員会）

陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情

- 追加日程第 2 議員提出議案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出について
追加日程第 3 町長提案理由の説明
追加日程第 4 報告第 9号 専決処分の報告について
（専決第2号 損害賠償の額の決定及び和解について）
追加日程第 5 議案第21号 下郷町（芦の原）簡易給水施設の指定管理者の指定について

散 会

(会議の経過)

○議長（湯田健二君） おはようございます。

ご報告申し上げます。本日、町長より日程第6、議案第13号 下郷町特別復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の設定について、議案の撤回請求があり、これを許可したので、ご報告申し上げます。

次に、税務課長、建設課長、町民課長、教育次長より発言が求められておりますので、これを許可します。

税務課長、大竹浩二君。

○税務課長（大竹浩二君） 今回ご提案を申し上げておりました議案第13号 下郷町特定復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、こちらは県からの事務連絡により課税免除の適用期間を延長する条例の改正の提案を行わせていただいたところでございますが、昨日、当町は改正する必要がないということが判明しましたことから、当議案の撤回をさせていただいたものでございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（湯田健二君） 建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） おはようございます。

過日お配りしております令和6年度下郷町公営企業会計決算書に誤りがございました。あわせて、議案書内、報告第8号にも訂正が生じてしまいました。開会前にご訂正させていただいたところでございますが、今後このことがないように対応してまいりますので、この場をお借りしまして、答弁申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（湯田健二君） 町民課長、星敦史君。

○町民課長（星敦史君） おはようございます。

既に皆様のお手元のほうにお配りされております令和6年度事務報告書内の日帰り人間ドックの実施状況という欄が54ページのほうにございまして、その中で令和6年度の国保被保険者の費用額152万9,152円の部分でございますが、152万9,252円と、100円の数字の入力のミスがございました。大変申し訳ありませんでした。今後このようなことのないようチェックしてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） おはようございます。

事務報告書の訂正がございました。事前に皆様から回収しまして、訂正させていただきました。なお、修正の箇所でございますが、事務報告書の168ページ、公民館運営に関する事務の左側の成人教育と高齢者教育で、右側の受講者負担金の部分が未記載となっていましたので、訂正させていただきました。また、170ページの左側の自然文化で、右側の受講者負担金の部分も未記載となっていましたので、訂正させていただきました。大変申し訳ありませんでした。今後このようなことがないよう注意したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時0分）

お知らせいたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 報告第8号 令和6年度下郷町健全化判断比率等について

○議長（湯田健二君） 日程第1、報告第8号 令和6年度下郷町健全化判断比率についての件を議題とします。

本件について説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） おはようございます。

報告の説明の前に、今回の提出書類において誤りが多数ありました。大変申し訳ございません。各課長の言われたとおり、事務の確認というのを再度徹底してまいりたいと思いますので、今後もよろしくお願ひいたします。申し訳ございませんでした。

それでは、議案書1ページを御覧ください。報告第8号 令和6年度下郷町健全化判断比率等についてでございますが、本報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、一般会計等の普通会計に係る健全化判断比率及び公営企業会計に係る資金不足比率について、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものであります。

2ページの表を御覧いただきまして、実質赤字比率ですが、これは一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。令和6年度の一般会計等の実質収支は5億5,793万円の黒字決算となりましたので、同じく2ページの(2)、個人意見、①、実質赤字比率についてでは、令和6年度の実質赤字比率は算定されないとの意見をいただいております。

次に、3ページ、②、連結実質赤字比率ですが、これは全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。令和6年度の全会計の実質収支額は7億8,695万7,000円の黒字決算となりましたので、3ページの②、連結実質赤字比率についてでは、令和6年度の連結実質赤字比率は算定されないとの意見をいただいております。

次に、③、実質公債費比率ですが、これは一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でございます。令和6年度の実質公債費比率は5.9%となっており、③、実質公債費比率についてでは、早期健全化基準の25%と比較するとこれを下回っているとの意見をいただいております。

次に、④、将来負担比率ですが、これは一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。算定された将来負担額は45億1,445万1,000円、それに対する充当可能財源等は65億6,889万2,000円がありましたことから、④、

将来負担比率についてでは、令和5年度の将来負担比率等は算定されないとの意見をいただいております。

同じく3ページとなりますが、（3）の是正改善を要する事項につきましては、特に指摘すべき事項はないとの意見をいただいているところであります。

次に、4ページを御覧ください。中段にあります表の資金不足比率ですが、これは公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率でございます。（2）の個別意見では、①の簡易水道事業、②の農業集落排水事業会計ともに資金不足が発生しないため、資金不足比率は算定されず、良好な状態にあると認められるとの意見をいただいていると、（3）の是正改善を要する事項につきましては、特に指摘すべき事項はないとの意見をいただいているところでございます。

以上、ご説明を申し上げました。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、星和志君。

○8番（星和志君） ちょっとお聞きしたいのですけれども、財政再生基準とは何なのかということと、備考にある数字よりも上回っているので、こちらはどう捉えればいいのかちょっと教えてください。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） まず、財政の健全化につきましては、審査の概要に書いてありますとおり、一般会計等の普通会計に係る財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した事項が適正に作成されているかどうかを判断する目的で実施されております。

それで、それぞれの判断についてなのですが、それぞれの基準額を上回っている、下回っているの中身はどういうふうになっているのかということでよろしいのでしょうか。まず、2ページのほうをご説明しますと、実質赤字比率につきましては、それぞれの基準額、基準パーセントを下回っている中身で、横棒で表示してあるというご説明になります。実質の数字はございますが、判断比率においてここを下回っている場合こういう記載をするという中身になっておりますので、横棒にはなってますが、実際の数字というのにはあります。それは、2列目の連結実質赤字比率においても同じ。4つの将来負担比率についても同じ。3つ目の実質公債費比率につきましては、数字を表示するという中身になっておりますので、そういうことで5.9という数字を表示させていただいておりますが、これにつきましてもそれぞれ早期健全化基準、財政再生基準をそれぞれ下回っているという、そこの危ないラインまで行つていませんよというところの説明資料になろうかと思います。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） この中の財政再生基準ってあるところの、上からいうと20%、30%、35%ってあるのですけれども、これがちょっとよく分からなく、そして備考にある数字よりも上に行っているので、これはどう見ればいいのかちょっと分からなかったので、そこ

を説明していただくとありがとうございます。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 早期健全化基準と財政再生基準の違いということでよろしいですか。

（「その見方ですかね、がちょっと」の声あり）

○参事兼総務課長（湯田英幸君） それぞれの危険度を、この数字を超えると危ないという数字ではあるのですが、イメージで捉えていただくのであれば、早期健全化基準は黄色信号で、右側の財政再生基準につきましては赤信号というようなイメージのものかと思います。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 早期健全化基準と財政再生基準というのは、財務省で決めた地方自治体における、この数字を上回ると危ないよと、そういう解釈の数字なのです。ですから、総務課長いろいろ細かく言ったけれども、財務省で言っていると、この数字を異常があるともう破綻だよということで決めているのです。この数字。そう解釈していただいていいです。だから、下郷町はそれには該当していないということです。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（湯田健二君） 1番、渡部哲君。

○1番（渡部哲君） 1番、渡部哲です。財政健全化で、国でいえばプライマリーバランスとかなんとかと、この地方版みたいなものかと思うのですが、これ許容基準を上回ったり下回ったりした場合、その対策なんかは町としては、例えば上回った場合、そういう対策なんかはどういうようなことをやるかということをちょっと聞きたいなと思ったのです。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまのご質問お答えします。

例えば例を挙げてございますが、それぞれの比率において比率等の数字が上昇しますと罰則規定等があつたりします。例えばですけれども、実質公債費比率等が危険度を超えたりすると国から借入れの制限があつたり、そういうもろもろの制限がございます。そういうふうにならないように、例えば借入れ、起債に関しましては前年度を上回らないような償還額と借入額のバランスというのを考慮しながら対応しているとか、そういうような配慮はしておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（湯田健二君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第8号 令和6年度下郷町健全化判断比率等についての件を終わります。

日程第2 議案第 9号 令和6年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 議案第10号 令和6年度下郷町簡易水道事業会計決算の認定について

日程第4 議案第11号 令和6年度下郷町農業集落排水事業会計決算の認定について

○議長（湯田健二君） この際、日程第2、議案第9号 令和6年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についての件から日程第4、議案第11号 令和6年度下郷町農業集落排水事業会計決算の認定についてまでの3件を一括議題といたします。

本件につきましては、決算審査意見書が提出されておりますので、説明を求めます。

代表監査委員、五十嵐浩君。

○代表監査委員（五十嵐浩君） それでは、令和6年度下郷町歳入歳出決算等の審査についてご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和7年7月16日審査に付された令和6年度下郷町一般会計、特別会計歳入歳出決算及び公営企業会計決算を下郷町監査基準に準拠し審査した結果について、次のとおり意見書を提出しますということで、読み上げて報告に代えさせていただきます。

1ページ目、令和6年度下郷町各会計決算審査意見書です。1、審査の方針、2、審査対象の会計、3、審査の期間については、読み上げを省略させていただきます。

2ページ目です。4、審査の結果。読み上げに際し、表の中、括弧の中については省略させていただきます。大きな1番、決算の概要でございます。（1）、歳入歳出の状況。令和6年度一般会計及び特別会計合計額の決算状況は、次の「表1 決算額の総額」、「表2 決算額の対前年度比」及び「表3 実質収支の状況」に示すとおり、総合計額は歳入が71億2,500万7,000円、歳出が64億3,812万6,000円で、前年度に比べ歳入が1億5,118万1,000円、歳出が6,377万4,000円それぞれ増加しており、歳入歳出差引き6億8,688万1,000円の剩余金が生じております。

なお、本年度の剩余金6億8,688万1,000円から繰越財源763万4,000円と前年度の実質剩余金5億7,807万4,000円を差し引いた単年度収支額は、1億117万3,000円の黒字となっております。

3ページです。（2）、一般会計の決算状況。令和6年度一般会計の歳入歳出決算額は、歳入が53億5,311万3,000円、歳出が47億8,754万9,000円で、歳入歳出差引き5億6,556万4,000円の剩余金が生じております。

なお、本年度の剩余金5億6,556万4,000円から繰越財源763万4,000円と前年度の実質剩余金4億4,421万9,000円を差し引いた単年度収支額は、1億1,371万1,000円の黒字となっております。

4ページです。次に、歳入歳出の各款別の状況は、次の「表4 岁入・歳出の款別状況」のとおりでございます。

5ページです。（イ）、歳入でございます。歳入決算額は53億5,311万3,000円で、前年度に比べ1億7,025万5,000円増加し、予算現額に対する執行率は97.1%となっております。町税は、前年度に比べ3,845万4,000円減少しております。地方交付税は、特別交

付税が除排雪経費に対する交付額の増加に伴い1億530万6,000円増加したため、普通交付税、震災復興特別交付税と合わせた全体でも1億8,073万3,000円増加したため、普通交付税、震災復興特別交付税と合わせた全体でも1億8,073万3,000円増加しました。国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が7,902万4,000円皆減しましたが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が4,731万3,000円、社会資本整備総合交付金事業国庫補助金が2,385万円、さらに道路メンテナンス事業国庫補助金が2,904万1,000円増加したことなどにより、全体で2,740万2,000円増加しております。町債は、湯野上駅前環境整備事業、林道改良事業や南会津地方環境衛生組合施設整備事業における過疎対策事業債借入額が減少したことなどにより、全体で6,307万円減少しております。

(ロ)、歳出でございます。歳出決算額は47億8,754万9,000円で、前年度に比べ7,031万円増加し、予算現額に対する執行率は86.8%となっております。総務費は、基金の再編に伴う公共施設等整備基金積立金が増加したことなどにより1億6,122万4,000円増加しております。農林水産業費は、林道大峠線測量設計が皆減したことなどにより、7,599万4,000円減少し、商工費は、電力・ガス食料品等価格高騰重点支援地方交付金事業が皆減したことなどにより、7,038万6,000円減少しております。

6ページです。(3)、特別会計の決算状況でございます。国民健康保険特別会計等3つの特別会計が設置されており、その決算総額は歳入が17億7,189万4,000円、歳出が16億5,057万7,000円で、前年度に比べ歳入が1,907万4,000円、歳出が653万6,000円それぞれ減少しております。

各特別会計の決算状況の概要は次のとおりでございます。①、国民健康保険特別会計。国民健康保険特別会計の決算状況は、次の「表5-1 国民健康保険特別会計の決算状況」のとおりでございます。決算額は、前年度に比べ歳入が1,735万8,000円、歳出が3,124万4,000円、それぞれ減少しております。

また、この制度の加入者である被保険者数の推移は、次の「表5-2 国民健康保険被保険者数の推移」のとおりであり、令和6年度中は24人の減少となりました。

7ページです。国民健康保険税収入の推移については、次の「表5-3 国民健康保険税収入の状況」のとおりでございます。令和6年度末の収入未済額は4,127万2,000円となり、前年度に比べ1,513万円減少しております。

②、後期高齢者医療特別会計。後期高齢者医療特別会計の決算状況は、次の「表5-4 後期高齢者医療特別会計の決算状況」のとおりでございます。また、後期高齢者医療被保険者数の推移は、次の「表5-5 後期高齢者医療被保険者数の推移」のとおりであり、令和6年度中は2人の増加となりました。

8ページです。後期高齢者医療保険料収入の推移については、次の「表5-6 後期高齢者医療保険料収入の状況」のとおりでございます。

③、介護保険特別会計。介護保険特別会計の決算状況は、次の「表5-7 介護保険特別会計の決算状況」のとおりでございます。決算額は、前年度に比べ歳入が861万6,000円減少し、歳出が1,793万円増加しております。

介護保険料収入の推移については、次の「表5—8 介護保険料収入の状況」のとおりでございます。収入済額は1億5,197万6,000円、収納率は93.1%となりました。収入未済額は、前年度に比べ27万円増加し、1,132万6,000円となっております。高齢化社会の進展に伴い、今後もサービスの利用増が見込まれることから、収納率向上とともに計画的かつ安定的な財政運営に努められたいと存じます。

9ページです。（4）、公営企業会計の決算状況でございます。簡易水道事業会計と農業集落排水事業会計の2つの公営企業会計が設置されております。各公営企業会計の決算状況の概要は次のとおりでございます。

①、簡易水道事業会計。簡易水道事業会計の決算状況は、次の「表6—1 簡易水道事業会計の決算状況」のとおりでございます。

②、簡易水道使用料の収納状況は、次の「表6—2 簡易水道使用料の収納状況」のとおりでございます。収入未済額は、現年度分と過年度分を合わせて7,630万7,000円となり、前年度に比べ144万5,000円増加しております。使用者負担の公平性を確保するためにも、さらなる徴収努力を望みたいと存じます。

簡易水道事業会計の事業状況は、次の「表6—3 簡易水道事業会計の事業状況」のとおりであり、給水戸数は24戸減少しております。

10ページです。簡易水道事業関係公債費の状況は、次の「表6—4 簡易水道事業関係公債費の状況」のとおりでございます。年度末における公債費残高は、5億453万円と、前年度に比べ1億989万4,000円減少しております。

②、農業集落排水事業会計。農業集落排水事業会計の決算状況は、次の「表6—5 農業集落排水事業会計の決算状況」のとおりでございます。

農業集落排水使用料の収納状況は、次の「表6—6 農業集落排水使用料の収納状況」のとおりでございます。

農業集落排水事業会計の事業状況は、次の表「6—7 農業集落排水事業会計の事業状況」のとおりであり、加入戸数に変動はございません。

11ページです。農業集落排水事業関係公債費の状況は、次の「表6—8 農業集落排水事業関係公債費の状況」のとおりでございます。年度末における公債残高は、3,531万9,000円と、前年度に比べ434万2,000円減少しております。

12ページです。大きな2番、財政の運営状況でございます。財政運営の状況を示す基本的指標の一つである経常一般財源の状況及び性質別決算額の状況並びに実質公債費比率の状況は次のとおりでございます。

（1）、経常一般財源の状況。令和6年度における経常一般財源の収入額は、次の「表7 経常一般財源の推移」に示すとおり、総額33億4,749万2,000円で、前年度に比べ4,226万2,000円増加しております。

13ページです。（2）、歳出の性質別状況。歳出決算額を経費の性質別に区分すると、次の「表8 性質別決算額の状況」のとおりでございます。性質別決算額の構成を見ますと、義務的経費35.7%、投資的経費12.7%、その他の経費51.6%となっております。義務的経費の決算額は17億962万5,000円となり、前年度に比べ5,666万4,000円増加して

おります。主なものとして、人件費の決算額が4,573万8,000円増加しており、主な理由は給与改定などによるものであります。公債費の決算額は4億2,162万2,000円となり、前年度に比べ182万円増加しております。

14ページです。投資的経費の決算額は、6億904万5,000円となり、前年度に比べ2,137万8,000円増加しております。主なものとして、普通建設事業費の決算額が1,096万9,000円増加しており、その要因は橋梁補修工事などの増加によるものであります。その他の経費の決算額は、24億6,887万9,000円となり、前年度に比べ773万2,000円減少しております。主なものとして、物件費の決算額が7,607万1,000円減少しており、その要因は新型コロナウイルスワクチン接種委託料が1,223万円皆減したことなどによるものであります。

(3)、実質公債費比率の状況。実質公債費に関する状況は、次の「表9 最近5年間の実質公債費の状況」のとおりでございます。令和6年度決算における実質公債費比率は5.9%となり、前年度に比べ0.2ポイント改善しております。公債費の増大は財政硬直化の要因の一つであり、将来にわたる財政の健全性の確保に十分配慮し、今後とも起債導入には慎重な取組が望まれると存じます。

以下の文言の説明文に関しては、読み上げを省略させていただきます。

15ページです。大きな3番、財産管理の状況でございます。下郷町公有財産、物品及び基金の状況は、適正に整備、管理されております。令和6年度中の主な増減は、次のとおりでございます。

(1)、土地については、寄附として宅地が267平米増加しており、譲渡として雑種地が1万8,074平米、山林が20万6,305平米増加しております。

(2)、建物については増減ありませんでした。

(3)、基金運用状況。基金の決算時の現在高は、次の「表10—1 基金運用状況」のとおりでございます。基金の総数は17であり、本年度の積立金は13億362万4,000円、取崩し額は11億8,810万1,000円、差引き1億1,552万3,000円の増加となり、令和6年度末現在高は34億5,226万3,000円となっております。また、財政調整基金の年度末残高の推移は、次の「表10—2 財政調整基金の推移」のとおりであり、本年度末の残高は17億5,949万2,000円となっております。

16ページです。(4)、公金の保管状況。公金は、次の金融機関に預け入れ、管理されていることを確認しております。内訳は、次の「表11 金融機関別内訳」のとおりでございます。

大きな4番、財政指標でございます。財政状況を示す主な指標の推移は、次表のとおりでございます。

17ページです。大きな5番、総括意見でございます。①、令和6年度一般会計各特別会計の歳入歳出決算額及び公営企業会計の決算額は、関係諸帳簿及び諸書類と合致しており、決算計数は正確であると確認しております。

②、歳計現金についても、関係諸帳簿及び現金預金等を照合した結果、誤りはございません。

③、財産は、関係諸帳簿及び証書類と符合しており、管理も良好なものと認められました。

④、歳入歳出とも違法、不当なものは見当たりません。

⑤、予算執行及び経理事務は、適正に処理されております。

町税等徴収対策連絡会議の開催についてでございます。ここ数年、町税等徴収対策連絡会議の開催及び債権管理条例の制定について指摘してまいりました。適用される法律の壁や、債権管理上の個人情報や守秘義務といった制限により、会議での協議が難しいことも担当職員からの説明で理解いたしましたが、現年度分の滞納は発生させないようにと対応はしていても、実際には少しずつ膨らんでいるのが実情であり、町民に対する公平性や財源確保の観点から、滞納繰越額の圧縮について他市町村の取組等も参考に引き続き検討をお願いしたところであります。その後提出された改善計画では、各課で抱える債権や法律もそれぞれで、調査権限も制限があることから、全庁的な組織ではなく部署ごとに法律と債権の理解を深めるなどしながら、会議の在り方を含め引き続き検討し、また主体的な滞納整理の取組を促し、徴収率の向上を目的として、福島県の「市町村税滞納整理スキルアップ支援事業」県職員・国保税徴収アドバイザーの派遣により、市町村の現状と課題を共有しながら、徴収担当職員へ研修、具体的な滞納処理まで一貫して支援を受け、徴収率向上に向け取り組む計画がありました。令和6年度の決算額においては、改善計画のとおり、町税及び国民健康保険税の滞納額圧縮が見られたことは評価します。

18ページです。今後の課題は、介護保険料のような国税等の滞納処分の例により徴収できる強制徴収公債権や、水道使用料や住宅使用料等の私債権についての対応であると思われます。今年度に開催されました町税等徴収対策連絡会議において、債権の種類によるグループでの検討が始まったとの説明がありました。町民に対する公平性や財源確保の観点から、滞納繰越額の圧縮について引き続き検討をお願いします。

監査資料の提出について。今回の決算審査において、監査資料の訂正が前年よりも多く感じられました。提出の際は、各課において十分チェック機能を働かせることにより単純な誤りを防ぐことは十分可能ですので、改善を図っていただきたいと思います。

今回の決算審査において指摘された事項は、速やかに改善するとともに、柔軟に事務事業を見直す姿勢を持ち、限られた予算で最大の効果を発揮され、「魅力あふれる未来へつなぐまち」が実現されますよう期待をいたします。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。

なお、質疑に対する答弁は、決算を議会の認定に付するため、提出者である町長及び決算審査意見書を提出されました監査委員に対して求めますので、ご了承願います。

ご質疑ございませんか。

8番、星和志君。

○8番（星和志君） まず、総体的な質疑をさせていただきます。

この事務報告書の表紙に地方自治法第233条第1項、項関係とありますが、その条文を

調べたところ、はしょりますけれども、会計年度における主要な施策の成果を説明する書類となっておりますので、町は主要な施策の成果を説明する書類としてこの事務報告書を提出しているものと思われますが、これを見る限り成果を説明している書類とはちよつと思われませんでした。成果というのは、目標を達成する意味や努力や行動によつてもたらされたよい結果のみを示したものであり、結果というのは物事の最終的な状況を指してよしあしを含んだものであって、この中身は成果ではなく結果に近いのではないかと思いました。そして、きちんと成果という形で作成されていれば、その成果によって評価がなされて、次のP D C Aサイクルの評価や改善などができる、議会として決算認定を審査する際の検討材料にもなり得るかと思います。そして、質問といたしましては、提出されました事務報告書は成果を説明する資料として作成がなされているのでしょうかということです。

そして、これを前提としてこれから幾つか質問をまたさせていただきます。まず、町の職員の人事費についてなのですが、職員の人事費は決算額の中でも大きいと思います。昨年度の9月の決算でも質問しましたが、当初予算の際は人数や階級別の内訳、さらには手当などが記載されていますので、決算でも予算書に記載されたものに対してどうだったかを出すべきではないでしょうか。昨年度に質問したときには、11月号の広報で報告しているとの回答だったのですが、議会の決算認定を受けるには必要だと思いますので出していただきたいのですが、この点についてはいかがでしょうか。

また次に、監査委員から出されました監査委員意見書についてですが、昨年度の監査委員の指摘に対する町側の改善対応について質問しましたが、その際、総務課長より改善計画を行っているという回答でした。そして、昨年度の決算では、監査委員から町税等徴収対策連絡会議の開催の件1つと交付金の取扱いの件、財源確保の件、この3つの指摘があり、今回出された監査委員の意見では、町税等徴収対策連絡会議の開催の件は改善されたような記載がありますが、ほかの2点はどうなったのか分かりませんでした。ですので、公金の取扱いと財源確保のこの2点についてはどのような改善計画がなされたのか、町からか監査委員からでも結構ですので、答弁お願いします。

そして、次は事務報告書の18ページなのですが、企業誘致に関する事務で、町内企業で毎年若い世代の町民を雇用していると思われますが、昨年度に引き続き若者雇用奨励金の実績がなかったのですが、昨年度の議会で質問した際には、令和2年度から制度を開始しましたが、周知されていなかったので、これから周知徹底を図っていくと答弁がなされたのですが、前年度、令和6年度はどのように周知徹底なされたのかをお聞きします。

そして、次は事務報告書の115ページなのですが、ここで（5）の新しい農の販路開拓支援事業についてですが、昨年は道の駅はホームページも開設されておらず、フェイスブックも更新されていない状況の中で、事務報告に記載されているインターネットを活用した販売体制の確立を推進したとあるのはどうなのかと去年も質問したところ、販売所に対して進捗のほうを進めるような話を回答されました。そして、この事業はコロナ禍による影響での事業ですので、いつまでも続けていくにはいかないとは思いますが、

農業従事者の販路開拓は必要ですので、観光公社や道の駅におけるインターネットを活用した販売体制の確立は進んだのかどうかをお聞きします。

そして、次は163ページの（2）の青少年健全育成ですが、こちら事業費が記されていないことで、165ページの社会体育における各事業の主催と共催の区分が記載されていないことも昨年指摘したのですが、こちらも一切変わっていませんでした。そして、主催企業ともなれば事業費が生じているとは思うのですが、その記載がありません。それと、社会教育委員会の会議回数も費用も記載がなく、指摘しましたが、今年度もまた記載がないようです。昨年度もほかの議員さんからも指摘などはありましたが、それによって改善された課と一切直していない課があるようなのですが、議会から決算認定を受けるための成果の資料としてはこれでいいのかも含め、ちょっと答弁をお願いします。

そして、これが昨年の指摘を質問したところがどうなったかということですが、ちょっとここから今年見ていて新たにお聞きしたい箇所が何点かあります。それは事務報告書の12ページで、第7次総合計画に関するこの報告がありますが、こちら決算を説明する成果資料として、策定体制として4つの会議と委員の人数のみの記載ですが、こちらはいつ開催して何人が出席したのか。民間の人が入っているので、報酬とか支出していると思いますので、回数と出席人数、またどの会議でどのようなことを決めたのかなどを伺います。

次に、事務報告書の16ページの国土利用に関する事務の2番の土地利用規制対策事業に関することなのですが、土地利用の規制に関する措置及び遊休土地に関する措置を実施したとありますが、4つの区分内の事業費がゼロの事業が3つあります。こちらは、措置は実施したけれども事業費はゼロだったのか、それとも措置実績はないのかを伺います。

そして、次が19ページの下郷ふるさと大使に関する事務なのですが、こちらは8名のふるさと大使に委嘱して、2期から6期と様々ですけれども、この方々にふるさと大使を委嘱してどのような効果が得られたのかを教えてください。

次は、30ページの総合交通に関する事務です。こちら総合交通に関する事務だったのですけれども、この着手が令和5年10月1日で完了日が令和6年9月30日となっていますが、こちらは町予算の年度をまたいでいますので、こちらは繰越しした記憶はなかったのですが、どのように繰越しをせずに年度をまたぐことができるのか、どうなっているのかちょっとお聞きします。

そして、33ページの観光に関する事務なのですが、こちらの3番の登山道・ウォーキングコース等の整備の（1）の三倉山が刈り払いがゼロ円となっていますが、この刈り払いは実施したけれどもゼロなのか、それとも実施していないのか。そして、それと7つのコースの刈り払いを実施して、それぞれの実績額が記載されていますが、これは決算書のどの部分の決算額になるのか教えてください。

そして、次に34ページの6番と7番の観光協会の補助金と観光公社の補助金なのですが、こちらは補助金として幾ら交付したのかのみの記載なので、こっちの31ページの会津鉄道とかのように、ここまで詳しく記載されているので、決算の認定には補助額だけ

ではなく必要なのではないかと思うのですが、資料の提出、こちらも同じくお願ひいたします。

そして、ではまた次行かせてもらいます。35ページの9番と10番、観光関連工事と観光関連業務委託ですが、こちらも工事や委託の名称と事業費のみで、何を行われたのかが分かりません。こちらも、建設課のように詳しく記載されていないと決算を認定するにはちょっと不足資料だと思いますので、何で記載しなかったのか、記載できるのであればその書類の提出をお願いいたします。

そして、次は37ページの商工に関する事務です。こちらの2番の商工会の育成強化の中の（2）の①番の下郷町商工振興事業の中に、当初予算の説明のときに商品のブランド化、流通販売、販路拡大支援が入っていたと思いますが、その決算額とどのような成果があったのか教えてください。そして、こちらの内容を調べましたら、令和5年度は6次化商品の開発をされていて、令和4年度は令和6年度同様の事業で補助金を出しておらず、今年も同様の事業で毎年30万円の補助金を出しています。これまで補助金を出してどのような成果があったのか、商品開発は行われたのか、販路開拓は行われたのかを教えてください。

そして、続きましては165ページの社会体育の主催・共催事業で、先ほど主催なのか共催なのか、主催であれば事業費も生じるはずではと指摘いたしましたが、こちら参加人数が示されていない事業が空手と地域スポーツ南会津とふくしま駅伝、3つ、3事業あります。これは、主催であれ共催であれ、把握していかなければならないことではないのでしょうか。それが成果だと思いますので、なぜ記載していないのか、それともこちらを把握されていないのか、お願いします。

そして、事業報告書にはない点で総務課に伺いますが、広報に関するこの報告がなかったのですが、それと町ホームページに関することもないのですが、広報は印刷会社に印刷を依頼されていると思いますが、毎月何部を印刷して幾らかかっているのか、お願いします。教えてください。そして、ホームページも、どこに委託しているのかの記載というか、書類もお願いします。

そして、こちらで最後ですが、私が公有財産審議委員なのですが、昨年度、土地改良の解散に伴って、土地改良名義であった土地などの財産を引き継ぐということで無償譲渡を受ける旨の話があったのですが、決算書の88ページに記載がなかったのですが、こちらはどうなっているのかお聞きします。

これで以上です。答弁お願いします。

（「議長、休憩」の声あり）

○議長（湯田健二君）　ただいまより休憩します。（午前11時09分）

○議長（湯田健二君）　再開いたします。（午前11時20分）

お知らせします。議場内、気温が上昇してきましたので、脱衣を許可します。

答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 先ほどの8番、星和志議員のご質問、複数ありましたので、ご回答いたしたいと思います。

まず、事務報告書についての成果という部分でございますが、こちらの認識としましては、事務報告書内で文言と数字を用いまして内容と成果についてできるだけ詳しく説明しているという中身で報告させていただいていると認識しておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、決算書の人事費をもう少し明細化できないかというお話でございますが、先ほど議員が申されたとおり、ほかの広報等で報告している中身もございますので、決算書の様式等をもう少し明細化するということについては、申し訳ございませんが、ほかの町村等と比較しましてもそれほど変わりないものと認識しておりますので、よろしくお願ひいたします。

あとは、人事費の数字が上がっているか下がっているかという部分もあったかと思うのですが、そちらにつきましては、予算ベースではありますが、おおむね職員に関しては1.4%ほど上昇しているというふうに認識しております。ただ、こちらにつきましては、人数は増えておりませんので、実際のところは12月期に当たります人事院勧告に基づいたベースアップ等の影響かなというふうに分析しております。

続きまして、監査での一昨年前と比較して減っている部分の質問事項ということかと思うのですが、まずは公金の取扱いについては、こちらの町の対応の回答としましては、再発防止のため公金等取扱事務の基本マニュアルを策定しまして、このマニュアルに沿った業務の遂行を図る内容でチェック体制を強化してまいりたいという回答をしております。

もう一つ、財政の運用についてなのですが、こちらの回答としましては、要約しますと、基金等の効率的、効果的な運用を図って基金の取りまとめ等を行うことと、あとは財政シミュレーションを作成しまして今後の健全運営に努めていくという回答で回答いたしておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、広報とホームページの中身が記載されていないということでございますが、こちらにつきましては、まず広報の発行部数につきましては2,850部、契約会社、契約の相手先なのですが、北斗印刷で、契約金額が173万9,100円。ホームページにつきましては、株式会社サイネックス、こちらは契約額は147万7,000円という形になっております。あと、ごめんなさい、私の認識している範囲では、私の管轄では以上かと思うのですが、回答漏れあればご指摘ください。よろしくお願ひいたします。

○議長（湯田健二君） 代表監査委員、五十嵐浩君。

○代表監査委員（五十嵐浩君） 8番、星和志議員のご質問で、昨年の指摘事項、それがどうなったかということだったと思うのですけれども、今総務課長話したとおり、マニュアルを策定し、二度とこういったことが起こらないように体制をチェックしていくということでしたが、そのマニュアルに沿って費用と日当とかと、そういうものを振込んで対応することなどによって迅速に対応してやっていったという経緯がありますので、そこは評価しております。

財源確保のことについてですが、総務課から財政シミュレーション、新しく提出していただきました。歳入面でも、町税収入、大川ダムの関連の大規模償却資産の償却によって固定資産税が減収すると、町民税についても人口減少によって大幅な増収が見込めないと、それから歳出面でも町の公共施設の老朽化の維持、修理が増大するとか、一部事務組合において多くの施設が更新期を迎えてさらなる財政負担となるといったことがしっかりと反映されたシミュレーションをいただいておりましたので、こちらを評価しております。また、毎年この意見書に関しては改善すべき事項と引き続き改善すべき事項などを記載しておりますので、ご了解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 農林課長、猪股朋弘君。

○農林課長併任農業委員会事務局長（猪股朋弘君） 星和志議員のご質問にお答えします。

農の贈物と、あと土地改良区の財産に関してということで、先に土地改良区のほうのお話しさせていただきます。そちらに関しましては、先ほど代表監査のほうからも述べられました意見書、決算の審査についてということで、そちらの15ページ、財産管理の状況に譲渡というところがあるのですが、土地の、雑種地1万8,074平米、山林20万6,305平米が記載されてございます。そちらの分の決算書に関わる、88ページになるわけですが、表の一番下のほうに山林及び雑種地のところに同様の数字が記載されてございます。決算年度の増減ということで記載されていますので、ご確認いただきたいかと思います。

続きまして、農の贈物に関してです。こちらに関しましては、昨年度も議員よりお話しをさせていただきます。インターネットということで、どうしてもこの文字かなり目立つ言葉かなんて思ってはいるのです。道の駅さんにも一応確認させていただいて、ホームページ開催とかそういう形はあるのかという話はなかったのですが、一応今のところ予定としていないということでございました。こういった事業を行う際には必要なとなるべくということはお話しさせていただきましたが、現在のところまだそれができていません。過去にはインスタグラムとか使ってチラシの写真のほうを掲載していたとか、そういうのはあったようです。今後も一応この形を続けていくという所存ではあります。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君） ただいまの8番、星和志議員のご質問にお答えをいたします。

まず、事務報告書18ページ、企業誘致等に関する事務の2番、起業支援事業に関するこのうち、若者雇用奨励金のPRというふうなご質問だったかと思いますが、こちらにつきましては、各事業所宛てのダイレクトメール、あるいはその上段の1番、企業との意見交換に関する事務にも記載してございますが、町内4事業所を訪問した際にそちらのほうのPRのほうを行っております。その意見交換の中でもお話ししておりますのが、若い方、若者の雇用のほう大変厳しいものがありまして、なかなかちょっと実績がない

のだというふうなお話もお伺いしておりますので、そういった経緯も含めて実績のほうがゼロというふうになっている状況となっております。

続きまして、事務報告書12ページ、町の総合計画に関する部分のご質問だったかと思います。まず、各種会議の開催の回数に伴う出席人数ということだったかと思いますが、まず審議委員会につきましては全3回予定されておりまして、1回目が14人、2回目も14人、3回目が10人というふうな出席状況でございます。続きまして、ワークショップにつきましては全2回開催しております、1回目が11人、2回目が5人というふうな出席状況でございます。推進本部会議のほうにつきましては、全4回のうち書面が1回実施しております、1回目が12人、2回目12人、3回目も12人というふうなことの出席状況でございます。4点目、策定班につきましては、全3回のうち1回が書面になっておりまして、1回目が18人、2回目が13人というふうな出席状況でございます。こちらに対する報償費の支払いにつきましては、事務報告書中段にございます事業費内訳のうち報償費11万8,800円が委員に対する謝礼という形になっておりまして、当然審議委員会に参加された委員、ワークショップに参加された町民の方への支出というふうになっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

続きまして、事務報告書16ページ、国土利用に関する事務ということで、2番、土地利用規制対策に関する部分で、そういった案件がなかったのかというような部分になりますが、上段1番の土地取引に関する件に記載してございます届出者数1件というふうに昨年度の実績になっておりますが、こちらの案件があつて初めてそちらのほうの金額が記載になるというふうなことになっております。土地取引の届出、今回1件ですで、2の表の中段のところに金額が同様に入つてくる仕組みになっております。一番上の上段の土地取引の許可に関する事業だったり、3段目の監視区域、4段目の遊休土地の利用促進に関する事業というものは、案件そのものがございませんでしたので、ご承知おきいただきたいと思います。

続きまして、19ページ、ふるさと大使に対する効果というものはどういったものがあったのかというふうな部分でございます。ふるさと大使につきましては、事務報告書のほうですと8名になるのですが、お一人の方が今年4月で退任されておりますので、今現時点では7名という形になっておりますが、こちらの方につきましては、町のパンフレットですとかPR用に作りました特別用の名刺を印刷して皆さんにお配りしております。その名刺を用いまして、各それぞれ職にある方ばかりですので、そのPRを兼ねてその名刺をお配りいただくという形で町の情報発信をしていただいております。なので、具体的にどういった成果がということであるとちょっと指標としてはなかなか見分けづらい部分も当然ございますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

続きまして、事務報告書30ページにございますバス運行に関する維持負担金の着手年月日と完了年月日の半年のずれでございますが、こちらにつきましては、会津乗合自動車のほうに委託という形でやっておりまして、会津乗合自動車の決算時期がこちらの記載の10月1日から9月30日までというふうな記載になっております。あくまでも町の支出は4月から3月までの会計年度という形になっておりまして、9月30日の決算をもつ

て、その会計年度の状況をもってその年度の支出を行うというような形でございますので、繰越しとかそういった手続は基本的に必要ないかなというふうな認識でおります。

続きまして、33ページの大きな3番、登山道・ウォーキングコースの整備ということで、（1）番、三倉山登山道の刈り払いという部分でございますが、こちらにつきましては、以前は山開き等を実施しておりますが、刈り払い等も実施していたのですが、音金地区にございます実行委員会のほうで対応できないというふうな申出があったことから、今年は実施しておりません。こちらについての決算書上のその他、登山道の刈り払いでしたりですとかウォーキングコースの整備の事業、決算書上にはどこに記載があるかというふうなご質問だったかと思いますが、決算書36ページになります。決算書36ページ、2項の観光費、11節役務費、決算額が601万9,626円のうち、こちらの環境整備手数料、登山道も含めた全体の金額になりますが、292万1,500円というものが刈り払い等の手数料ということで、それぞれの団体にお支払いをさせていただいております。

続きまして、事務報告書34ページ、観光協会、観光公社への補助金の具体的な内容というふうなご質問でございましたが、大変申し訳ございません。観光協会につきましては、各種イベントですとか湯野上温泉駅の運営、ホームページの運営ですとか、観光公社につきましてはそれぞれ法人の運営、あるいは着地型推進事業につきましては100万円多くサイクルロゲインというふうなイベントを実施したりしておりますが、こちらのほうに記載してございませんでした。誠に申し訳ございません。来年度以降もう少し分かりやすい形で記載をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

同様に、35ページの工事の内容です。工事の内容、大きな9番の観光関連工事、大きな10番の観光関連業務委託の内容についても同様でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

37ページの商工会補助金につきましては、議員からお話のありましたとおり、30万円を6次化補助金として支出をさせていただいておりますが、事務報告書37ページにございます商工会補助金の内容ですが、こちらには603万円というふうな記載がございまして、このうち30万円を6次化補助金として支出しております。残念ながら、以前ですとじゅうねんを使った特産品というような形で開発された経過はあるのですが、現時点ではこれといった成果がちょっと出ていないものですから、この辺についてはより改善していきたいというふうな考えでおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） 8番、星和志議員の質問にお答えします。

まず、事務報告書の163ページの（2）の青少年健全育成事業でございますが、こちらにつきましては、令和6年度決算につきましては、収入総額が73万6,552円、支出総額は62万9,247円ということで決算になっております。そのうち各事業、こちら会議等、それから青少年健全育成作品募集、おはよう清掃、青少年主張発表、青少年健全育成優秀作品表彰、それから世代間交流パークゴルフ会とありますが、それぞれ会議費等につきま

しては事務局費で6万6,752円の支出になってございます。それから、作品募集に関しましては、こちらにつきましては、コンクールが13万1,435円の決算になっております。それから、町民会議だよりの発行につきましては、22万660円の決算額になっております。それから、おはよう清掃に関しましては5万4,714円。それから少年主張発表につきましての賞状代関係なのですが、こちらが2万9,185円。それから、世代間交流につきましては2万6,501円ということでございますので、よろしくお願ひします。事業費全体では73万6,552円だったのですが、支出につきましては62万9,247円という金額になっております。

それから、165ページ、社会体育事業でございますが、主催・共催事業ということでございます。こちら主催につきましては、上から4つ目の東京2020オリンピック・パラリンピック記念事業第4回下郷町パークゴルフ大会、こちらが町の主催でございます。それから、その2段下の陸上教室、これも町の事業と。残りにつきましては共催事業となっております。それで、こちら全ての事業なのですが、その裏にありますスポーツ団体の育成と書いてありますが、その中の町補助金が右端にございまして、その金額の中で実施しているということになりますので、よろしくお願ひします。

なお、金額につきましては、ボッチャ競技、一番上が10万円です。それから、3町村スポーツ協会交流会が10万円ということと、あとその次につきましては空手道競技、こちらにつきましては場所の提供のみということで、事業費は入っておりません。それから、28回下郷町総合スポーツ大会、こちらにつきましても場所の提供ということでございます。それから、パラリンピック記念事業の第4回下郷町パークゴルフ大会、こちらにつきましては、21万3,870円ということで事業費がかかっております。それから、地域スポーツ南会津大会、こちらにつきましては共催となっております。郡内各地ということで、こちらは事業費はございません。それから、陸上教室に関しましては、指導者の謝礼金ということで4万5,000円。それから、その下の下、第34回ジュニアマラソン大会、こちらにつきましては22万85円の事業費がかかっております。それから、第36回ふくしま駅伝大会、こちらにつきましては補助金でほぼ賄っておるのですが、149万1,270円という金額で、次ページの補助金の金額と同額となっております。それから、第1回下郷町行政区対抗ボッチャ大会、こちらにつきましては1万5,778円。それから、その下のソフトバレーボール大会につきましては、1万403円の事業費ということになっておりますので、よろしくお願ひします。こちら参加人数の棒線につきましては、人数把握しておりませんということで、各町村関係での集計が必要になってきますので、そちらのほうは行っていないということで、人数の把握はしておりません。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 全体的なのですけれども、総合政策課の方からは来年度からは詳細に表記させていただきますとありましたが、皆さん読み上げるだけのところは約束されていなかったのですが、来年度から記載をお願いいたします。

115ページの農の販路開拓支援事業なのですが、これ予定されていなくて、それで続け

ていく所存であるというのはちょっと矛盾していると感じたのですが、表記を消してしまえばいいのではないかなと思いました。

37ページの商工に関する事務の、こちら6次化商品ができていないということだったのですが、できていない場合は返却はしなくていいのかどうかということをお聞きしたいです。

その2点でお願いします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

農林課長、猪股朋弘君。

○農林課長併任農業委員会事務局長（猪股朋弘君） ただいまの星和志議員の再質問にお答えいたします。

起債そのとおり使えば継続できるのかというお話だと思うのですが、この贈物の事業について一応継続していきますよという答えを先ほど差し上げた次第です。内容につきましてはちょっと変わるかもしれませんので、その辺はちょっとご了承いただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（湯田健二君） 総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君） ただいまの8番、星和志議員のご質問にお答えをいたします。

事務報告書37ページの商工会補助金に対します6次化に対する成果がないので、補助金の返還は必要ないのかというふうなご質問でございますが、こちらにつきましては、その製品開発に伴う労力に対する対価というような考え方で補助金のほうを支出させていただいておりますので、結果が出ないのは非常に残念ではあるのですが、その労力に対する対価というふうなことでご承知おきいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（湯田健二君） 1番、渡部哲君。

○1番（渡部哲君） 議長にちょっと進言したいのですけれども、1人あまりにも時間長く取ってもらっては、我々議員として代表で選ばれているので、自分たちに、しゃべりたいこともあるので、もうちょっと考えて質問してもらいたいと思います。まとめて。

それで……

（何事か声あり）

○1番（渡部哲君） いや、あと質問。五十嵐代表監査委員のほうに聞きたいのですけれども、最近5年間の実質公債費の状況、6%から5%に移って、財政硬直化の要因にはまだなっていないのですけれども、いろいろ水道とか建物とか老朽化して、これからも直したりしなければいけない状況になると思うので、今現在は安定した感じで推移しているのですけれども、これから先、例えば災害があったりした場合、そういう直して、やっぱり公債費というものを使うと思うので、そういった状況のときに、これも今現在は安定推移しているのですけれども、これからまた増える可能性もあると思うのです。だから、そういったときの対応というか、そういったものをちょっとお聞きしたいと思

ます。そういったときの状況について。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまの1番議員のご質問なのですが、代表監査ということですが、運用のお話でございますので、こちらでということで。実質公債費比率が今抑えられているけれども、将来高くなることに備えてということでよろしいですか。（「はい」の声あり）

○参事兼総務課長（湯田英幸君） こちらにつきましては、先ほどもちょっと触れたのですが、毎年借入金の借入額と償還額のバランスというのを1年ごとにまず考慮しまして、起債額の圧縮ということにまず努めております。将来的に議員がおっしゃっているのは、恐らく施設の更新とかそういうもので経費が増大するということであると思いますので、そういう基金等に今充当を考えておりまして、そちらに備えていきたいという考えは当然思っておりますので、ご理解よろしくお願ひいたします。

○議長（湯田健二君） 1番、渡部哲君。

○1番（渡部哲君） それで、基金のほうに頼るというような答弁なのですけれども、それで足りない場合はやはり国か県のほうから借入れするというようなことも考えられると思うのだけれども、例えば大きな災害とかあった場合、そういう場合にどう対処するのかという、私はそういう質問をしているのですけれども。

○議長（湯田健二君） 副町長、室井哲君。

○副町長（室井哲君） 1番、渡部哲議員のご質問にお答えを申し上げます。

渡部哲議員からのご質問については、実質公債費比率、これに関するご質問かと承りました。この実質公債費比率でございますが、これは地方債、町債についてのことです。その町債について、地方債についてその基本的な考え方についてご答弁を申し上げたいと思います。

まず、地方債についての考え方でありますが、地方債の機能についてでございますが、一つとして、今ほどお話あるとおり、一般財源を補完する機能がございます。しかしながら、一般財源を補完するために無秩序に地方債を導入することは当然ながら、議員おただしのとおり、財政運営の硬直化を招くこれは一因となってまいります。次に、地方債の機能の大きな2つ目といたしましては、世代間の負担を調整する機能がございます。例えばハード事業などにつきましては、将来その便益を受けることとなる後の世代の皆さんと今の世代の皆さんとの間で負担を分かち合う、こういった機能もございます。これら地方債の機能と今ほどご指摘のございました実質公債費比率などの各種財政指標、こちらを総合的に勘案しながら健全財政の運営に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 何点かご質問いたします。時間大丈夫かな。

まず、事務報告の22ページ、こちらのふるさと納税に関する事務の2番、これ寄附金

の使途状況なのですが、決算の92ページの基金残高合わないというのは昨年も私質問しました。それで、回答では、年度末の時点と出納閉鎖時期が数字が異なるという回答はもらいました。基金会計というのは、3月末に会計を締めると。そして、通常の会計というのは、出納閉鎖期間というのは5月末に締めるのですよね。そうすると、事務報告のここに決算があって整理すべきだと私は思うのです。というのは、ここにある積立金や取崩し額というのを4月から5月に行ったのであれば、それは翌年度の実績になるのではないかなど。この辺を分かるように整理して今後記載されたほうがよろしいのではないかなど私は思いました。

続きまして、次に31ページの下段、会津鉄道緊急支援金、こちらの支援金の町負担額というのは、多分記載漏れだと思うのですが、単位は円でよろしいのですよね。こちらは指摘します。

それと、32ページの労働に関する事務についてですが、大きな3番の互助会加入状況なのですが、こちらの会員数、5事業所に対して5人しかいないのですよね。この互助会というのは、互助会の組織されていない事務所だと思うのですが、設立時は54事業所があって204名いたにもかかわらず、今では5人まで減っているのですよね。町内で互助会を組織されていない事業所はたくさんあると思うのですが、こういった制度があるということをやはり町内の事業所さんにも周知してはいかがかなと私は思います。その辺をよろしくお願ひいたします。

次に、39ページ、ふるさと創生事業に関する事務で、在京下郷の集いが実施されていますが、ふるさと創生基金は70万円となっておりますが、決算書の15ページでふるさと創生基金から一般会計に繰り越された決算額は2,870万円となっておりますが、この差額の2,800万円というのは何に充当されたのかお聞かせください。

次に、99ページの下段の介護保険料の収納状況がありますが、滞納繰越額が1,100万円を超えてます。監査委員の意見書のほうの18ページで、総括意見として、18ページに「今後の課題は「介護保険料」のような国税の滞納処分の例により徴収できる強制徴収公債権」とかいいろいろ書いてあるのですが、介護保険料は現在は滞納処分を行っていないと。そのため、滞納繰越額が1,000万円を超えてきているということで、これはよろしいのでしょうか伺います。それと、監査委員意見書の19ページにそれぞれの滞納繰越額の推移がありますが、滞納額が1,000万円を超える介護保険料を記載されていないのはなぜか、これをお聞かせください。

次に、117ページ、こちらの経営所得安定対策等推進事業として、町の農業再生協議会、それぞれの事業主体になっておるのですが、事業掲載されていますが、町農業再生協議会の事業はこれだけでよろしいのでしょうか。また、町の決算としては、農業再生協議会に幾らの補助金を出して、そして農業再生協議会ではどのような事業を実施していたのか全然分かりません。私農業関係のいつも一般質問を行うのですが、町長さんは農業再生協議会で対応するとか協議していくと答弁なされておりましたが、町の担当課の農林課が事務局となっている団体だと思うのですが、そちらに補助金を出しているのであればいつ会議が行われているのか、どのような協議をなさったのか、補助金はどうな

かということを載せるべきではないかと私は思います。

122ページの下郷町鳥獣対策協議会、これも同じ団体ですが、農林課が事務局になっている団体ですから、122から125ページにかけて詳しくは載っているので、同じ課なので、同じく出すように今後よろしくお願ひいたします。

それに関しまして、114ページから115ページにかけまして、その下に、114ページの下の下段と115ページの上段のほうに新規就農者の助成金を行った事業が掲載されておりますが、これは国庫補助金、これ国のほうのやつで対象となる分で30代、30までかな、それまでの補助金が出ているのかなと私は思います、これとは別に町単独で年齢を制限されないで新規就農者に助成金を行っているのかどうか、あつたらば教えていただきたい。

続きまして、114ページから120ページにかけて農業振興に関する事務の掲載なっておりますが、2月から3月にかけて農政座談会、これをやっていると思うのですが、そういった記載、報告が全然ここには載っていません。140ページのほうには、農業委員会が農政座談会に出席して、期日、実施内容は報告がされておるのですが、これ農業委員会だけで行ったわけではなくて農林課も行っているのですよね。そちらのほうもどうなのかなと、一緒に記載すべきではないのかなと私は思いますので、その辺もお答えください。

次に、128ページ、こちらの上段、農村集落基盤再編・整備事業ですか、この表の右側に対象地区として小野地区（用排）というのがあるのですが、そもそも用排水施設の工事委託、これ多分それだと思うのですが、小野地区って多分今水田耕作はやっていないと思うのです。そうすると、これ県営の場合、水田やっていなくても用排水施設の改修事業は行ってもいいのかなと、可能なのかな、この辺もちょっとお聞かせください。

それで、128ページの中段の3番、農業用施設整備事業の中の12—1の地区名等で水門地区、その「外」とありますよね。この「外」はどこなのか。それとまた、その下の下郷第2、あと白岩というか、その下郷第2、こちらはどこの地区なのか教えていただきたい。

続きまして、128から129ページにかけて緊急自然災害防止対策事業の一覧が載っておりますが、こちらの起債の合計、こちらが2,960万円とありますが、決算書の17ページ、こちらの中の一般単独事業費の中の緊急自然災害防止対策事業債ということで、その中に収入決算額が4,620万円となっているのですが、この差額はどうなのかなとお聞かせください。

続いて、129ページの中段の市民農園事業、体験事業なのですが、これは事業費、金額だけしか載っていないので、この辺もちょっと参考までに、どういったことをやって人数がどのぐらいだったのかというのもお聞かせ願いたいです。というのは、これ公民館の文化祭でもそうなのですが、多分実行委員という形で補助金なんかを受けていると思うのですが、やっぱりそういうことで公民館の主催の文化祭なんかも人数把握していますので、その辺もちょっと同じくすべきだと私思うので、教えていただきたいと思います。

これは、いつも一般質問で、9日の日にも話はしたのですが、大松川の補助事業、この辺もやはりやっておるので、その辺もちょっと踏まえて記載すべきではないのかなと。というのは、やはり夜行ったりすると超勤もかさむので、その辺もあるので、よろしくお願ひいたします。

同じく131ページの林業・林道に関する事務。そこの22—3の新生児への木製品作成業務委託ですけれども、木工品2点セットを4名分、27万600円。ワンセット、計算すると6万7,650円という高級品なのですが、これどこに頼んで何を贈ったのか、そのもらった人がどう感じたのかというのもちょっとお聞かせ願えれば、今後新生児に贈るものも変わらぬかなと私は思うので、その辺もお聞かせください。

続きまして、133ページの森林環境交付事業が載っておりますが、事業内容の下の下段のほうに、森林の適正管理推進では「ドローンを活用し森林病虫害や山地災害危険箇所の他、ニホンジカ等による被害箇所の調査を行い、生物多様性の保全と個体数調整の基礎的資料作りに繋げることができた」とありますが、この中で森林病虫害についてですが、今この役場のほうから向かいの山を見ますと、橋坂から姫川、そしてぐるっと回つてまで田島地区までナラ枯れが今発生しております。今中妻、張平の間もナラ枯れが発生しているのですが、このドローンの調査の結果でナラ枯れがどこまで広がっているのか、そして災害危険箇所はどの程度あるのか、ニホンジカの被害箇所がどのぐらいあつたのか、その辺もちょっとお聞かせ願えればなと思います。

134ページ、この事業で県補助金は、6番の県補助金で985万6,000円となっておりますが、12ページの決算書を見ますと森林費補助金が1,383万3,431円。これは、この中に含まれているのであるのかちょっとお聞かせ願いたいと思うし、残りの県補助金は何に使われたのか、こちらもお聞かせください。

次に、135ページ、国土調査に関する事務なのですが、枝松第1地区と第2地区の認証請求が行われたという報告のようですが、令和6年度の効果はこの認証事務を行つただけでしょうか。決算書を見ると報償費とか決算もあるようですが、地区のやり取りもあるのではないかという推測はあるのですが、1年間国土調査をやってどのような事務を行い、どのような進捗状況にあって、その辺ちょっと詳しく聞かせてもらえればなと思います。

140ページ、こちらの農業委員会ですが、(2)の農地の利用状況調査の結果が出ていますが、ここに農耕地で1万1,598筆、面積が962.1ヘクタールとありますが、これの田と畠の内訳、こちらをちょっと教えていただきたい。

それと、142ページから146ページにかけて建設課があるのですが、事務の報告がなされてはいるのですが、農林課の報告は負担区分、負担区分というのは起債と負担というのが区分があるのですが、これに対して建設課の負担感が載っていないのです。同じ役場内なので、やっぱり統一してやるべきではないかなと思います。そこで、やっぱり農林課、建設課だけではなくて、特に補助金や起債がある事業に関して全てはそうだと思います。決算認定を審査する側であれば町単独事業かどうか見る必要があると思っておりますので、これも総務課長さんのほうから、統一すべきだと私は思いますので、その

辺もお答えください。

最後なのですが、156ページの一番下、下郷町市教育振興事業の一番下にある8番の旭田小学校創立150周年記念事業で町委託金がありますが、当初予算には補助金で計上されているのです。事務報告は町委託金になっていますが、これ補正もなかったと思うのですが、決算書見ると補助金ではないと思われますが、その辺はどうなのか、その辺お聞かせ願えればと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） ただいまより休憩します。（午後 0時16分）

○議長（湯田健二君） 再開いたします。（午後 1時20分）

答弁を求めます。

総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君） 先ほどの9番、星邦一議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目のふるさと納税に関する基金残高の起債の方法と決算書上にございます同じく基金残高の記載方法の差ということのご質問についてですが、まず事務報告書22ページの中段に寄附金の使途状況というふうに記載がございます。こちらの表のちょうど中ほどに基金残高、令和6年度で2,200万円ほどの記載が載ってございます。これは事業、もちろん出納閉鎖を経てという形になりますので、これで決算というような形で記載のほうをさせていただいております。同様に、決算書92ページのほうにも基金残高の記載がございまして、こちらには年度末時点の記載の、決算状況が記載されております。先ほど総務課、財政担当部局のほうともお話をさせていただいたのですが、決算書上に出てくるものがその前のほうに黄色いペーパーが入っていますとおり、下郷町の財産に関する調書というふうなことで、例えば先ほどの公有財産ですとか有価証券、山林というふうな部分もあって、年度末時点の数字をこちらはまとめるというふうな性格のもの、事務報告につきましては、先ほどの繰り返しになるのですが、出納閉鎖を経て事業が完了した実績を載せるものということで、どうしてもその二月分の差が出てしまうものですから、こういったような数字が異なるような記載になってしまふうということをご理解をいただきたいと思います。

続きまして、事務報告書31ページの下段のほうに会津鉄道緊急支援金66万3,000円、記載してございます。申し訳ございません。「円」のほうが抜けておりますので、申し訳ございません。1,000円単位ではなく円単位ということでご理解をいただきたいと思います。誠に申し訳ございません。

続きまして、同じ事務報告書32ページ、労働に関する事務の部分でございますが、勤労者互助会の会員数非常に少なくて寂しいというふうなご指摘でございますが、誠に申し訳ございません。勤労者互助会なのですが、昭和53年に設立されまして、当時ですと民間の福利厚生の部分が大分充実していなかったというふうな経緯からこちらのほうが組織されまして、町内の勤労者に対する福利厚生の部分を補完していきましょうというふうな考え方の下設立されたものでございます。現在は会員が5名となっておりますが、

大変申し訳ございません。そういう事情もあるものですから、会員からの申出によりまして、現在、会のほうは休止中という形になっておりまして、会員のほうが全て退会しております。年度末時点では5名の会員の方がいらっしゃったのですが、年度末をもって全員が退会しております、現在は休止中という形になっております。当然この後何かの事情で入りたい、私は一人だけでもいいから入りたいというような方もいらっしゃれば当然再開できるような体制は取るような形にはなろうかと思いますが、現時点では会員数が少ないというふうなこともございまして、現在は休止中という形になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 9番、星邦一議員の質問でありましたふるさと創生事業の充当先についてご説明いたしたいと思います。

在京下郷の集いの中身で載っていたものなので、在京下郷については70万円、そのほか商工会のポイントカード事業補助金で280万円、頑張る農業支援事業におきましては970万円、あとは観光公社の補助金の中で着地型事業、こちらにつきましては1,500万円、そのほか広域市町村圏基金分としまして負担金の50万円で、合計2,800万円という形になろうかと思います。よろしくお願ひします。

もう一点でございます。事務報告書の全体的なつくりの中で、建設課分が財源内訳が示されていないのでというところなのですが、こちらにつきましては、財源内訳示す方向で検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（湯田健二君） 代表監査委員、五十嵐浩君。

○代表監査委員（五十嵐浩君） 9番、星邦一議員の質問の中で、介護保険料の滞納が1,000万円を超えたのに意見書の一番後ろに入っていないのはということでご質問を受けました。その件に関しましては、介護保険料が始まった当時の名残になってしまふというとのことですけれども、平成21年、22年の頃の意見書の中では300万円、400万円ぐらいの滞納金ということで、この頃も一番後ろには入ってございませんでした。今星議員の言うとおり、1,000万円を超えてということなので、次年度からの検討材料ということでご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 健康福祉課長、玉川清美君。

○健康福祉課長（玉川清美君） 9番、星邦一議員の質問にお答えいたします。

事務報告書99ページの介護保険料の収納状況についてでございますが、ご指摘のとおり、年々滞納額が増えている状況にございます。昨年度、県のスキルアップ支援事業でお越しいただきましたアドバイザーさんに公債権、非公債権等についてのご講義、ご指導をいただいたところでございますので、介護保険料につきましても強制徴収公債権として分類されるものでありますことから、適切な管理、徴収、不能欠損等を行いまして滞納額の圧縮を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 農林課長、猪股朋弘君。

○農林課長併任農業委員会事務局長（猪股朋弘君） 星邦一議員のご質問にお答えいたします。かなり数があるものですから、大変至らない部分あるかもしれません、よろしくお願いします。

まず1番目、事務報告書の117ページの部分でございます。内容としまして、詳細のほうということだったのですが、一応この辺全て町費の補助という形になります。上から申し上げまして、直売所の補助金が5組織。農地の条件改善が2件。そば検査経費補助、これが12件。エゴマ生産奨励、これが15件。有機農業、これが申請22件です。次が地域特産作物の栽培支援が15件。飼料米の作付に関する支援、これが3件。景観形成の種購入、これが1件。茅確保の支援事業が12件。次に、農作業用機械購入事業補助、これが2件でございました。

続きまして、114から115の次世代並びに新規の営農者に対する補助ということで、ほかに町の補助はあったのかということで、これはございませんでした。

続きまして、2月から3月にかけて行われました農政座談会に関する内容でございます。期間が2月25日から3月7日にかけて行われてございます。一応内容といたしますと、出席者のほうが、これ総計で大変申し訳ないのですが、273名です。我々職員のほうの出席、全て合わせて49名、延べです。農業委員会並びに推進委員会のほうで63名。場所によりなのですが、JAさんの出席がございましたところがあつて、合計で5名参加いただいています。

あと、続きまして小野の用水に関する部分、これが128ページになります。こちらの事業、一応委託のほうという形で話は聞いているのですが、小野の道路改良、工事、国道工事に絡む部分と、道路を横断して下流側での水需要に関するということで行っている事業と伺っていました。

続きまして、同じ128ページの2番、緊自債に関する水門地区外の部分の外ってはどこなのかということなのですが、水門のほかに大松川、弥五島、檜原、音金、沼尾、沼尾に関してはため池、今年やっている事業なのですけれども、そちらのほうの委託です。次が、次の段の水利施設等保全高度化事業ということで、こちら白岩のどこですかということなのですが、隈川を取水地としています白岩の大堰というか、そちらの堰のほうの保全点検になります。

続きまして、128から129の起債に関するお話なのですが、2,960万円に対して決算書の17ページ、4,620という金額なのですけれども、こちらの今事務報告のほうは農地に関する水路に使われた一応2,960万円。決算書に4,620万円と記載ございますのは、林業というか、林道というか、そちらのほうの事業で使った分が含まれて全てで、合計で4,620万円という金額になってございます。

続きまして、129ページ、クライインガルテンのほうの協議会での詳細ということで、全ての延べ人数になりますが、参加人数、事務局とあと参加者含めて380名ということでやっています。内容が、4月の初めに第1回目の総会を行いまして、利用者との顔合

わせ会、羊の毛刈り体験、ガルテンの田植、ワークショップ、納涼祭、料理教室、パン作り、稲刈り、卒業式、表彰式、土留め補修の作業、2回目の総会を行って、みそ造りの体験ということで、全部で380名の参加ということでございます。そのほかに、協議会といいますか、役場側の対応なわけですけれども、各自治体さんですとか各外部の団体さんから視察ということで伺うところがありました。昨年度に関しましては、7月に那須町のほうの農業公社による視察がございまして、5名の参加ということでございます。そのほか、各種農作業に関する農業指導ということで、協議会のほうの人が各施設を回って一応指導というような形のことをやってございます。合計で368時間という数字が上がっております。主立ったところでそういう中身になってございます。

続きまして、大松川の補助事業に関する職員等の参加ということですが、内容が、一応これ直近のほうの数字までちょっと把握できなかったのですが、推進委員会2回ございまして46名の参加。次に、換地委員会が9回行われまして62人。工事委員会8回で79名ということになってございます。

続きまして、131ページ、表の中の発注番号22—3、新生児への木製品等の作成業務委託ということで、今回、6年度に関しましては4名分の木製品、2点セットということになっているのですが、中身のほうが足型を焼き印しました円形のプレートにおい袋のほうを2つつけた部分のお金、委託という形になります。こちらのほう1件当たりの分の単価契約ということで、4名分の支出ということになってございます。相手方が、読み方ちょっと私これ分からないのですけれども、81—18E C O d e s i g n 森田愛理さん、下郷町の協力隊でやっていらっしゃった方です。

続きまして、133ページ、下段の病虫害のお話になって、どの辺までということだったのですが、細かい話をさせてしまうとちょっと私もそこまで詳しくはということになってしまいますが、聞いている話でいきますと、小出のほうから始まってこちらのほうまでという形です。影響範囲が、全域ということにはなっていないのですが、要は虫が動くという形になりますので、大きな山を越えたりというところまではまだいっていないのかなというところです。ほかの自治体さんなんかもかなり目立つところは目立つという形ではあるのですが、うちの職員も各自現場、林道ですとかという形で動くのですけれども、その都度現地での確認というのも行った上で範囲のほうは確認している状態でございます。細かい範囲につきましては、今現在ちょっと不明という形になってしまいますが、申し訳ございません。

続きまして、134ページの補助金のお話です。6年度の補助金が985万6,000円ということで、決算書のほうが1,383万3,431円ということになってございます。こちらの金額のほうなのですけれども、道路、林道の改良費には先ほど申しました985万6,000円の金額になるのですが、そこに森林環境の交付金分が加算されて1,380という金額になりますので、よろしくお願ひします。

次が135ページになります。国土調査に関する内容ということで、細かい中身をという話だったのですけれども、令和6年度に関しましては、こちらの枝松の1地区、2地区で、今これ承認申請が終われば枝松の3地区のほうに進むわけなのですけれども、こち

らの1番、2番の事務に関する内容が内業で行ってきた事業でございますので、細かい内容、中身に関しては、例えば立会い業務ですとか、そちらのほうはほぼ行っていない状態でしたので、内業に関する事務ということで今回の掲載は見送ってございます。

あと最後に、140ページの農地の利用状況ということで話があったのですが、内容が、筆が1万1,598筆のうち田が7,400筆、畠が4,198筆、面積のほうが田が589.1ヘクタール、畠のほうが373ヘクタール。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） 9番、星邦一議員の質問にお答えいたします。

事務報告書の156ページの一番最後の段でございます。旭田小学校創立150周年記念事業ということで、こちら50万円の、こちらは補助金になっております。決算書の42ページの一番上段になります。小学校費の学校管理費で、18の負担金、補助及び交付金ということで101万1,907円の支出済額になっておりますが、この中から旭田小学校創立150周年記念の補助金を支出しているということでございます。中身の内容につきましては、こちらのほうにも書いてありますが、記念誌の発行、記念下敷き、それから記念講演ということで行っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） お昼休み一生懸命調べていただき、ありがとうございます。

なお、再質問ということで、労働に関する事務に関してはこれからも町のほうから周知していただいて、なるべく会員を集めることでやっていただきたいと思います。

それと、先ほど介護保険、代表監査のほうからもすごいいい意見いただき、改善してくれるということなので、今後ともよろしくお願ひいたします。

それと、新規就農者ですか、その助成金、これ30歳以上の方が誰もいなかつたということだったのですが、やはりこれから下郷町は農業と観光だということで、これだけ水稻、米のほうも高価なものになってきていますので、就農する可能性もありますので、そのときは調整していただけるように、町長さん、よろしくお願ひいたします。

それと、座談会のほうなのですが、これ先ほど大まかに273名ということだったのですが、後ほどでいいですけれども、参考までに各地区の分かれば人数、一覧表で出していただければ。後ほどでいいです。それ私だけではなくて、議員さん皆さんの方にもお配りしていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それと、用排水施設ですか、これもやっぱり金額を見ると大きな事業ということで投資していますので、やはりこれから遊休農地を、増えるような場所に用排水の事業を持っていかないように、やはり本当に農地を利用拡大して、本当に高収益の、高収益化図れるような場所を設定しながらこれを実施して、農業発展にしていかなければいけないと思うのですが、その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

それと、やはり市民農園事業ですか、体験農園活動支援事業、これ4月から380名の方々が参加していただいて、いろんな体験もしています。これクライングルテンの方々が

やはり下郷に魅力があるから来ているのだと私は思うのです。こういった意味も踏まえて、やはりあの人たち、クラインガルデンの方々というのはやはり下郷町の伝統と文化、これも知りたいと常々言っているので、これも町のほうにPRをして、いろんな方々を呼んで、一緒に交流し得る場所、そういう会も開いてもらいたいと思いますが、町長さん、後でお答えお願ひいたします。

それと、大松川の補助整備なのですが、かなりの人数の方々が興味を持って、これは絶対成功させなければいけないのだということで、いろんな会議にもかなり出席していると思います。ですので、この辺も、一般質問で言いましたけれども、なるべくではなくて必ず成功させるように、これからも執行部、町の農林課の担当者、地区に行ってもらってやれるようにしていただきたいのですが、町長さんもそれを踏まえて農林課のほうに働きかけてもらいたいと思いますので、町長さん、よろしくお願ひいたします。この公園も町長さんの意見ももう一度聞いてみたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それと、森林環境交付金事業、これ今小出のほうからもずっと来ているということなので、ナラ枯れというのは多分県内そこらじゅうに枯れていると思うのです。この対策というのは1つの自治体ではできないものですから、いろんな他町村とも一緒になって、どういうふうに対策するのか、こういうのもやっぱり踏まえてやっていただきたいのですが、可能かどうか、その辺もお聞かせ願えればと思います。

あとは、134ページの事業ですか、134ページの県の補助金ですか、これも次回からやっぱり国や県の補助金に対しての歳出の、どの事業に幾ら充当されたというのを分かるようにお願いしたいのですが、その辺もよろしくお願ひいたします。

あと、農業委員会で農地の利用状況調査、これが今ほど田んぼの面積ですか、田んぼが589.1ヘクタール、畑が378ヘクタールというふうに話は来たのですが、事務報告の116ページに水田面積671万3,410平米で589になるかな。主食用水稻が309万4,856平米ということなので、ちょっと私の計算間違っているのかなと思うのですが、その点を踏まえて再質問します。よろしくお願ひします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

農林課長、猪股朋弘君。

○農林課長併任農業委員会事務局長（猪股朋弘君） 今ほどの再質問についてお答えいたします。

新規の話、新規の就農に関しましてはそのときという形になるかと思いますので、対応できるものに対しては対応してまいります。座談会に関しても、先ほど細かい数字が欲しいということですので、まとめたものを後ほどという形でお願いいたします。

用排施設に関しましては、ちょっとお伺いしたいのですけれども、先ほど言いました12—1と12—2に関する委託関係のお話でよろしかったですか。では、こちらに関しましては、これ採用できるできないというのは多分県のほうの規格ありますので、そちらのほうに照らし合わせた形でできるものはやっていくという形で考えてございますので、進めてまいります。

続きまして、市民農園に関する様々なイベントということで、これ以外にもし何かできるものがあればという形でも今後検討させていただきます。

続きまして、大松川に関しては一応肅々という形で今も進めてございますので、よろしくお願ひいたします。

交付金に関しても、一応林に関する形で金額入れさせてもらいました。それで、ナラ枯れの話に関してですけれども、こちらのほう一応県のほうとも協議のほうは進めさせて、毎年担当者の課長会議等がございますので、そちらのほうでもお話しして、単独だけではちょっと厳しいでしょうというお話はさせていただいているところです。ただ、予算の関係ですとかという形がございますので、今後どのように進めていけるのかというところを今協議している内容でございます。

続きまして、財源の充当に関しては示してきましたが、金額がちょっとそれだと合わないでしょうということだったものですから、該当する部分、財源と充てているものがございましたら、そちらのほうは載せるような形で今後進めてまいります。

失礼しました。面積のお話だったかと思います。これもう一回ちょっと確認はさせていただくような形になるのですが、耕作地の田んぼのほう、589.1に対しまして……大変失礼しました。農業委員会のほうの調査、こちらのほうは現況調査ということで計上されてございます。116ページの主食用の水稻に関する面積に関する話も、こちらのほうは転作に関する部分、3番になるのですけれども、そちらのほうとの内容でございますので、農業委員会のほうの調査のほうとはちょっと数字が変わってきてございます。

以上です。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 9番、星邦一議員さんの質問の中で、私がやるべきことというのは、言われたとおり、みんなやらなければならない、事業としては。正確な事務報告書を書かなければならない。これは、私は常々みんな課長会議のときおっしゃっているのですが、そういういろいろな不手際や、あるいは記載漏れが生じたり計算漏れが生じたりすることもございますが、ただいま各課長が説明したとおりですので、ご了承いただきたいと思います。

なお、特に大松川の補助整備事業、あるいはクラインガルテンの入居者に対しての町の伝統文化の勉強会だとか、こうしたことについては、協議会としての予算の組み方、それから町の大松川に対する整備の方針をしっかりと説明して、これから職員の皆さん、あるいは県のほうに要望してまいりたいと、こう思いますので、ご了解願いたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 今確かな意見をいただき、本当にありがとうございます。

1つ抜けてしまったのですが、森林農道に関する事務の中に、やはり新生児に木工製品を贈る、これに関してすごい高価なものだな、ただもらった人に対しては足型のプレ

ートをもらったと、これは小さい頃のあなたの足跡だぞというのは分かります。ただ、あまりにも、ワンセット6万円というと何か高価なものだなと思うので、やはり今後もっともらった人の意見を聞きながら、何らかの対策も必要なのかなと。値段が高いとかでなくて、一生物で、多分それをもらって一生末大事にするとと思うのですが、やはりいろんな形で、何らかの方法で違うものを贈ったとか、そういうのもやってもいいのかなと思うので、あんまりお金かけて効果があるのかというともうそれも個人的な意見もあるでしょうから、そういう意味でもやはり別な考えも必要なのかなと思うので、今後そういう検討もしていただければなと思いますので、よろしくお願ひします。

これで終わりです。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） まず1点、決算審査意見書の4ページ、歳入・歳出の款別状況があり、事務報告書の3ページにも同様の表が載っています。この中の令和6年度の歳入決算額ですが、分担金及び負担金、決算審査意見書のほうは1,255万2,000円に対して事務報告書、3ページなのですが、954万9,000円と大きくずれているように思ったのです。そのほか何点かも違うところがあるのですが、こういう何か決算書を見ると決算監査意見書のほうが正しいようにも思えるのですが、この差は何なのか。また、歳出についても、事務報告書の5ページと比較すると災害復旧費と公債費以外はずれがあるのです。この差の要因というは何なのかちょっと教えてください。

それから、事務報告書の7ページ、公債費の状況なのですけれども、この令和6年度償還額Cの合計が4億1,219万円となっておりますが、決算審査意見書の14ページにある公債費元利償還額の一般会計の欄を見ると4億2,162万2,000円と、943万2,000円の違いがあります。これについても理由をお聞かせください。

それから、3点目で、事務報告書の9ページと10ページ、選挙に関する事務の報告ですけれども、昨年衆議院選挙がありまして、決算書を見ると職員手当で不用額が129万3,137円あったようですが、衆議院議員というのは10月に実施されていますよね。そうすると、この不用額というのは例えば12月の補正とか3月の補正とか整理できなかったかなと思うのですが、その辺何で決算まで待ったのか、その点お聞かせください。

それから、41ページの町税等の調定額及び収入済額調で、町税の不納欠損額が415万6,145円と、前年より約123万円多くなっています。それから、42ページの国保税に当たっては1,660万928円と、前年より1,253万円も増えています。これは、滞納整理が進んだことが要因ということでよろしいのでしょうか。例えばこの不納欠損した人数と不納欠損の根拠はどうなっているのか教えていただきたいと思います。

それから、事務報告書の74ページに社会福祉協議会のほうの事業がありまして、事業費補助金額があります。決算書のほうを見ますと、25ページの社会福祉総務費の負担金、補助及び交付金で963万9,947円の不用額があって、昨年度もこの909万1,359円の不用額がありました。これは、社会福祉協議会の補助金で、決算が5月、3月補正には間に合わないと、昨年も何か説明があったように記憶があるのですけれども、ただ令和5年、それから6年ともに900万円超えているというのは、当初予算というか、その当初

交付金、補助金が多いというふうに考えてしまうのは間違いなのか、その点ちょっとお教え願いたいと思います。

それから、事務報告書80ページの最上段にある介護職員養成事業ですが、対象者ゼロとなっています。これは事業費もゼロとなっていますので、やらなかつたということは当然なのですが、これは募集者がいなかつたのか、それとも実施しなかつたのか、これはどちらだったのかお教えください。

それからあと、事務報告書の82ページ、児童福祉の保育所関係で、湯野上保育所と下郷保育所の入所児童数が記載されています。106ページと188ページにある各保育所の事務に当たる人数と合わないのです。例えば何歳何人って書いてあるのですが、それがちょっと合わないところがあるので、それはどの時点でだつたのかお聞かせください。

それとあと、83ページの子育て支援事業の対象事業の一番下に地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）というのがありますけれども、事業費が772万2,488円と報告あります。昨年度は3ページにかけて報告書があったのですけれども、今年度、内容の報告が全然なかつたと思ったのです。これはなぜなのかお教え願いたいと思います。

あと、同じく83ページの子育て支援事業で、括弧書きで子ども・子育て支援交付金とあるので、交付金を受けた事業ということだと思いますけれども、対象事業の子育て世代包括支援センターについては97ページから98ページにかけて詳しく載っていると思ったのですが、97から98にかけての事業費や助成金の合計がその83ページとちょっと合わないのです。なので、これは載せていないとか余分に載せているとか、何かそういうのがあるのかちょっとお教え願いたいと思います。

それと同じく、乳児家庭全戸訪問事業というのが97ページの妊産婦、新生児・乳児家庭訪問に含まれているものなのかなどうか。そうであった場合、事業費が合わないので、どういうふうになっているのかちょっと説明をお願いしたいと思います。

それとあと、85ページに（8）で児童クラブがあります。これは夏休み、冬休みなどに行っている福祉関係だと思うのですけれども、この旨記載しておくべきなのかなと思うのは、全くどういう内容でやっているのか、どこでやって、私よく間違えるのが児童クラブと放課後児童クラブ、これ違うって、やっぱり勘違いすること多いのです。なので、やっぱり報告書にはきちんとこれは夏休み、冬休みというような記載を分けるというか、書くべきではないかなというふうに思いました。

それとあと、事業費で、これウエートを占めるのが支援員の人事費だと思うのです。やはりそこを、何人で対応したのか、それで今人が集まらないというのをよく聞くのですけれども、例えば何人必要だけれども今現在何人でやっているとか、やっぱりちょっとそういうのを書いていただくと、働きたいという人がいれば声かけもできるのかななんて思いますので、その辺分かれば教えてください。

それとあと、152ページ、学校教育に関する事務ですが、児童生徒数と教職員数が報告されていて、注意書きに令和元年から町費用職員、それから特別支援教育支援員は対象外って書いてあるのです。これは学校基本調査をそのまま載せていただけなのかとは思うのですが、これは決算に係る資料なので、やはり逆に町費用職員とか特別使用職員は、

別枠でもいいので、きちんとやっぱり報告すべきなのではないかなというふうに思うのですが、その点どうでしょうか。

それとあと、153ページに教育委員会の会議開催状況が報告されています。昨年も指摘しましたが、教育総合会議の報告がないのは何ででしょうか。教育委員会の最上位となる会議のはずなので、会議を開催しなかったのか、それとも報告漏れなのか、どちらなのかお教え願いたいと思います。

先ほど9番議員がおっしゃった156ページの旭田の、150周年でしたっけ、の補助金のところで、次長がそれは質問に対して補助金ですとおっしゃいましたよね。でも、ここは町委託金になっているのです。表は。そこを指摘したのだと思うのですが。よろしいですか。8、旭田小学校創立150周年記念事業。事業名、事業費があつて、町委託金になっているのです。これって予算のときには補助金だったのではないかということだったので、先ほど答弁も補助金とおっしゃったのですよね。だとすれば、ここは委託金ではなく補助金ではないかと思うのですが、どうでしょうか。

それと、159ページの学校給食に関する件なのですけれども、委託先が株式会社ジーエスエフとありますが、委託費が幾らなのか。これ昨年度も指摘したと思うのですが、金額が入っていないのです。委託費幾ら払っているのかというのが。やはり事業費や事業内容を報告していますので、統一した資料の作成でお願いしたいと思います。この中で、「食中毒の発生を防止するため、厨房内の衛生管理の徹底を図った」とありますが、これは教育委員会が行ったのか、それとも委託業者が行ったのか、それはどちらだったのでしょうか。

それと、職員体制とあり、職員の人数が報告されていますが、この報告だと町の職員というふうに捉えられますが、これはジーエスエフの職員なのか、町の職員なのか、これどちらなのでしょうか。それやっぱりきちんと、職員体制というのはこれ町、あるいは会社というふうな形の明記って必要なのではないかというふうに思いました。

それからあと、給食費の右側に「教職員はその学校の給食費」とあるのですが、これどういう意味なのかお教えください。

それから、委託事業の報告になりますので伺いますが、給食の提供が行われたのは年間で合計何日でしょう。何食とか何かは出ているのですけれども、何日間行ったのか。

それからあと、160ページの社会教育に関する事務の1番、生涯学習・社会教育一般、それと2番の芸術文化事業、いずれも事業費が載っていませんので、それぞれの事業費をやはりこれ載せるべきではないかなというふうに思うのですが、その辺いかがでしょうか。

それから、163ページの、こちらは放課後子ども教室、これは教育委員会のほうなのですが、やはり支援体制が何人体制だったのか。それから、支援、これもやっぱりウエートを置くのは給料だと思うのですが、そういう形のをやはりきちんと入れるべきなのではないかなというふうに思うのですが、その辺はどうでしょうか。

あとは、放課後子どもは各学校で行っていますよね。なので、これ人数が書いてはありますけれども、やっぱり旭田、江川、檜原、それぞれ何人ずつ行っているのか。やは

り今まだ3校ありますから、きちんと数を出すべきではないかなというふうに思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

それから、164ページ、男女共同参画の普及・啓発の報告で、昨年アンケートを取ったような気がしたのですが、アンケートはどのような内容でどんな結果だったのか、分かればと思います。どんな計画になったのか、分かればお伺いしたいと思います。

それから、174ページの5番、審議会等の状況で、(3)の中山風穴地特殊植物群落保護指導委員会というのが未開催になっているのですけれども、これ開催しなかった理由はなぜなのか、それとこれ開催しなくても大丈夫なことなのかちょっとお聞かせください。

それと、最後になりますが、私的で今回問題になった職員互助会についてですけれども、8日の全員協議会では公費でないということは言われましたけれども、事務分掌規約にもないので公務でもないのということで事務報告書に載っていないのだと思うのですが、この互助会の、町からもお金は出でていないということでしたが、例えば紙代とか印刷代、そういったものというのは、コピー代とか何かはそれぞれ出していっているのか、例えば町を使っていれば町のほうに雑入とか何かで入っているのか、その辺はどうなっているのか、その辺お教えください。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまご質問いただきました点の前半の部分、決算書と事務報告書の数字が違うという指摘が数点ございました。その部分の大元のお話をさせていただきたいと思います。

事務報告書の1ページを御覧ください。1ページ、横書きというかになっておりまして、ここには歳入歳出それぞれ2段書きになって記載しております。括弧書きのものと括弧書きでないものがございます。まず、括弧書きなのですが、こちらにつきましては決算書に基づいた数字となっております。その上段になります括弧がついていない数字、こちらにつきましては決算統計の数字という形になっておりまして、ではなぜ違うのかというところになりますと、決算額が基にはなっているのですけれども、決算統計で分析したデータを出す際に性質の中身がございます。例えば一つの健康事業等を行う場合に、国保会計等とかぶっているような事業があるとすれば、ルール上、国保会計のほうに引っ張られるようなルールになっておりまして、そういうものが幾つかあるということで個々の調整、調整というか、差が生じてまいります。そういうところで、この決算額と決算統計の基礎数となる数字が違ってくるという現象が起きてまいります。この事務報告書についての記載は、1ページ以降、決算的な中身のデータ、ちらりと引っ張っておりますので、その辺で合わないという現象が出てまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

その中でもデータ、数字が違うという中で、償還額についてもご指摘があったかと思います。こちらにつきましては、事務報告書の7ページの償還額412,190という数字と決

算書の額は違っているのですが、こちらにつきましては元金のみを表示しております。決算書のほうは元金プラス利息という形になりますので、そこでそれが生じると。その中身としましてご説明しますと、決算書の48ページの公債費の元金と利子という欄が中段よりちょっと下にあるのです。この明細と今度多分突合してくると思うので、そこを見ていただくと合っているということが分かっていただけるかと思います。

最後になりますが、互助会の事務用品に係るものでございます。こちらの部分はどうなのかというところでございますが、ちょっと事務担当者に確認したわけではないので、明確な答えはあれなのですが、私の主観的に見ると恐らく分けて使ってはいなかつたかなという認識でございますので、その辺もしそういう中身が確認できれば、当然分けて実施する必要がありますので、指導してまいりたいと思います。

○議長（湯田健二君） 税務課長、大竹浩二君。

○税務課長（大竹浩二君） 10番、山名田議員のご質問の中で、町税及び国民健康保険税に係る不納欠損額、昨年、令和5年度の決算より大きく増えているというお話でございまして、こちらにつきましては、議員がおっしゃるとおり、滞納整理が進んだためのものでございます。令和6年度につきましては、県が実施いたしました市町村税滞納整理スキルアップ支援事業、こちらのほうに参加いたしまして、いわゆる徴収権のないものはじめといたしまして、生活困窮などに該当するものに対しまして不納欠損処理を多々行なったものでございます。こちらは、実例を用いて県のほうにもご参加いただく中で実施してきたこともあります、結構進んだという現状でございます。ただ、全部が全部これで処理したというわけではございませんで、現在また昨年の研修実績を基に進めているところでございますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 健康福祉課長、玉川清美君。

○健康福祉課長（玉川清美君） 10番、山名田久美子議員のご質問にお答えいたします。

まず、社会福祉協議会のほうの補助金の剰余金が多いということでございますけれども、昨年度、令和6年度の補助金の部分に関しましては、人件費で見ておりました職員が産休に入った経緯がございます。それで、人件費1名分の減額となっておりますので、こちらのほうの金額が不用額となって残っております。どちらの科目の中で、同じ科目の社会福祉協議会のほうの決算額の予算措置しております科目のほうには、そのほかの給付金系の予算措置もされてございます。どちらのほうの不用額も含まれているので、そのような形で不用額が出ております。

もう一つ、ヘルパーの養成事業のこと、ゼロ件ということでございますが、こちらは実際にヘルパー研修を受けた方が町のほうに申請を行って、そちらから補助を行うものとなっておりますので、町民の方で養成研修、ヘルパーの研修を受けた方が実際にいらっしゃらなかつたということで、こちらのほうは実績はゼロとなっております。

あとは、83ページの子育て支援の長期休みの方ですか……85ページ、（8）番の児童クラブのところでのご質問だったかと思います。こちら、ちょっと教育委員会のほうの事業とは全く別のものでございまして、長期休暇中に夏休み、春休み、冬休みと長期休

み中に開設する子供の預かり所という形になっております。多目的ホールのほうは下郷中学校横脇、湯野上のほうでは老人福祉センターのほうで開催してございますが、こちら指導員のほうのご質問もございました。春、夏、冬とそれぞれ参加される指導員の数はまちまちではございますが、令和6年度4月春に登録されておりました指導員の方は10名いらっしゃいました。夏に関しましては15名、冬に関しましては13名の指導員の方をお願いしている状況でございます。実利用者人数としましては、こちらは記載のとおりとなっております。こちらの事業費に関しましては、ほぼほぼ指導員さん的人件費となっております。

事務の報告書にありました保育所の児童の人数に差異があるというご指摘でございましたが、事務報告書82ページにあります5番、児童福祉について、しもごう保育所と湯野上保育所のそれぞれの人数に関しましては、こちら年度末現在で記載をさせていただいております。それぞれ同じく事務報告書のしもごう保育所と湯野上保育所のページに記載ございます、こちらの条文にある年齢別の人数に関しましては年度初めの実数となってございます。こちら差異があること、ちょっと誠に混乱を招いてしまいますので、以降は同じ基準日を基にしての人数記載にしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） 10番、山名田議員のご質問にお答えいたします。

まず、事務報告書の153ページでございます。こちらの定例会の開催、臨時会の開催の内容に総合教育会議が入っていないということでございましたが、確かにそのとおりでございまして、2月に総合教育会議を開いております。年1回だけでしたが、開催しております。

それから、156ページの旭田小学校創立150周年記念事業ですが、確かに町委託金って書いてありますが、町から旭田小学校へは補助金として出しておりますので、150周年に対しましての町補助金という形で訂正させていただくようにします。すみません。町から小学校のほうに委託したという形で委託金となってしまったのかもしれません、すみませんでした。

それから、159ページでございます。学校給食に関する事務ということで、こちらなのですが、すみません、給食費の187食と書いてありますが、これ日でもございますので、こちら食っていいですか、187日ということでお願いいたします。

それから、教職員の学校給食費がありますが、教職員も、こちら320円と書いてありますが、その給食費と同じ金額になりますというようなことでの内容でございます。すみません。ちょっと分かりづらかったのですが、そういったことの内容でございます。

それから、調理員の9名につきましては、町職員ではなくてジーエスエフさんの会社の従業員となりますので、よろしくお願ひいたします。

それから、160ページでございます。芸術文化事業でございます。こちらの芸術鑑賞教室につきましては、アカペラユニットRAGSPiということで書いてありますが、す

みません、こちら88万円の事業費となってございます。それから、芸術文化鑑賞、その下の下、こちらにつきましては1回と2回ありますが、総額で63万3,000円の事業費となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それから、163ページの地域学校協働本部事業、放課後子ども教室と書いてありますが、こちらにつきましては登録人数ということで153人ありますが、あさひだっ子につきましては69名、それからえがわっ子につきましては39名……合わない……すみません。ならはらっ子が45名です。ということでございますが、よろしくお願ひいたします。

それから、164ページの男女共同参画社会の普及啓発ということでございまして、そちらのアンケート内容の部分でございますが、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほど答弁させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 先ほどの答弁に関しまして、1点不足していましたので。衆議院選挙の委託金、こちらをなぜ落とさなかったかというお話だったのですが、確かに選挙は10月末実施されておりますが、いろいろな決算等に係るデータを県のほうに送付しております。最終的に県のほうから確定の数字がオーケーが出ないとこの委託金確定できることになっておりまして、その確定が来たのが年度末だったものですから、こちらのほうを落とすことができなかつたということでご理解ください。

○議長（湯田健二君） 教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） 先ほど山名田議員の質問で、1つ私答弁しておりませんでした。ジーエスエフさんのはうに委託の金額ということでございましたが、決算書の47ページでございます。こちらのはうに学校給食共同調理場運営費と中段に書いてありますが、その中の12番の委託料でございますが、3,027万4,200円と書いてありますので、そちらがジーエスエフさんのはうに委託している金額となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 健康福祉課長、玉川清美君。

○健康福祉課長（玉川清美君） 10番、山名田久美子議員の先ほどのご質問にお答えいたします。

子育て支援センターの費用に関しましては、こちら人件費相当の費用を計上してございます。以前の地域子育て支援センターに関する事務の帳票がないのではないかというご指摘ですが……ちょっと確認しましたところ、昨年度は一緒に挟み込まれていた地域子育て支援センターに関する事務のページがちょっと落ちているように思いますので、早急にこちらのほうで訂正で上げさせていただきたいと思います。申し訳ございませんでした。

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいま健康福祉課長の答弁ありましたが、事務報告書のほう取りまとめ、こちらは総務課で行っております。なお再度確認しまして、後ほど

結果の報告をしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） やっぱりかなり抜けていたのだなと思いましたが、再質問というよりは、事務報告というのは決算書に付随してくつについてくるもので、監査委員会のときにはこの事務報告書を提示されて、それを受けた後で決算されますよね。今回決算書、意見書の中に、何か監査委員のほうから訂正が前年より多く感じられたというような意見が出されております。私たちが受け取った後も訂正続き。私10年やっていますけれども、こんなこと本当に今までなかったです。何でこういうことになったのかということをきちんと分析した上で、きちんとやっていたらいいと、これ監査委員会に対しても本当にひどいことですよ。きちんとした事務報告書がない中で決算しろといつても、やっぱりこれは本当にちょっとおかしいのではないか、大変失礼だと私は思っております。ですから、どうしてもこういうことをないようにするためにどうしたらいいのか、総務課長、きちんと皆さん、課長とお話しになって、何が必要なのかをきちんと総括して、今後こういうことのないようにしていただきたい。

それと、私さっき議運のときにも言ったのですが、公益決算書というのは本当に今年初めて国の施策で公益でやりなさいということでやりました。これを職員にやれと言つても、私はすごく大変だと思うのです。複式簿記を知つていて、そういうお金の流れとか、いろんなことが必要になってきますので、やはりそういったのも含めて専門職員を置くべきではないかというふうに思いますので、その点はまた改めて違うところで要望したいと思いますけれども、こういう監査に関することはもう本当にきちんとやっていただきたいというのが私の意見です。よろしくお願ひします。

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまご指摘をいただきましたとおり、冒頭でも申し上げましたが、やはり今回のミス全てが確認不足の延長上にあるものだと認識しております。再度そういう場で周知して、確認のもう一回というところを徹底してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（湯田健二君） では、ただいまより休憩します。（午後 2時37分）

○議長（湯田健二君） 再開します。（午後 2時55分）

答弁を求めます。

教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） 先ほどの山名田議員のご質問にお答えいたします。

1つ、すみません、中山風穴の回答がちょっと漏れていきました。174ページでございますが、こちらの5番、審議会等の状況ということで、（3）の中山風穴地特殊植物群落保護指導委員会ということで、これは未開催でよろしいのでしょうかということだったのですが、こちらは、すみません、必要に応じて、指導いただくようなことがあれば開催ということでございましたので、昨年度は未実施ということになっております。

それから、先ほど男女共同参画に関するアンケートということでございますが、こち

らのアンケートにつきましては、令和8年度に男女共同参画プランの計画を策定するためのアンケートということで実施しております。こちらにつきましては、27問の質問事項がございまして、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の取組についてということとか、育児や介護に関する制度について、それから企業における女性活躍について、ハラスメント対策等について、それから男女共同参画全般について、男女共同参画に関する取組の導入についてということで、大きく分けて7つの項目に分けていまして、それを詳細に分けてアンケートを取っていると。対象者は、個人もそうですが、企業に対してもアンケートを取っているという内容でございますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 健康福祉課長、玉川清美君。

○健康福祉課長（玉川清美君） 先ほど山名田議員のほうからご指摘ございました、事務報告書に関するものでございます。従来ですと、しもごう保育所に関する事務の後ろに地域子育て支援センターに関する事務の報告が2ページほどございました。こちらのほうが抜けてしまって、大変申し訳ございませんでした。こちらの資料に関しましては、決算監査のほうは受けております。今後の対応といたしましては、総務課と協議の上、早急に対応したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。大変申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長（湯田健二君） 6番、小玉智和君。

○6番（小玉智和君） それでは、私のほうから1件だけお聞きします。

事務報告書の167ページ、社会体育施設の利用状況の①、②、④、それぞれ使用料が町のほうに入っていると思いますので、決算書のほうではまとまった収入額が分からぬので、事務報告書で詳しく記載すべきだと思いますが、それ幾らの使用料になったかをお聞かせください。よろしくお願ひします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） 6番、小玉議員のご質問にお答えいたします。

事務報告書の167ページ、社会体育施設の利用状況ということでございます。①番、②番、④番ということでございますが、こちらにつきましては、順番に申し上げますが、コミュニティセンター、こちらにつきましては、令和6年度につきましては8万700円の利用料が収入として入っております。それから、野球場に関しましては20万4,740円、令和6年度入っております。それから、キャンプ場に関しましては29万3,000円の収入となってございます。それから、テニスコートでございますが、年間で5,560円の収入となってございます。多目的広場でございますが、こちらは1万9,020円の利用料となっております。それから、パークゴルフ場でございますが、こちら23万6,520円の収入となってございます。

それから、②の町民体育館でございます。町民体育館につきましては、こちら全館全てということでございまして、総額で20万9,920円の収入となってございます。

それから、下郷中学校ナイター設備、④番でございますが、こちらにつきましては年間で8万7,720円の料金収入となってございますので、よろしくお願ひいたします。

なお、時間、人数に関しましては、事務報告書のほうに記載のとおりでございますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 6番、小玉智和君。

○6番（小玉智和君） どうもありがとうございました。それで、町長にちょっとお伺いいたします。先般各担当課長より訂正等が数多くありました。私の前にも何人かの議員がいろいろと質問、指摘いたしました。昨年指摘されても直さない要綱も今回ありましたが、決算額に変わりはないと思いますので、反対するものではございませんが、町長として我々議員から指摘があったことに対して、どのような考えでいるかお聞かせをよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 6番、小玉議員の質問について説明したいと思います。

まず、法の233条、要するに地方自治体が決算審査を受けて、議会に議決を求める、このことについては、議員の皆さんもご承知だと思いますが、法の233条の5項で、報告書は主要な施策の成果を説明する書類である、これに基づいて決算書ができているということであります。しかし、その中身において間違いや訂正や、間違いというか、訂正やら抜けている部分もありましたので、非常にこれ事務をつかさどる地方公務員としては、甚だ私は遺憾だとは思います。しかし、しっかりと事業報告、質問に対して説明しておりますので、至らなかった点はここでおわびを申し上げますが、地方自治法の233条5号に基づいて報告はしているということは間違いないと思いますので、ご理解をいただきたい。

以上です。

○議長（湯田健二君） 6番、小玉智和君。

○6番（小玉智和君） 今後職員の方々には、何かと大変だと思いますが、このような時間もかかりますので、今後はくれぐれもその事務作業につきましては迅速に図られるようよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（湯田健二君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号 令和6年度下郷町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。

お諮りします。本決算を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は認定することに決定いたしました。

これから議案第10号 令和6年度下郷町簡易水道事業会計決算の認定についての件を採決します。

お諮りします。本決算を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は認定することに決定いたしました。

これから議案第11号 令和6年度下郷町農業集落排水事業会計決算の認定についての件を採決します。

お諮りします。本決算を認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は認定することに決定いたしました。

日程第5 議案第12号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（湯田健二君） 日程第5、議案第12号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

税務課長、大竹浩二君。

○税務課長（大竹浩二君） 議案第12号について説明いたします。

議案書8ページをお開きください。議案第12号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の設定について、上記条例を別紙のとおり設定する議案でございます。

議案書8ページをお開きください。設定する条例につきましては、下郷町税特別措置条例の一部を改正するものでございまして、第4条中の「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改めるものでございます。この内容でございますが、新旧対照表の1ページをお開きください。この下郷町税特別措置条例は、過疎地域における課税免除と地域経済牽引事業促進区域における課税免除についてを規定する条例でございますが、このうち地域経済牽引事業促進区域における課税免除に係る規定を第4条に条文化しております。

今回の改正につきましては、経済産業省における地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針等の告示によりまして、この適用期限が延長されたことに伴いまして、県において福島県税特別措置条例の地域経済牽引事業促進区域における県税の課税免除の適用期限が延長されましたことから、同様に町固定資産税の課税免除の適用

期限を延長するために改正を行うものでございます。

なお、この規定は令和7年4月1日から適用することとしてございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号 下郷町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第14号 新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税等の減免の特例に関する条例を廃止する条例の設定について

○議長（湯田健二君） 日程第7、議案第14号 新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税等の減免の特例に関する条例を廃止する条例の設定についての件を議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

町民課長、星敦史君。

○町民課長（星敦史君） それでは、私より議案第14号 新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税等の減免の特例に関する条例を廃止する条例の設定についてご説明させていただきます。

議案書の12ページをお開きください。新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税等の減免の特例に関する条例を廃止する条例の設定についてご説明申し上げます。新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により、収入が減少した被保険者等に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免措置を講ずるため、厚生労働省より支援制度として令和2年7月1日付で本条例の専決処分をし、同年の第3回下郷町議会にてご承認をいただきました本条例でございますが、当初は減免特例期間が令和2年2月から令和3年3月であったものを、国からの通知を受け、令和3年第2回下郷町議会において、令和3年4月から令和4年3月とし、翌年におきましても、国からの通知を受け、令和4年第2回下郷町議会において、令和4年4月から令和5年3月と減免の特例期間を都度延長してきたものでございます。その後2類相当の感染症であった

新型インフルエンザ等感染症が令和5年5月8日より5類感染症となり、外出規制等が解除または緩和され、現在に至っております。厚生労働省の資料において、今回と大きく病原性が異なる変異株の出現など、科学的な前提が異なる状況になれば対応を直ちに見直すとなっていることから、本条例を廃止する条例を設定するものでございます。

減免措置の対象世帯数としましては、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納付期限を迎える保険税としまして、30世帯、333万7,700円を減免しております。翌年、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間におきましては、3世帯、48万700円を減免しております。その次年度、令和4年におきましては実績はございません。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

なお、同条第2条の介護保険料における減免措置の対象世帯等につきましては、健康福祉課長よりご説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（湯田健二君） 健康福祉課長、玉川清美君。

○健康福祉課長（玉川清美君） 引き続き、本条例の廃止に当たり、介護保険料の減免の対象者の実績といたしまして、令和2年2月から令和3年3月までの令和元年度分の対象者21名、19万9,000円の減免、令和2年4月から令和3年3月までの令和2年度分につきましては、対象者21名、117万3,610円の減免、令和3年4月から令和4年3月までの令和3年度分につきましては、対象者5名で27万3,220円の減免の実績となっております。令和4年度については、実績はございません。

実績については以上でございます。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号 新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税等の減免の特例に関する条例を廃止する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第15号 平成15年度の冷害による被災者に対する町民税の減免に関する条例を廃止する条例の設定について

日程第9 議案第16号 個人の町民税に係る町税条例の臨時特例に関する条例を廃止する条例の設定について

○議長（湯田健二君） この際、日程第8、議案第15号 平成15年度の冷害による被災者に対する町民税の減免に関する条例を廃止する条例の設定について、日程第9、議案第16号個人の町民税に係る町税条例の臨時特例に関する条例を廃止する条例の設定についての2件を一括議題といたします。

本件について、議案の説明を求めます。

税務課長、大竹浩二君。

○税務課長（大竹浩二君） 議案第15号 平成15年度の冷害による被災者に対する町民税の減免に関する条例を廃止する条例の設定について説明いたします。

議案書14ページをお開きください。議案第15号 平成15年度の冷害による被災者に対する町民税の減免に関する条例の設定について、上記条例を別紙のとおり設定する議案でございます。

15ページを御覧ください。設定する条例は、平成15年度の冷害による被災者に対する町民税の減免に関する条例を廃止する条例でございます。当条例は、町民税の納税義務者が平成15年度に冷害により農作物に被害を受けた場合に町民税の減免措置を行うための条例でございますが、この適用期間は終了しておりますことから当条例を廃止するものでございます。

続きまして、議案第16号について説明いたします。議案書16ページをお開きください。議案第16号 個人の町民税に係る町税条例の臨時特例に関する条例を廃止する条例の設定について、上記条例を別紙のとおり設定する議案でございます。

17ページを御覧ください。設定する条例は、個人の町民税に係る町税条例の臨時特例に関する条例を廃止する条例でございます。当条例につきましては、昭和58年の国における所得税に係る臨時特例措置に対応し、昭和58年度分の個人の町民税に係る負担の軽減を図るための措置に相応する措置としまして、昭和59年度分の個人の町民税について特別の減税を行うための条例でございますが、この適用期間は終了しておりますことから当条例を廃止するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号 平成15年度の冷害による被災者に対する町民税の減免に関する条例を廃止する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第16号 個人の町民税に係る町税条例の臨時特例に関する条例を廃止する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第17号 令和7年度下郷町一般会計補正予算（第2号）

日程第11 議案第18号 令和7年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第19号 令和7年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第20号 令和7年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（湯田健二君） この際、日程第10、議案第17号 令和7年度下郷町一般会計補正予算（第2号）から日程第13、議案第20号 令和7年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）までの4件を一括議題といたします。

本件について議案の説明を求めます。

議案第17号につきましては総務課長、湯田英幸君、議案第18号及び19号につきましては町民課長、星敦史君、議案第20号につきましては健康福祉課長、玉川清美君、順次説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） それでは、議案書18ページを御覧ください。

議案第17号 令和7年度下郷町一般会計補正予算（第2号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ6,628万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億6,823万5,000円とするものであります。

補正の概要でございますが、歳入におきましては、地方交付税の交付決定及び前年度決算に伴う繰越金の確定による増額等を計上し、歳出におきましては、公用車カーナビ等に係るNHK受信料の増額、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した小中学生応援事業、その他各事業費の精査による増額など所要の補正を行うものでございます。

それでは、主な補正について歳出予算から款を追ってご説明申し上げます。26ページを御覧ください。2款総務費でございますが、合計で4,772万円を増額するものであります。1目一般管理費では、公用車カーナビ等のテレビ受信契約に係るNHK受信料を143万円計上しております。当該受信料につきましては、令和6年度3月議会に予算特別委員会においてご質問をいただいたところでございますが、その後調査及びNHKの確認により、未契約となつておりました公用車カーナビ11台及び携帯電話4台分の受信料を計上させていただいたところでございます。

6目企画費では、歳入のふるさと応援寄附金見込額400万円の増額に伴い、その返礼品に係る報償費、役務費及び委託料の合計で201万2,000円を計上し、寄附金から返礼品に係る経費を差し引いた15目ふるさと応援基金積立金198万8,000円を計上しております。

10目諸費では、民生費、衛生費に係る国庫支出金等の精算に伴う返還金及び町税還付金の合計で3,306万6,000円を計上しております。

2項徴税費、2目賦課徴収費では、自治体情報システムの標準化、共通化に伴う固定資産税情報の修正等に係る役務費及び委託料の合計で586万1,000円を増額計上しております。

27ページに入りまして、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費では、戸籍の振り仮名記載に係るシステム改修委託料を336万3,000円計上し、全額国庫補助となることから、歳入において社会保障・税番号制度システム整備費補助金を増額計上しております。

3款民生費でございますが、6目障害者福祉費におけるシステム改修委託料など、合計で56万8,000円を増額するものであります。

28ページに入りまして、4款衛生費でございますが、5目母子衛生費において、妊婦健診時交通費支援事業助成金など、合計で194万9,000円を増額するものであります。

6款農林水産業費でございますが、合計で62万6,000円を減額するものであります。1項農業費、6目国土調査費においては、今後の見込額を精査し、現地案内謝礼金を57万4,000円増額計上しております。

7款商工費でございますが、小規模店舗等持続化支援事業補助金及び物価高騰対応重点支援プレミアム商品券事業補助金の合計で700万円を計上するものであります。

29ページ、8款土木費でございますが、合計で199万8,000円を増額するものであります。2項道路橋梁費、2目道路維持費において、除雪車両の車検整備等に係る公用車修繕料を699万4,000円計上しております。

3目道路新設改良費では、国庫補助金の内示減により、測量設計委託料を3,000万円減額し、姫川新規路線整備に係る工事請負費を2,500万円増額計上しております。

29ページから30ページにかけての10款教育費でございますが、合計で706万4,000円を増額するものであります。2項小学校費、3項中学校費、それぞれの学校管理費において、教員用コンピューターOSのサポート終了に伴うリース料を小中学校費の合計で152万6,000円計上しております。

同じく教育振興費では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、義務教育課程の小中学生を支援するため、児童生徒1人当たり2万円の商品券を支給する小中学生応援事業に要する経費を小中学校費の合計で525万円計上しております。なお、本補正に伴い、収支の均衡を図るため予備費を増額し、調整をしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、歳入予算の主なものについてご説明申し上げます。24ページを御覧いただきまして、10款地方交付税でございますが、本算定により地方交付税261万1,000円を増額計上するものであります。

14款国庫支出金でございますが、3目土木費国庫補助金において、歳出でご説明申し上げました道路新設改良費における測量設計委託料の減額に伴い、社会資本整備総合交付金事業国庫補助金を1,620万円減額しております。

5目総務費国庫補助金におきましては、同じく歳出でご説明申し上げました小中学生応援事業に係る財源としまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金488万9,000円を計上しております。

25ページ、17款寄附金でございますが、7月11日に安張、大竹健二郎様から10万円の寄附をいただいたことから9万9,000円を計上するものであります。

18款繰入金でございますが、本会計の収支の状況を踏まえ、財政調整基金繰入金1億5,200万円を減額するものであります。

19款繰越金でございますが、令和6年度の決算に伴う前年度繰越金の確定により、2億1,893万円を増額するものであります。

以上、一般会計補正予算についてご説明申し上げました。よろしくお願い申し上げます。

○議長（湯田健二君） 町民課長、星敦史君。

○町民課長（星敦史君） それでは続きまして、私より議案第18号についてご説明させていただきます。

議案書の31ページをお開きください。令和7年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,976万6,000円を追加し、歳入歳出とも7億1,559万3,000円とするものでございます。

32ページから36ページにつきましては総括でございますので、省略させていただきます。

37ページをお開きください。2の歳入についてご説明いたします。3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、2節特別交付金におきまして、現在年2回の医療通知を年1回へ変更するためのシステム改修に伴い、県補助金6万4,000円を増額し、総額4億5,183万3,000円とするものでございます。

続きまして、6款繰越金、1項繰越金、1目その他繰越金、1節その他繰越金におきまして、令和6年度分の決算により繰越金が確定したことに伴い、3,860万2,000円を増額し、6,860万2,000円とするものでございます。

続きまして、8款国庫支出金、1項国庫補助金、3目子ども・子育て支援事業費補助金、1節子ども・子育て支援事業費補助金におきまして、令和8年度に創設される子ども・子育て支援金制度の施行に向けたシステム改修に伴い、国庫補助金110万円を計上するものでございます。

続きまして、38ページをお開きください。3の歳出についてご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、2目連合会負担金、18節負担金、補助及び交付金におきまして6万4,000円を増額し、60万2,000円とするものでございます。これは、現在福島県は令和11年度より国民健康保険税率を県内統一するべく調整しており、その一つとして令和8年度より現在年2回の医療通知を年1回とするためのシステム改修費を負担するも

のでございます。財源につきましては、先ほど歳入にてご説明いたしました県補助金6万4,000円でございます。

続きまして、1款総務費、2項徴税費、1目賦課徴収費、12節委託料におきまして、110万円を増額し、458万1,000円とするものです。これは、令和8年度に創設される子ども・子育て支援金制度の施行に向けたシステム改修費であり、改修内容としましては、支援金制度導入に伴う保険料算定機能等の追加でございます。財源につきましては、先ほど歳入にてご説明しました国庫補助金110万円でございます。

なお、令和8年度に創設される子ども・子育て支援金制度とは、令和5年12月22日に閣議決定されましたこども未来戦略にて、子ども・子育て支援加速化プランが策定され、その財源として子ども・子育て支援金制度の創設に伴う法律が令和6年6月12日に成立されているものでございます。これらの背景には、少子化、人口減少は我が国最大の危機であり、若年人口が急激に減少する2030年、令和12年に入るまでが少子化傾向を逆転できるかどうかのラストチャンスと国は捉えており、それらを脱却すべく、社会連帯の理念を基盤に新しい分かち合い、連帯の仕組みとして、子供や子育て世代を支える支援金を医療保険料と併せて全世代、全経済主体から拠出いただくこととしており、それに対応するためのシステム改修でございます。

続きまして、8款予備費、1項予備費、1目予備費におきまして、3,860万2,000円を増額し、7,203万1,000円とするもので、これは繰越金の財源調整でございます。

以上、令和7年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の内容でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第19号 令和7年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。議案書の39ページをお開きください。事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ309万6,000円を追加し、歳入歳出とも1億691万4,000円とするものでございます。

40ページから44ページにつきましては総括でございますので、省略させていただきます。

45ページをお開きください。2の歳入についてご説明いたします。4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金におきまして、令和6年度分の決算により繰越金が確定したことに伴い、45万6,000円を増額し、45万7,000円とするものです。これは、後期高齢者広域連合の会計年度事務処理が3月31日となっておりますことから、町の出納整理期間である4月及び5月に納入された保険料分を繰越金として計上するものです。

続きまして、6款国庫支出金、1項国庫補助金、1目後期高齢者医療システム改修費補助金、1節後期高齢者医療システム改修費補助金におきまして、令和8年度に創設される子ども・子育て支援金制度の施行に向けたシステム改修に伴い、国庫補助金264万円を計上するものです。

続きまして、46ページをお開きください。3の歳出についてご説明いたします。1款総務費、2項徴収費、1目徴収費、12節委託料におきまして、264万円を増額し、439万2,000円とするものです。これは、令和8年度に創設される子ども・子育て支援金制度の

施行に向けたシステム改修費であり、改修内容としましては、支援金制度導入に伴う保険料算定機能等の追加でございます。財源につきましては、先ほど歳入にてご説明しました国庫補助金264万円でございます。

なお、令和8年度に創設される子ども・子育て支援金制度につきましては、先ほどの議案第18号にてご説明させていただきましたとおり、新しい分かち合い、連帶の仕組みとして、子供や子育て世代を支える支援金を医療保険料と併せて全世代、全経済主体から拠出いただくこととしており、それに対応するためのシステム改修でございます。

続きまして、2款後期高齢者医療広域連合納付費、1項後期高齢者医療広域連合納付費、1目後期高齢者医療広域連合納付費、18節負担金、補助及び交付金におきまして、45万8,000円を増額し、9,854万7,000円とするものです。これは、歳入の繰越金確定に伴い、後期高齢者広域連合への保険料納付費を計上するもので、出納整理期間に納入された令和6年度分の保険料を令和7年度の納付として取り扱うこととなっております。

続きまして、5款予備費、1項予備費、1目予備費におきまして、2,000円を減額し、3,000円とするもので、これは納付費の財源調整でございます。

以上、令和7年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算の内容でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（湯田健二君） 健康福祉課長、玉川清美君。

○健康福祉課長（玉川清美君） それでは、議案書47ページを御覧ください。議案第20号 令和7年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,919万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億635万2,000円とするものでございます。

48ページから52ページは総括となっておりますので、省略させていただきます。

初めに、歳出についてご説明申し上げますので、54ページを御覧ください。1款総務費、3項介護認定審査会費、2目認定審査会共同設置負担金、18節負担金、補助及び交付金でございますが、こちらは前年度分の審査件数の確定に伴い、南会津地方広域圏組合の認定審査会共同設置負担金につきまして54万6,000円の増額計上を行いました。この理由としましては、介護認定期間の延長措置が終了したことから認定審査の件数が増加となり、増額計上となったものです。

次に、9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金、22節償還金につきましては、前年度の介護給付費等の確定に伴い、超過交付されました交付金を国庫等に返還する償還金723万4,000円を増額計上するものであります。

なお、10款予備費につきましては、財源調整のため4,141万3,000円を増額補正しております。

続きまして、歳入でございますが、ページお戻りいただきまして、53ページを御覧ください。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金でございますが、前年度の介護給付費の確定に伴い、追加交付となる過年度分165万5,000円の増額をするものでございます。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金に関しましても、同理由にて528万

1,000円増額計上しております。

最後に、8款繰越金につきましては、前年度の繰越金確定により4,225万7,000円を増額計上とするものでございます。

以上、議案第20号 令和7年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

7番、大竹浩治君。

○7番（大竹浩治君） 一般会計予算で、NHKの受信料143万円ということですけれども、これ全国各地の自治体ほとんどみたいですけれども、この受信料納付ということで調査したところになっていますが、やはり本町もなっていたということで、この公用車のテレビ機能のカーナビ、これ11台ということですけれども、この取付け、設置の時期がいつかということと、車種はどのような車両に取り付けていたのか。あと、携帯のワンセグに約4台という今説明がありましたけれども、この携帯はどのような用途の目的であったか。そして、一番は公用車のカーナビ、テレビ機能がついたものなのですけれども、これは今後継続してやっていくのか、それとも取り外して対応していくのか、その辺のところをちょっとお伺いいたします。よろしくお願ひします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまの7番、大竹浩治議員の質問にお答えいたします。

まず、先ほど説明で申し上げました、カーナビが全部で11台、携帯が4台という説明をさせていただいているところでございますが、一番早いものにつきましては平成20年度、公用車1台設置から始まっております。その後車両の更新等もありますので、既にもうない車種もあります。実際のところ、先ほど説明で申し上げたとおり、3月に予算特別委員会で質問を受けるまでは、そういうワンセグのものにかかるという認識をしていなかったというのが実際でございます。ですから、カーナビが必要であれば公用車に設置していたというのが現状でございます。そういう内容で設置していた経緯があるということと、あと携帯のほうはどういう用途でつけていたか、4台なのですが、2台は地域おこし協力隊の携帯電話として使用しておりました。ただ、現時点では地域おこし協力隊の方は今いらっしゃいませんので、ゼロという形になっております。残り2台は、火災時等に消防団員にメールが入る緊急通報的な災害用の携帯電話としまして、生活安全係に1台、警備員室、夜間警備用に1台置いてある2台が対象となっております。こちらにつきましては、7月22日にワンセグがないものにもう切り替えておりますので、ここはかかっていないと。ですから、携帯につきましては今ゼロ台、車両につきましては11台対象と言いましたが、現時点では6台が対象となっております。

今後どういうような運用をしていくかということでございますが、基本的に新しい車種につきましては、カーナビが必要なものにつきましてはワンセグ機能がついていないものの対応をしていきたいと思います。ただし、町長車、議会事務局の議長さんが活用

される車両、生活安全係の車両などにつきましては、災害情報が必要になるケースが想定されるので、そこだけはつける前提で絞って対応していきたいというのが現時点での考え方でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（湯田健二君） 大竹浩治君。

○7番（大竹浩治君） 大変細かい説明ありがとうございました。

以上です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 1つ質問したいのですが、一般補正なのですが、議案書の25ページの15款の県支出金、4目の農林水産業費県補助金の中の担い手づくり総合支援事業、これ300万円減額されておりますよね。そして、その下の地域計画担い手確保支援事業補助金、こちらのほうが180万円の増額、トータルして120万円の減額となっておるのですが、28ページの6款の農林水産業費で、3目の農業振興費、補助金で担い手づくり総合支援事業補助金、こちらのほうに120万円の減額ということなのですが、歳出を減らす要因とは何なのか、説明をお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

農林課長、猪股朋弘君。

○農林課長併任農業委員会事務局長（猪股朋弘君） 今ほどの星邦一議員のご質問についてお答え申し上げます。

この事業に関しましての展開を申し上げますと、当初予算におきまして先ほど議員がおっしゃいました歳入のほう、担い手づくりの総合支援事業、これは国費による事業なのでございます。これが300万円当初で計上していたものなのですが、内示が出た段階でゼロという内示が出ました。こちらのほうゼロになってしまふとこの事業が進められないという部分もございまして、ほかに何か手当てになるものはないでしょうかということで、県のほうの補助というのを県のほうと協議いたしまして、こちらのほうの補助が使えるのではないかということで進めていたところでございます。こちらのほうの差額、300万円と180万円の差額が120万円の減額ということで歳出のほうに計上させていただきました。

以上です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 分かりました。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 29ページの教育費の中の教育振興費の小中学生応援事業についてなのですが、こちら小中学生だけであって、未就学児は該当になっていないのですが、その理由は何でしょうかというのと、それはこの歳入の物価高騰の交付金に当てはまっていないからなのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 今回のこの小中学生応援事業というのは、まず町独自の事業であるということをご理解いただきたいと思います。財源に先ほどから申しており

ます物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しているという財源と、あと若干の単独費用が入っているという形になっております。今回の事業につきましては、義務教育課程の児童生徒を有する家庭に対しまして、児童生徒1人当たり2万円の商品券を交付するということで、物価高騰の影響を受けている家計を支援すると。要は、小中学生の学校関係の関連するものに役立ててほしいという思いから今回の中身を組み立てておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） であるならば、ちょっと関連になってしまふのかもしれませんけれども、28ページの商工費のプレミアム商品券補助金で600万円ついているのですけれども、こっち一般財源で700万円出して、この制度ってやっぱり元手のある人しかあまり買わないと思うのです。だから、偏りがあるように感じて、未就学児のほうが収入が少なくて、若い人たちが子供を産んだ場合、そちらのほうがお金の面が大変だと思い、このちょっとアンバランスなところが気になりました。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） すみません。今回8番、星和志議員の指摘する内容についてなのですけれども、今回の9月補正予算に計上はしているのですが、6月に定例会が、6月会議がございまして、それから3か月の間での動きがいろいろあったところでございます。最初にまず、500万円ぐらいの臨時交付金のほうが来たところで、最初の時点ではプレミアム商品券というところも考えなくもなかったのですが、最終的に落ち着いたのはこの小中学生応援事業でというところで落ち着いた経緯がございます。その後でプレミアム商品券の案がまた上がってきまして、そちらのほうはまた単独費用でという形で対応する経緯がございましたので、そういうことでご理解よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（湯田健二君） 1番、渡部哲君。

○1番（渡部哲君） 今回補正予算で2,500万円ですか、姫川地区の道路のほうに予算をつけていただいているということで非常にありがたいと思っています。今現在、当初予算のところを工事をやっている状態で、その後引き続きやっていただけるのかなと思いまして、それであそこ大体……あれだけの広い土地というのはなかなか下郷町を通してもないと思うので、非常に利用価値があると私たち、地権者は思って、いろいろ今ある企業とか、そういうところに今働きかけているのですけれども、やっぱり少子高齢化、人口が少なくなつて働く場所がないということで、町全体が暗くなつてきているような感じがします。それで、そういった新しい雇用の場とか明るい未来に向かって利用していただきたいと思っているので、我々地権者は、それで町長さんはどのようなお考えをお持ちなのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（湯田健二君） 1番、渡部哲君、質疑を行ってください。予算に対する質疑をお願いします。今上げている補正予算について質疑をしてください。外れないように。

○1番（渡部哲君） そういうことでお願いします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 1番議員、補正の質疑を行っています。ですので、今1番議員がおつしやったのは質疑ではないですので、これへの答弁はございません。よろしいですか。

渡部哲さん、ほかにありませんか。

○1番（渡部哲君） ありません。

○議長（湯田健二君） 3番、佐藤勤君。

○3番（佐藤勤君） では、1点だけよろしくお願いいたします。

議案の17号のところの29ページをお開きください。そして、一番上段のところで、委託料として測量設計委託、これ3,000万円ですか、大きな金が入っているのですけれども、これがマイナスになっているのですけれども、その下に工事請負の、今哲君が言っていた新設道路改良工事ということに2,500万円入っているのですけれども、これは何か関わりがあるのかどうか、ひとつよろしくお願いしたいと思います。その1点だけです。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） 3番、佐藤勤議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、おただしの29ページの12節にございます委託料3,000万円でございますが、こちらは社会資本整備総合交付金の減による、いわゆる委託料の減になってございます。内容的には、町道落合十文字線の用地測量を予定しておりましたが、社会資本整備総合交付金、例年減っているのですけれども、今年大幅にまた減っておりまして、こちらの事業減による3,000万円の減でございます。なお、ページ遡りますと、24ページにおきまして、14・2・3の土木費国庫補助金におきまして、国庫補助金の減ということで、落合十文字線の国庫分1,620万円ほど減額させていただいていますので、よろしくお願いします。

また、戻りまして、おただしの29ページ、14節工事請負費でございますが、2,500万円、こちらは今ほどありました町道、新規の姫川の路線でございますが、直接的には交付金の関係でありますので、こちらには影響はないような中身になっております。よろしくお願いします。

○議長（湯田健二君） 3番、佐藤勤君。

○3番（佐藤勤君） 姫川のところ、これはよく分かりませんけれども、道路台帳に載っているのかどうか分かりませんが、新設改良工事、改良と入っていますから、もともと道路だったところなのですか。その辺ちょっとよろしくお願いします。まるっきり新設なのかどうか。

○議長（湯田健二君） 建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） こちらは、内容的には実質新規工事になります。言葉上は新規改良工事という形になりますが、新規の町道工事という形になってまいりだと思います。新設。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） この3,000万円の減と2,500万円の工事、新設改良工事とは別個でございます。これは、2,500万円は起債事業で運営しています。運営というか、工事すると。あとは、3,000万円の減はあくまでも県が配分して、国が配分してこなかったので、3,000万円を減額させたということですので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 5番、猪股謙喜君。

○5番（猪股謙喜君） 28ページの姫川の道路……
(「29」の声あり)

○5番（猪股謙喜君） 29か。失礼しました。29の道路新設改良費の工事請負費2,500万円についての中身をお尋ねしますが、まず現在進行中のやつは当初予算の中で執行されていると思っております。まず、その進行中にもかかわらず、工事を完了しないうちにもう次の工事の準備をすべきなのかと、早いのではないかと思うわけであります。同じ道路の改良で同じ道路であれば、完了をもって一区切りつけて、それから予算をつけるというのが正当なのではないかと思いますので、そこら辺の段取りのつけ方、まず1つ。

それから、先ほど1番、渡部議員が尋ねたのか、要望したのか分からぬでありますけれども、道路は目的があって造るというのが筋でありますから、この道路竣工後どのように使われ……目的です。どのように使う目的で工事を行っているのか、改めてその目的についてお尋ねします。

それから、地権者が大分道路沿いにはたくさんいらっしゃる話も聞いておりますので、開発とか、何か町としては予定があつての改良工事なのかお尋ねいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） ただいまの5番、猪股謙喜議員のご質問にお答えしたいと思います。

こちらの区間におきましては、長年地域の方のほうから整備の要望がございまして、その要望にお応えする形で今回実施するというような内容になっております。当然地域住民の利便性の向上という形が町道でございますから、交通の利便性の向上というものが主目的になるかと思います。なお、工事におきましては、できればこういう路線というのは、金額の問題もありますが、一気に予算が確保できれば発注することができればいいのですが、当初今回の4月の段階ではなかなかその辺がかないませんでしたので、内容的には半分半分の、半分の1期工事という形で発注して、もう一年、来年というふうに考えておりましたが、やはり地域住民の皆様の利便性を考慮いたしまして、速やかな実施を検討した中での予算計上となっておりますので、何とぞご理解のほどお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 5番、猪股謙喜君。

○5番（猪股謙喜君） 私の質問の中には、活用の目的なるものも質問に入っていたと思いますが、その答えがまだ得られておりませんので、そちらのほうもよろしくお願ひいたします。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 活用の前に、あそこの住民の方は道路、町道がないのにうちを建てたわけです。建てたというよりも、昔は我妻さんの自宅があつて、それを我妻さんが借りて使っていたので、それが認められた。ただし、現在工場がなくなつて、それで、ではあの土地をどうするのかということで地域から要望があつた。ただし、遅れた理由は、あそこの工場のコンクリートが打つてあるものが整理されないとその処分料がかかってしまうということで、その処分をしてから道路改良を入れましようということ。それで、当初予算は半分の予算だった。約半分のメーター。今後、来年当初予算に入れるよりは今年度で予算を計上して、3月の31日になるか、その前になるか、竣工日を入れたとしてもできなかつた場合は繰越しでやると。

というのはなぜかというと、今の工事は我妻さんのほうの後ろから計画入れたのです。要するに県道の付け替えの場合は協議が必要なので、ただし県道と今1期工事の部分のほうが荒れてしまつて、皆さんも自動車で通つて経験したと思うのですが、我々の乗用車でも、軽自動車でもいいですが、行くとひどいのです、車ぶれが。工事の人が直してくれたり、地元の人が直してくれたりしているのですが、除雪もできない、そういう状態のところに住んでいるわけです。ですから、本来ならば道路があるところに、その建築基準に基づいて許可が下りるのです、今は。建設事務、うちのほうでも届け出て、それを許可を受けているのですが、当時はそういうことがなかつたので、私用の道路として認めた。ですから、早くやらなくてはならなかつた。

だから、その後の振興計画というのは、あそこの土地を利用してどうするかということはこれから問題です。まず、道路を造ること、これが先決で、あとは起債事業で行いますから、来年やろうとも、今年事業化してやるのも6か月ぐらいはかかりますから、そのほうを先行してやつたほうが地域のためになると、住んでいる人のためになるとということの判断で今回の予算を計上しています。よろしくご理解ください。

○議長（湯田健二君） 5番、猪股謙喜君。

○5番（猪股謙喜君） 予算計上では、そういう事情は一切説明なかつたですよね。今の法律では、家を建てるためにはアクセスの道路が必要で、初めて確認申請ですか、建てるのを認められる法律になったということも含めて、そういう経過も詳しく説明がなかつたわけですから、今町長のお答えで明らかになつた部分はありますので、新設改良工事というのは、ましてや町道で、林道と違つて自主財源が必要な工事ですから、そこでやっぱり緊急性も含めて質問したわけです。財源の問題が一番大事ですから。

ですから、そこら辺の工事やるから補正を組んだのだというような言い方ではなくて、なぜ必要なのかという部分も含めての工事の……今年度9月の会議で補正を上げなければならぬ理由というのをしっかりと説明してもらわないと困るわけです。理由が分からぬ。質問権がありますから、こうやって議会の中で質問はできますけれども、まず

説明する側で丁寧な説明がないと、我々も予算書を見てどこの道路だから分からない、何のための道路だから分からない。それでは、やはりゼロから質問を考えなければならぬわけです。ですから、やはり提出案件で括弧書きでも何でもいいですから、どこの道路であるかとか、そういう部分も含めて、予算書には補正なんかは特に私はあつたほうが親切ではないかと思いますので、今後予算編成並びに補正の必要性のある場合は、なぜ年度の途中で補正を組まなければならぬのかという部分を含めて丁寧な説明を求めるます。

それから、以前諸物価高騰で入札で何度も落札者が決まらなくて、再入札、再入札で、業者が集まって、業者の中には入札するための紙がなくなってしまって参加できなかつたというような事例がありましたので、最近諸物価高騰したので、そういう部分で補正を組んだのかなという考え方ちらつと浮かんだわけです。ですから、丁寧な説明ですか、を今後求めていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁はよろしいですか。

○5番（猪股謙喜君） はい。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 議案書26ページから27ページにかけての賦課徴収費の委託料なのですが、町地籍図作成委託料、それから登記履歴管理システム構築業務委託料、登記情報・課税データ比較作業委託料、あと登記地図管理システム初期構築業務委託料と4つの委託料が計上されているのですけれども、これは具体的にどんな委託を行うのか1点お聞かせください。

それから、今皆さんから出ていた道路新設改良工事について、これに対して道路の図面とか何かはないのでしょうか。出せないのでしょうか。何か前は、道路に関しては、林道も含めて、いろんなところの道路の図面というものが出て説明された記憶はあるのですけれども、今回全く何も出ていないので、そういうものはないのかどうか、その点ちょっとお伺いいたします。

○議長（湯田健二君） 税務課長。

○税務課長（大竹浩二君） それでは、ただいま10番、山名田議員からご質問のございました、議案書26ページから27ページにかけましての委託料についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、今年11月から町基幹系システムにおける自治体情報システムの標準化、共通化に伴つてのものでございまして、補正予算書の委託料の中に町地籍図作成委託料から登記地図管理システム初期構築委託料の4つの業務委託料が明記されておりますが、まず上から2つ目の登記履歴管理システム構築業務委託料でございますけれども、こちらは今年11月から法務局との登記情報の電子連携を行うこととなっております。ただし、法務局からいただける登記情報につきましては、あくまでも分筆ですとか、新たな所有者に変わったとか、そういう異動情報のみであります、現時点で町の持っているデータ、いわゆる固定資産税の納税義務者と法務局の現在の登記所有者が合致していないケースが多くございます。ですので、まずは町内全部の登記情報を入手いたしまして整備する必要がございます。そのため、法務局より町内税務の登記情

報データを入手いたしまして、これで町側で電子システム化するための初期構築を行うものでございまして、これにより次年度からの業務に役立てていくというものでございます。

次に、1つ飛びまして、4つ目の登記地図管理システム初期構築委託料でございますが、現在の町の課税台帳公図につきましては、マイラー原図及び紙で管理されてございます。これを電子化して管理するためのシステムの初期構築になってございます。この電子化につきましては、法務局公図における町内全部の地図電子データを入手いたしまして、電子システム化するための業務でございます。

冒頭に申し上げました登記履歴管理システム、そして登記地図管理システムとともに今年度中に整備を行いまして、来年4月から稼働できるよう準備を行うものでございますが、3つ目の登記情報・課税データ比較作業委託料でございますが、登記情報を固定資産税の納税義務者に全部反映させてしまった場合、いわゆる相続登記を行わない方もいらっしゃいますことから、死亡者へ課税してしまうという可能性もございます。そういったことがないよう、登記情報と町固定資産税の納税義務者情報のデータの比較作業を行う必要がございますことから、これらの業務委託を行うというものでございます。

最後に、一番上の町地籍図作成委託料でございますが、実はこれ当初予算でご議決いただいた現在のマイラー原図、そして紙で管理されている公図を法務局の異動情報ごとに修正するための業務委託でございますが、公図を電子システム化することになりますことからこの業務が不要になりますので、これを減額するというもので、ここに委託料として計上がなっているということでございます。

以上、町地籍図作成委託料の減額、そして以下3つの業務委託の新たな計上、合計478万6,000円の増額補正ということになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（湯田健二君） 建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） 山名田議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回議案として上程させていただきまして、ご承認いただきますと速やかに作業に入るわけでございますが、そういった中で今後正確な図面等が出てくれば町道の認定も必要になってまいりますので、ご提示はそのときに可能かなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 管理システムについては分かりました。やっぱりこれシステム化、データ化するということはすごく楽になるのだろうななんて思いながら今話を聞いていましたけれども、そちらのほうは分かりました。

ただ、工事を請け負うというか、ということはここに道路を造りますよという図面あるのですか。ないのに工事って始まっているのでしょうか。その辺ちょっとどうなのでしょうか。

○議長（湯田健二君） 建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） 大変申し訳ございません。山名田議員のご質問は、今ご提示くださいという意味でしょうか、それとも後ほどということでしょうか。

(「今」の声あり)

○参事兼建設課長（玉川武之君） 現在ですか。そうしますと、大変申し訳ないのですが、ちょっと確認してまいりますので、お時間をいただきたいと思います。
以上です。

(「議長、休憩」の声あり)

○議長（湯田健二君） では、休憩します。（午後 4時20分）

○議長（湯田健二君） 再開します。（午後 4時35分）

建設課より説明資料の提出がありましたので、配付します。

詳細については、課長のほうから説明いたします。

建設課長。

○参事兼建設課長（玉川武之君） 大変お待たせしました。こちらにつきましては、担当のほうで作業を進めておりますので、図面等はございますが、内容的に今見ますと中身の部分をかなり詳細に書いている部分でございまして、いわゆる工事の概要というものがそのままちょっと載っていますので、事業的に進めていた事業の話なのでしょうけれども、担当的に、今回お配りする内容のものではちょっと不具合が生じますので、後ほど何らかの機会にご提示させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「それ消して持ってこいよ」の声あり)

○議長（湯田健二君） 間もなく午後5時、本会議終了の時間となります。このまま会議時間を延長し、会議を続行したいと思いますので、ご協力をお願いします。

○議長（湯田健二君） 建設課長。

○参事兼建設課長（玉川武之君） 今ほどご案内ありましたが、そうしましたらもう一度中身精査して加工してくる部分が必ず必要になってまいりますので、ちょっとまたお時間いただきたいと思うのですが、よろしくお願ひいたします。

(「早く行ってこい」「駆け足」の声あり)

○議長（湯田健二君） 暫時休憩します。（午後 4時37分）

○議長（湯田健二君） 再開します。（午後 4時56分）

建設課長より答弁を求めます。

建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） これからお配りしたいと思いますので、図面のほうをお配りしますので、よろしくお願ひいたします。
以上です。

○議長（湯田健二君） では、これから図面を配付します。

(資料配付)

○議長（湯田健二君） 配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（湯田健二君） それでは、建設課長、玉川武之君、説明を求めます。

○参事兼建設課長（玉川武之君） 大変お時間をかけて、申し訳ございませんでした。ただいまお配りした平面図について、若干ご説明させていただきたいと思います。

色塗りになっておりますが、7年度の工事ということで赤いところです。長さが146.8メートルという形で、当初上半期に発注している分につきましては右側の青になります。83.1メートルになります。その内容でございますが、右下の枠のところ、工事の概要が記載されているとおりでございます。なお、今回補正で追加計上させていただいているものが、左側のLイコール63.7メーターという部分で、こちらの内容になっている状況でございます。

なお、補足いたしますと、青の部分につきましては路盤整備という形で、舗装等は含まれてございません。追加分に対しまして、左の赤い部分ですが、こちらの舗装プラス青の部分の舗装という形で経費を計上しているところでございます。また、左側の端に県道が記載ございます。こちらのU字側溝、いわゆる排水の関係におきまして、U字側溝の入替えが生じております。また、県道の舗装が発生しているというような内容でございますので、よろしく御覧いただきたいと思います。

以上となります。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 以上です。分かりました。

○議長（湯田健二君） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（湯田健二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号 令和7年度下郷町一般会計補正予算（第2号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第18号 令和7年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案とおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第19号 令和7年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案のとおり可決されました。

これから議案第20号 令和7年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程の追加

○議長（湯田健二君） 過般、総務文教常任委員会に付託の陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情につきましては、9月11日に開催されました総務文教常任委員会において審査を終了し、その結果について総務文教常任委員会委員長より請願・陳情審査報告書が提出されております。この件につきましては、去る9月3日開催の議会運営委員会で協議された議事運営に沿って直ちに日程に追加し、議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加議事日程を配付します。

（資料配付）

○議長（湯田健二君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1 請願・陳情

○議長（湯田健二君） これから追加日程第1、請願・陳情を議題といたします。

総務文教常任委員会に付託の陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について、お手元に配付のとおり請願・陳情審査報告書が提出されておりますので、委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、湯田純朗君。

○総務文教常任委員長（湯田純朗君） 総務文教常任委員会委員長の湯田純朗でございます。

皆様のお手元に配付しております報告書に基づきましてご報告申し上げます。

本委員会付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第

93条第1項の規定により報告申し上げます。

「記」といたしまして、付託年月日、令和7年9月8日。件名、陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情。審査の結果、採択すべきものと決しました。審査日、令和7年9月17日。出席委員は、星昌彦君、小玉智和君、佐藤勤君、星和志君、湯田健二君、そして私であります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（湯田健二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情についての件を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。
したがって、陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情についての件は、採択することに決定いたしました。

日程の追加

○議長（湯田健二君） 今ほど採択となりました地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情については、去る9月3日開催の議会運営委員会で協議された議事運営に沿って直ちに日程に追加し、議題にしたいと思います。

さらに、町長より追加議案が提出され、皆さんところに配付しております。さきに開催されました議会運営委員会におきまして上程された議案審議終了後、直ちに日程に追加し議題とする旨の協議がなされ、了承されております。したがって、町長提案理由の説明の件、報告第9号 専決処分の報告について（専決第2号 損害賠償の額の決定及び和解について）、議案第21号 下郷町（芦の原）簡易給水施設の指定管理者の指定についての件を直ちに日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。
よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。
追加議事日程、議員提出議案を配付します。

(資料配付)

○議長（湯田健二君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第2 議員提出議案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出について

○議長（湯田健二君） 追加日程第2、議員提出議案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての件を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております議員提出議案第2号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、議案の説明を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第3 町長提案理由の説明

○議長（湯田健二君） 追加日程第3、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） ただいま、本会議にご提案申し上げました全議案について、議員各位のご理解を賜り、ご議決いただきまして、厚く御礼を申し上げます。皆様にはお疲れのところ、追加で提出いたします報告1件、議案1件についてご説明を申し上げます。

報告第9号 専決処分の報告について（専決第2号 損害賠償の額の決定及び和解について）でございますが、令和7年2月10日、役場庁舎裏駐車場において発生した落雪による自動車事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会におい

て指定された事項について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものであります。

議案第21号 下郷町（芦の原）簡易給水施設の指定管理者の指定についてでございますが、さきの令和7年度下郷町議会8月第1回会議におきましてご議決をいただきました下郷町（芦の原）簡易給水施設につきまして指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

以上、本会議にご提案いたしました追加議案等についてご説明申し上げました。詳細につきましては、後ほど所管課長から説明させますので、慎重なるご審議の上、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願ひします。

追加日程第4 報告第9号 専決処分の報告について

（専決第2号 損害賠償の額の決定及び和解について）

○議長（湯田健二君） 追加日程第4、報告第9号 専決処分の報告について（専決第2号 損害賠償の額の決定及び和解について）の件を議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 追加議案書の1ページをお開きください。

報告第9号 専決処分の報告について（専決第2号 損害賠償の額の決定及び和解について）でございますが、2ページを御覧いただきまして、本件につきましては、本年2月10日、役場庁舎裏駐車場において発生した落雪による自動車事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定された事項について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを議会に報告するものであります。

その内容でございますが、1の損害を賠償し、和解する相手方につきましては、記載の内容をご確認いただきたいと思います。

2の損害賠償の額でございますが、過失割合は町側が70%、相手方が30%であるため、相手方損害額60万8,000円の70%、42万5,600円としたものであります。

3の事故の状況でございますが、令和7年2月10日、役場庁舎裏駐車場において、空きスペースに駐車中の自家用車に役場庁舎屋根から落雪があり、相手方自動車に損害を与えたものでございます。

なお、本件につきましては、損害賠償の額を上記のとおりとして、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求訴訟等は行わないこととし、相手方との協議が調いましたので、令和7年9月4日付で専決処分をしたものであります。今後におきましても、より一層施設の安全確保に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

6番、小玉智和君。

○6番（小玉智和君） 賠償関係のあれなのですが、ちょっとこの方は役場職員だよね。そ

うだよね。町の役場駐車場で落雪に遭うなんて自体がちょっと異常ではないの。俺反対ではないよ。だけれども、そういうのが損害になるのだったら、屋根のほうにちゃんと雪止めとか、そういうのないの。つけてあるのか。外来の人が、役場以外の人が来て落雪に遭ったなんていったらば分からぬわけではないのだけれども、車を置ける職員のところに雪が落ちるなんていうというのは管理が悪いのではないの。そうでないですか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいま6番、小玉智和議員の質問にお答えいたします。

冬期間の駐車場仕切りが見えない状態で止まっていたというところで、慣例的に実際職員も止めていた中身がございます。ただし、町側としても除雪等の関連もございまして、ロープで仕切るとか、そういうことは実際していなかつたのが現状でございます。そういった中での今回の示談比率、7対3という比率につながっておりますので、今後とも施設の安全管理等につきましては対応していきたいと思いますし、この事件以降、窓とか壁に表示をつけまして、そこには駐車しないようにという表示は徹底しておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（湯田健二君） 6番、小玉智和君。

○6番（小玉智和君） 今の総務課長の説明で分かったのですが、今後同じような事故がないとも限りませんので、安全対策ということで上に雪止めとか何かつけないとやっぱり落雪になりますよ。それって、実例としてしもごう保育所でもあったのだから、やっぱりそういうことは安全対策ということを役場としてきちんとやってください。よろしくお願ひします。答弁はいいです。

○議長（湯田健二君） 4番、湯田純朗君。

○4番（湯田純朗君） 役場庁舎の裏側って、これは職員駐車場ですか。職員駐車場というのはこちらではなかったですか。こっちは来賓ですよ。こっちも職員駐車場っていってはいるのかな。そこら辺が問題。

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまの質問にお答えいたします。

今回事故のあった現場について、職員駐車場という認識はしていないところでございます。そもそもそういう区画等がないところでございますので、職員駐車場という認識は特にしていないとは思うのですが。

以上です。

○議長（湯田健二君） 4番、湯田純朗君。

○4番（湯田純朗君） そうすると、この役場の近辺には職員駐車場って全部指定されていないですか。はつきりしておかないと。総務課長、例えば私のうちに車止めて落ちたからって責任はないのです。置いたほうが悪いのです、普通でいくと。民事法でいくと。どこに置いても、落ちたら責任町で持つというのもおかしいでしょう。職員の指定って多分こっちのはずですよ。ではないというんなら、ないという証拠を出してください。

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまの質問にお答えいたします。

そもそも駐車スペースの解釈でございますが、来客用駐車場というところは表側の右側、職員玄関から表に向かって右側のところが来客駐車場という認識はしておりますので、職員はそこには止めないという認識は当然しております。空いた区画のスペースに職員は止めなければいけないのだというところの認識で車を止めている解釈だというふうに私は認識しておりますので、来客用駐車場というのは当然ありきの中で、お客様優先でというところの解釈で職員は止めているという認識をしております。よろしくお願ひいたします。

○議長（湯田健二君） 4番、湯田純朗君。

○4番（湯田純朗君） それでは、どこに置いてもいいということですか、職員は。私のときは、職員というのはこっちだってみんな言われてきたのだけれども。そして、例えばこれからまだこういうことがあるかもしれない。それで、冬期間は裏は駄目よとかちゃんと決めておかないと。私の車古くなったからって置いて潰れたら買ってもらえますか。そういう決め事をしないと、通常みんなこっち職員駐車場だって言っていましたよ。だって、こっち職員入り口だもの。玄関が。こっちに職員入り口って書いていないでしょう、裏には。そうしたら、おのずと社会通念上、職員はこっちに車置けるのだと思うでしょう。職員駐車場だ、入り口で。庁舎に入ってきて。そこら辺の見解はどうですか。

これ3回目になってしまうな。

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまの質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、明確にここに止めてくださいという指示を今後検討しまして、事故のないようなところを当然選択して、そういうところの指定をして、職員の車の置場という、駐車するスペースというところを検討してまいりますので、ご理解よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（湯田健二君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第9号 専決処分の報告について（専決第2号 損害賠償の額の決定及び和解について）の件を終わります。

追加日程第5 議案第21号 下郷町（芦の原）簡易給水施設の指定管理者の指定について

○議長（湯田健二君） 追加日程第5、議案第21号 下郷町（芦の原）簡易給水施設の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 追加議案書3ページでございます。

議案第21号 下郷町（芦の原）簡易給水施設の指定管理者の指定についてでございますが、平成30年度に事業採択となり、令和元年度より県営事業、中山間地域農業農村総合整備事業により整備を進めていた芦ノ原地区の営農飲雜用水施設が完成し、福島県により町に譲渡され、さきの令和7年度下郷町議会8月第1回会議におきまして、下郷町（芦の原）簡易給水施設として町簡易給水施設となりましたことから、他の簡易給水施設と同様に指定管理による管理運営を行うため、新たに指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

公の施設の名称でございますが、下郷町（芦の原）簡易給水施設となります。

次に、指定管理者の名称及び代表者となります、芦ノ原給水利用組合組合長、遠藤憲嗣。

指定期間につきましては、令和7年10月1日から令和11年3月31日までとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、星和志君。

○8番（星和志君） こちら指定管理ということで、委託料は発生しないのですか。発生した場合は、追加補正はないのでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまの指定管理料の中身についてでございますが、発生しませんので、よろしくお願ひいたします。

○議長（湯田健二君） 4番、湯田純朗君。

○4番（湯田純朗君） 指定管理者の件ではないのですけれども、この水道でつい最近大腸菌が10倍くらい出たという話があるのだけれども、それどうですか。それを指定管理者にするという問題もないのかどうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

農林課長、猪股朋弘君。

○農林課長併任農業委員会事務局長（猪股朋弘君） 水質検査のほうを毎月今やっている状態ですけれども、大腸菌のほう検出はされてございません。

以上です。

○議長（湯田健二君） よろしいですか。

○4番（湯田純朗君） ありがとうございます。

○議長（湯田健二君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号 下郷町（芦の原）簡易給水施設の指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で令和7年度下郷町議会9月議会の日程は全部終了しました。

これにて散会します。（午後 5時27分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年9月12日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員